

參議院外交防衛委員會會議錄第十二號

(二五〇)

はり日米同盟というものの観点から、これをスマーズに維持し、強化していくということにおいては非常に重要な法案であるというふうに認識をしております。その日米同盟という観点から、まづ法案の中身に行く前に総理に、先月行われた日米首脳会談について一つか二つ質問をさせていただきたいと思います。

四月にキャンプ・デービッドで行われたこの日

米首脳会談、いろいろと報道もされましたし、私も外務省の資料を取り寄せてかなり詳細に読ませていただきました。相当に中身の濃い議論を総理がブッシュ大統領とされたというこの中身の雰囲気は伝わってきたんですね。当然、日米安保については、約束したとおりに再編を促進するという

話もありましたし、あるいは弾道ミサイル防衛の話も、これもうちちょっと議論を深化させていくこ

うという話もありましたし、ずっと資料を読んでいたんですけど、アジア情勢、特に北朝鮮問題はも

ちろんのこと、中東情勢とか気候変動とか、果て

は日米の文化交流とか、さらには国連改革に至る

まで、非常に幅広いテーマで総理とブッシュ大統

領が議論をされたということを、ずっとこう資料

を読みながら確認させていただいたわけなんですが

総理がこの記者会見でおつしやったように、今

回の四月の日米首脳会談の最大の成果は、ブッ

シュ大統領との間で掛け替えのない日米同盟を確

認したことだと、こういうふうにおつしやつた

んですけど、今度の総理の初めての訪米、そして首

脳会談の私は最大の目的というのは、安倍総理と

ブッシュ大統領の間に個人的な信頼関係をつくる

ということに尽きるんじゃないかというふうに思っています。

いろいろ報道を見ていますと、総理も早速ブッシュ大統領とジョージ・シングツウと呼び合う関係をつくったということで、もう記者会見の中でも総理が何度もブッシュ大統領のことをジョージというふうに呼んでおられたんですが、今回、ブッシュ大統領とこれだけ長い時間一緒に過ごさ

れていろいろな会談を重ねられた上で、総理としてジョージとは非常にうまい関係を結べると、道をテレビのニュース等で拝見をさせていただきたいと思います。日本にとつては正に米国辺の率直な感想からお伺いしたいと思います。○内閣総理大臣(安倍晋三君) 日米同盟関係は、我が国の安全保障そして外交の基盤である、この

ように思います。

日本の安保条約には、もし万が一、日本が侵略を受けた際には日米で共同対処することが書かれているわけであります。日本にとつては正に米国は、唯一、日本が万が一のときに共同対処する、そういう国である。しかし、この条約はあるわけ

ではあります、同盟が機能をしていくためには

という場面があつて、総理と昭恵夫人が宿泊をさ

れたブレアハウスまでわざわざブッシュ大統領夫

妻が迎えに来て、四人で談笑しながらホワイトハウまで歩いていくという、そういう場面がブラン管に登場いたしました。

私は、この御夫婦の夕食会に実は大変興味がありまして、大変リラックスした雰囲気の中で、例え

ういう考えを持つて外交に当たっているか、安全

両国がお互いに信頼をしなければならない、これ

と、このように考えておりました。

保障、外交を開拓していくかということをよく

は国民同士の理解と信頼も必要であります。と同

時に、やはりトップ同士が信頼をし、お互いがど

ういう考え方を持つて外交に当たっているか、安全

両国がお互いに信頼をしなければならない、これ

と、このように考えておりました。

私は官房副長官として何回か森内閣時代あるい

は小泉内閣時代にブッシュ大統領との会談、タ

バッジドにおける首脳会談の前日において、ホワイ

トハウスで晩さん会が開かれたわけであります。

はお互いに同盟国として助け合っていくときは助

け合っていく、そういう関係を築いていきたいと、このように考えておりました。私は、この御夫婦の夕食会に実は大変興味がありまして、大変大切であろうと、建前を述べ合うだけではなくて、お互いに率直に胸襟を開いて本心を話し合っていくことによつて信頼を培いながら、言うべきことは言つていく、あるいはお互いに同盟国として助け合っていくときは助け合っていく、そういう関係を築いていきたいと、このように考えておりました。

私は、その日の昼に、ベセスダ海軍病院に傷付

いた米兵のお見舞いに、お見舞いのために病院を訪問をしたわけであります。私が訪問したこと

が出来たとき、私は、その日の夜に、ベセスダ海軍病院に傷付

いた米兵のお見舞いに、お見舞いのために病院を訪問をしたわけであります。私が訪問したこと

たわけであります。私が訪問したこと

が出来たとき、私は、その日の夜に、ベセスダ海軍病院に傷付

いた米兵のお見舞いに、お見舞いのために病院を訪問をしたわけであります。私が訪問したこと

が出来たとき、私は、その日の夜に、ベセスダ海軍病院に傷付

に思つております。是非、これを契機にブツシユ

ノベル

るわけです。

大統領、日米首脳の信頼関係をどんどんと深化をさせていたいと思います。

そこで、この法案の内容について次に総理に御質問させていただきたいと思いますが、法案の細かい中身というよりは、もうちょっと大きな視野で総理の御答弁をいただきたいというふうに思っています。

この在日米軍のこの再編の問題については、筆者も我が外交防衛委員会でもかなりいろいろと議論をしてまいりました。この米軍の再編、駐留米軍の再編といふものは、これは抑止を維持しながら、かつその基地の集中している沖縄とかあるいはその周辺の地域の負担を軽減するということだけもちろん我々よく分かっておりますし、またこの法案の内容についても、これはもう一々内容について総理にお伺いするつもりはないですが、

つくるということとか、あるいは特に負担の大きさで、負担の増える地域に対し特別な交付金をつくることなどは、あるいは特に負担の大さな地元市町村については、これは公共事業に対する特例を設けるとか、あるいはもう一つは、在沖縄海兵隊をグアムに移転するこのプロセスを促進するための特別な措置をつくるとか、そんな形の法案であるということはよくこの委員会でも議論をしてきたわけなんですがれども、総理に伺いたいのは、そういう中身の法案、今なぜこの日米の間で、日米関係を考えてこの法案を通さなければいけないのか。その意義について総理の言葉で御説明をいただければと思います。

○内閣総理大臣(安倍晋三君)　日米同盟関係といふのは、これは日本の安全保障、外交の基盤であります。そして、この日米の同盟、そしてまた米軍の抑止力によって、日本また地域の安全、安定が保たれている、これはもう間違いない事実でござります。この同盟関係をお互いの信頼関係の下に維持をしていくためにも、この言わば同盟を維持をするために、あるいは米軍の抑止力を維持するため、負担をしている地域の皆さんのお御理解が極めて私は重要であろうと、こう思うわけであります。

かわらず、やはりそういふ決断をし

地域に対して、国としてその地域の発展のために支援をしていくというのは私はそれは当然のこと

なんだろうと、このように思います。

そういう決意をしていただいた、判断をしていただいた方々に対して、国としてもやはりそういう方々の判断に対し、決断に対してこたえていく義務を果たしていく、それが正にこの再編交付金であるということを申し上げたいと思います。

○山本一太君 私も今総理の御答弁に全く同感として、国の平和とか安全ということものは国民全體が享受するということなんですねけれども、他方で、そこの辺はもう既成の事実、これ

で、そのための負担を負う地域といふのは、これはもう限られているといいますか、ある特定の地域の方々に負つていただくということを考えれば、私は、国がそういう、その負担を受け入れてくださった自治体、これはもちろんいろいろ反対の意見にござらうござる中で決所としてこの

の意見とかしないんか意見がある中で沙汰をしてこ  
の負担を受け入れていただけरということですか  
ら、それに対する国の支援というの私はあつて  
当然だというふうに思います。

もう総理も御存じのとおり、この新しい交付金  
については、基地を抱えるいろんな地域からもう  
既にかなりの要望が上がってきてるというふう  
に私も記憶をしていまして、例えば三沢とか百里

とか小松とか横田とか座間とか、そういうところからも恐らくこの交付金のことについて自治体の長あるいは議会の方から要望が上がってきていて。つまり、受け入れる地域の方にも強いニーズがあるということだと思います。

たまたま私は、先月ですけれども、三沢の市議会議長とそれから市長さんの名前で久間防衛大臣に送られた要望書というものをちょっと手に入れて読んでみたんですけども、その中に、苦渋の決断ではあるけれども、この三沢市としては、

これはその訓練の移転による負担増を受け入れざるを得ないと、こういう結論に達しました、ついでにはやはり地域の振興のために國の方もこの交付金の対象となるような地域にしっかりと指定してくださいと、こういう要望書を実は読ませていただきましたということもありまして、これはやはり地域のニーズもあるということを改めてやはり国民の皆さんにも分かっていただきなければいけないんじゃないかというふうに思います。

さて、今回のこの駐留米軍の再編の問題というものは、実は日米同盟、日米関係というものをどうやってとらえるかという古くて新しい議論をもう一度喚起する私は非常にいい機会だと思っております。これについては、ちょっと時間も限られておりますので、後ほど時間があれば、もう一度総理にこの法案がもたらす意味、インプリケーション、日米同盟に対する影響等々をお聞きしたいと思います。

もう総理とブッシュ大統領の首脳会談でも明かなように、日米同盟がこれはもう日本外交の正に大きな柱の一つであるということは、これはもうだれも否定する人はいないと思いますし、やはりこの日本の抱える様々な問題、特に北朝鮮問題、これは核廃棄の実現、北に核開発をあきらめさせたいなどお聞かせないという目的においても、あるいは総理が国會議員になられて以来ずっと取り組んでこられた拉致問題を解決するために、これはアメリカの協力は不可欠だと思いますし、日米連携が欠かせないということなんだと思うんですね。

特に私がちょっと最近懸念をしておりますのは、総理は日米首脳会談のときにも再三この北朝鮮問題についてブッシュ大統領と話をされて、とにかく北に対してもきちっとスクラムを組んでいくと、もし北が余り、例えば約束したことを行わないのではないかという懸念を持たざるを得ない部分もあるが、それについて総理はどうのようにごらんいうこともあります。しかし北が余り、例えは約束したことを行わないのではないかという懸念を持つたざるを得ない部分もあるが、それについて総理はどうのうなことをお聞かせくださいとお聞かせているわけになつてあるか、そのことをお聞きしたいと思います。

なんですが、もちろん私は総理がブッシュ大統領がうまくいにこの話を再三されているということを信頼しておりますが、しかしここに来て、ちょっととこの北朝鮮問題、特に拉致問題についてアメリカ政府は日本政府の間にやや温度差が広がっているんじゃないかなという観測があります。実際に幾つかそれを示唆するような現象が出てきていると。総理も御存じのとおり、六か国協議がうまくいかない、北朝鮮、ちゃんと約束を守らない、こういう中でどうも水面下で米朝が進んでいるんじやないか。少なくとも二月の六か国協議では、アメリカは、北朝鮮がちゃんと約束を守つて核廃棄に向かつて第一段階の措置を踏み出せば、例のアメリカの北朝鮮テロ支援国家指定の解除の手続を始めるというふうに言つてはいるわけであつて、そちらには、これは日米首脳会談の際に、これ真偽のほどはよく分かりません、事実なのかどうかも分かりませんが、ライス国務長官が説明の中で、国内法に照らせば、このテロ支援国家指定とともに分かりませんが、ライス国務長官が説明の中では、國內法に照らせば、このテロ支援国家指定といふことかしないとか。結構事実が曲げられて報道されても、こういう話もちょっと出てくると。

さらには、総理御存じのとおり、二〇〇六年版の国務省のテロ報告書ですかね、もうちょっと長い名前だったと思いますが、テロに関する報告書でも、五年版に比べると少し拉致問題に対する記述が削除されてきて、まあ削除というか、一部がなくなつてきて文字が少なくなつていていうよなうこと、こういういろんなことを考え方合わせてみると、何となくここに来て、日本のこの拉致問題に対する温度差というのが広がっているんじやないかという懸念を持つたざるを得ない部分もあるが、それについて総理はどうのうなことをお聞かせくださいとお聞かせしているわけですね。ちょっとはすぐに構えて論説を書けば、何

ます。

#### ○内閣総理大臣(安倍晋三君)

先般のキャンプ・

デービッドにおける首脳会談におきましては、最初、時間を掛け私とブッシュ大統領だけのチケットの会談を行いました。その後、大人数の拡大の

会話を行つたわけであります。

両方の会談におきまして、拉致問題を含む北朝鮮の問題について意見の交換を行いました。私は

まず初めにブッシュ大統領に対しまして、横田めぐみさんのお母様の早紀江さんが、ブッシュ大

統領とお目に掛かつたあの日は、めぐみが拉致を

される以来自分にとって最も感動的なすばらしい一日であったと、こうおっしゃついた、このこ

とをブッシュ大統領に伝えてもらいたいと私は言

ふるうとしている、これは止にある意味では北朝鮮の思うつぼにはまつていくわけであります。そ

れはいささかも搖るぎがないということをはつきりと申し上げておきたいと思います。

#### ○山本一太君

ありがとうございました。

そして、この拉致問題について日本と米国の考

え方であります、大統領は日本のこの拉致問題

に対する姿勢を完全に支持をする、こうはつきりと明言をしているわけであります。もちろん、例えれば拡大の会合では多少首脳以外の方が発言され場合もありますが、首脳会談は基本的に首脳がしゃべった中身がすべてであります。ブッシュ大統領は私に約束をしています。このテロ支援国家の解消についても、拉致問題を当然考慮するといふことをはつきりとおっしゃついているわけでありますし、また大統領より共同記者会見において、この問題に関する議論が拉致問題に関する自分の強い思いを弱めるようなことがあつてはならないことがあります。

このテロ支援国家解消の問題については、これ

は当然解消するのはアメリカ政府の判断でありますけれども、我々議会の有志も、アメリカの上下

両院の議員の方々に少なくとも我々の懸念を共有していただこうということで独自に書簡を作ります。

このテロ支援国家解消については、私は信頼関係が切り札だというふうに考えておきます。

このテロ支援国家解消の問題については、これ

は当然解消するのはアメリカ政府の判断でありますけれども、我々議会の有志も、アメリカの上下

両院の議員の方々に少なくとも我々の懸念を共有していただこうということで独自に書簡を作ります。

これこれ日本ではこういう問題があつて、こういふふうに考えているので、是非議会の方としても理解をしてもらいたいと、こういう書簡を今準備をしておりまして、五月末までには上下両院の全議員に送りたいと思います。これも、ある意味で

うふうに考えているので、是非議会の方としても理解をしてもらいたいと、こういう書簡を今準備をしておりまして、五月末までには上下両院の全議員に送りたいと思います。

さて、時間がなくなつてしまましたが、北朝鮮についてもう一つ総理にお伺いしたいことがあります。北朝鮮、全然約束守りません。何かバンコ・

デルタ・アジアの凍結された北朝鮮の資金の返還

ができたら、ちゃんと第一段階のあの約束した措置を履行すると言っていますが、とにかく情報錯綜しちゃって、ある日は、何か知らないんだけど、中国とか関係国がマカオにバンコ・デルタ・アジア銀行を買収させるという話が出たり、既に何かイタリアとかロシアに送金を始めたという話が出たり、いろいろ錯綜していますが、結局全然動いていないと。

先般、北朝鮮の報道官か何かが発信をした文書をちょっと読んだんですけれども、それも何か、今現在進行中だとか書いてあつたり、とにかく資金の流れが自由になればなんて、何か一回限りだと思つていたら、国際金融システムの中でこれらもちゃんと北朝鮮が資金を動かしてくれることを条件にみたいにハードルを上げているふうもあって、ちつとも動いていないと。

こういう事態を受けて、先般の首脳会談でも総理とブッシュ大統領が話をされて、いや、やっぱり忍耐というのは無限じゃないと、場合によつては強い措置も考えなければならないということをおつしやっていますし、麻生外務大臣とライス長官の外相会談でも、やっぱり北が全然動かないという話が出ていて。

こういう事態を受けて、日本政府として北に対し、この問題が全然動かなかつたらどういうタイミングで圧力を掛けっていくのか、これなかなか、総理的には難しいと思いますが、もし、どういうタイミングで北にプレッシャーをかけるのか。あるいは、そのプレッシャーを掛けるとすれば、今ある制裁、つまり二つの経済制裁法案の下で行つておられる制裁を広げるという形に重きを置くのか、それとも国連安保理決議を通じて国際的な圧力を強めていくという方向に力を入れるのか。そこら辺について答えておられる範囲で御答弁をいただければと思います。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 先般の首脳会談におきましても、この初期段階の措置を北朝鮮がとつていてない、これはもう誠に

遺憾であると、我々の忍耐も無限ではない、このまま推移していくべき更なる措置も考えていかなければいけないということを我々日々の首脳が共同記者会見で述べたわけでございます。

確かに、現在、彼らが約束した措置をとつていませんわけであります。北朝鮮がこのように国際社会の懸念に対してもこたえなければ、彼らが抱えている問題、食料の問題や経済の問題、そうした問題は決して解決することができない、ますます状況が厳しくなっていくということを理解させなければならぬと思います。

日本は既に厳しい制裁措置をとつている。これは山本さんも専門家でありますし、山本委員が中心になつて作つた制裁の法案を我々根拠に今厳しい万景峰号の入港を認めないことも含めて厳しい措置をとつておられるところでございます。

さらに、どういう措置をどういう場合にとつていかかということについては大体もう不斷の検討を重ねているわけでございます。日本としてはか

なりの高いレベルで今行つておられる。これからは基本的には国際社会においてもつとつとこの問題について理解を深めながら、私どもとともに制裁を、国連決議で既に決めておられる方をきつちりとつていていただくようになります。少し早めに終わらないと全体が入らないものですから、私の質疑はこれにて終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○ツルネンマルティ君 民主党のツルネンマルティでございます。

今日、この委員会で議題になつておられる駐留軍の再編の円滑な実施に関する特別措置法に対しても、総理大臣に質問させていただきます。

この法案は既に衆議院を通過しておられます。そして現在、この参議院で審議中です。しかし、NHKの中継によって審議の模様を国民に紹介するの

の部会に行きました。当選して一週間後ぐらいの部会に行きましたが、最初に参議院に当選していろいろな党派に対する勉強会をつくつたので是非、山本さん、出てくれというふうに言われて。當時、

自民党の中で拉致問題について本当に真剣に取り組んでいた方々というのは限られた少数の方々だけだったんですね。総理はもうそのころから、こ

れはもう主権国家としては絶対に許せない犯罪だ

と、もし無実の日本人の方がこの北朝鮮に拉致さ

れてあるのであれば、我々は政治の責任として絶

対に取り返さなければいけないと、その勉強会で大演説をされたわけで、私はその印象が今でもすごく強いです。

今日は時間がないんで、これ以上、また日米同盟等々のことには戻れないんですけど、最後に総理に一言申し上げたいんですけど、やはりこの北朝鮮問題、もちろん核の問題も大変重要な問題です

が、拉致の問題も重要。これは、拉致問題を含め

た北朝鮮問題といふものは安倍政権でなければこ

れは解決できないと、安倍総理でなければこの拉致問題を進展させることができないと、そういう

是非総理には気概を持つていて、引き続きこの北朝鮮問題、拉致問題を含む、北朝鮮の核、拉致の問題に取り組んでいただきたいと思いま

す。

そのことを最後に強く御要望を申し上げまし

て、少し早めに終わらないと全体が入らないものですから、私の質疑はこれにて終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○山本一太君 私は国会議員になつて十二年にな

るのですが、最初に参議院に当選していろんな党

派に対する勉強会をつくつたので是非、山本さん、出てくれというふうに言われて。當時、

も、法案のねらいと趣旨について分かりやすく質

問したいと思います。総理も、國民に分かりやすく簡潔な答弁をお願いしたいと思います。

法案提出の意義についてですが、日本政府は次の四つの利点を挙げています。一番目は、国として再編に取り組む姿勢が明確となり、日米関係にとつてプラスになる。二番目には、沖縄を含む負担軽減を早期に実現させることができる。三

番目は、再編による負担を受け入れた市町村の期待にこたえられる。そして四番目は、いまだ再編を受け入れてない市町村に協力を求める。私は、特にこの四番目の点についてその実施が極めて重要であると思います。

後ほどそのことについても質問させていただきますが、その前に、まず本法案が日米関係にもたらす意味について質問します。

米軍再編は、日本だけでなく世界規模で行われていることは御存じのとおりだと思います。米国は二〇〇一年秋以降、全世界において米軍の展開体制の見直しに着手しました。

そこで、一番目の質問ですけれども、この世界規模で行われている米軍再編の目的あるいは背景について総理はどのように認識しておられるのか、まずはお聞かせください。

戦構造が崩壊をしたわけであります。その段階では、世界はもうこれはより平和な時代になつてきました。そういう認識も示されていましたが、残念ながらそれはならないかたたけであります。

言わばテロとの戦い、あるいは大量破壊兵器の拡散、そして地域紛争の続発、こうした新たな課題、新たな脅威を我々は抱えているわけであります。

そうした新しい状況、安全保障環境が大きく変化した、その変化に対応する上において、そしてまた軍事技術が大変革新されたわけであります。

この軍事技術の革新を背景に、より機動性の高い体制を実現をするために米軍が世界規模で言わば

米軍の再編を行つてゐると、このように認識をいたしているわけでございます。

○ツルネンマルティ君 今の答弁の内容は私もそのとおりだと思います。その中に一つ出なかつたことについて、ちょっと触れさせていただきま

す。

二〇〇四年八月には、戦後最大と言われるアメリカの海外駐留軍の再編が発表されました。それによれば、米軍は全体として海外駐留軍を七万人減らす、特にヨーロッパの撤退が大きかつたのであります。韓国の駐留する米軍削減も発表されました。そして、ハワイとグアムの拡充が行われている中で、在日米軍の大掛かりな再編が行うようになりました。

そこで、沖縄からのアメリカの海兵隊のグアムへの移転は、日本が要求したことよりもアメリカの世界規模で行つてゐる再編の一環であることも事実であると思います。つまり、アメリカにとつてやや趣を異にしているのではないかと考えます。それは、米軍の都合というよりも、日本側の意向が色濃く反映されたからではないかと考えます。それは、経費の多くを日本側が負担していることからも分かります。

このことに関して、二番目の質問は、日本における米軍再編の目的、背景について、総理の認識をお聞かせください。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) この言わば米軍の再編、世界全体の、世界規模の再編におきまして、日本におけるこの米軍再編につきましては、私たちこの再編という時宜をとらえまして、我が国としての基本方針は、抑止力を維持をしながら、そして地域、地元の負担、負担を負つていただいてる地元の負担の軽減を図つていく、この機をとらえて負担を軽減していくことによつて、日米同盟のある意味では信頼関係を高めていくことによつてより強化をしていきたい、こう考えた

わけでございます。

そして、その中におきましても、先ほど委員が御指摘になつたグアムへの海兵隊の移転でござい

ます。これがもう從来から沖縄にとつてこの海

兵隊を移転させてもらいたい、島外に移転させて

もらいたいというのは強い要望としてあつたわけ

でございます。ですから、私たちは、この再編の機会に米側との交渉において日本が主体的にこのグアムへの移転を進めていきたい、こう主張し、その方向に向けて米側も判断をしたということでおございまして、これはそもそも決まつていていたといふことでは全くなくて、やはり日本が沖縄の今までの要望を踏まえて米側に我々が日本としての主張を展開をする中において、言わば米軍再編を進めていく中において、これは日本側の主張として、主張的な主張として了解をされたということでおございまます。

○ツルネンマルティ君 もちろん、日本の方からもその移転を要求することは私たちもよく知っていますけれども、それだけで移転することになりますけれども、それだけでは極東の安たたのではないということは私も、あるいは我々はございません。

そこで、ちよつと角度を変えて、このことに関する質問に移らせさせていただきます。

安倍総理は、さつきの答弁でもありましたように、四月二十六日と二十七日の二日間、総理として初めてアメリカを訪問しました。そして、二十一日のキヤンプ・デービッドにおいてブッシュ大統領と日本首脳会談とワーキングランチを行いました。外務省が作成した日本首脳会談の概要によれば、訪米の最大の成果は、ブッシュ大統領との間で掛け替えのない日米同盟を認識し、この同盟を強化することに合意したことであるとされてい

ます。また、総理は、一月の施政方針演説では、世界とアジアのための日米同盟は我が国外交のか

ません。この二つの言葉の意味についてそれぞれ

御説明いただいて、今後日米同盟をどのように進めようとしているのか、お尋ねいたします。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 日米間は掛け替えのない同盟であるということを先般の首脳会談でございました。

そしてなぜ掛け替えのない同盟であるか。これ日米同

のない同盟であるということをお互いに一致をしたわけであります。両国にとつてなぜ掛け替えのない同盟であるか。これはもう從来から沖縄にとつてこの海

兵隊を移転させてもらいたい、島外に移転させて

もらいたいというのは強い要望としてあつたわけ

でございます。ですから、私たちは、この再編の機会に米側との交渉において日本が主体的にこのグアムへの移転を進めていきたい、こう主張し、その方向に向けて米側も判断をしたということでおございまして、これはそもそも決まつていていたといふことでは全くなくて、やはり日本が沖縄の今までの要望を踏まえて米側に我々が日本としての主張を展開をする中において、言わば米軍再編を進めていく中において、これは日本側の主張として、主張的な主張として了解をされたということでおございまます。

○ツルネンマルティ君 もちろん、日本の方からもその移転を要求することは私たちもよく知っていますけれども、それだけで移転することになりますけれども、それだけでは極東の安

全、これはもう米国の国益であります。この極東の安全を維持をしていくために同盟関係は不可欠な同盟であるということでございます。正に、

ございます。そして、米国にとつては極東の安

全、これはもう米国の国益であります。この極

東の安全を維持をしていくために同盟関係は不可

欠な同盟であるということでございます。正に、

ございます。そして、米国にとつては極東の安

全、これはもう米国の国益であります。

かりやすく総理の言葉で説明していただきたい。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 集団的自衛権とは、国際法上は一般に、自國と密接な関係にある外國に対する武力攻撃を自國が直接攻撃されないにもかかわらず実力をもつて阻止することができます。なお、我が国が国際法上固有の権利として集団的自衛権を有していることは当然であろうと、このように考えております。

言わば、国と国との関係において日本をより安全にしていく、日本の安全を守っていく上において、日本と密接な関係がある国が攻撃された際に日本がその国を守る行動を取る、そういうことでござります。そのことによって、言わば日本が万が一、これはお互いにそういう意味では助け合つていくことによって、より平和で安定した地域をつくつていくことにも私は賛するという基本的な考え方があるのではないかと、このように思ひます。

○ツルネンマルティイ君 今の説明でも分かりましたように、集団的自衛権の行使が、少なくとも今まで、憲法ができて以来、この六十年間ではその行使が許されていなかつたということは確かに思ひます。その方向に今政府・与党が動いている、行使を認められるよう動いているということは私たちを見ていますし、懸念していますけれども、その問題に具体的にもつと入る前には、それと関連してマスコミの中でもこの方向性にどういう報道がされているかということを例にしたいと思います。

この法案の提出の背景には日米関係のいろんな会議で得られた合意があります。その一つには、二〇〇五年十月にまとまつた在日米軍再編に関する中間報告があります。この中間報告が発表された翌日には新聞各社の社説には注目すべきコメントがたくさんありました。その幾つかをちょっと簡単に紹介したいと思います。

一つは、中国、北朝鮮、テロなどの脅威に日本が共同で対抗する枠組みが作られたのによく、こ

の中間報告を高く評価している新聞もあれば、逆

に、テロとの戦いや北朝鮮の脅威に対抗する必要性は理解できる、しかし、だからといって米国の軍事戦略に丸ごと従うわけにはいかない、どこまで一緒にやるか、それはあくまでも日本独自の戦略に基づく判断でなければならぬとした危惧を指摘したコメントもありました。また、日本がアメリカの戦争に自動的に引き込まれてしまう事態は避けなければならないと書いた新聞もあります。

た。私もこのことを非常に懸念しています。

日米同盟関係の強化のねらいは、総理が設置した安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会に

総理は、それに関連して、五月の二日の記者会見において、時代に合つた安全保障のための法的基盤を再構築する必要がある。また我が国の平和と安全が維持されるように日米同盟がより効果的に機能しなければならない、日米同盟に関する幾つかの類型 我が国の国際的な平和活動の貢献に関する幾つかの類型に即して集団的自衛権の問題も含めた憲法との関係の整理について研究を行つて行く必要があると述べておられます。この懇談会では具体的にどのような類型のものを検討されているのか、お伺いします。

○ツルネンマルティイ君 先ほども別の質問に対してもお答えをしたわけですが、我が国をめぐる安全保障の環境、大きく変わつたわけでございまして、テロとの戦い、あるいは大量破壊兵器の拡散、そしてまた、統発する地域紛争といふ問題がございます。そして、その中でまた、さ

らに日本は、世界において世界の平和と安定のため貢献することを求められているわけでありま

す。

その問題に具体的にもつと入る前には、それと関連してマスコミの中でもこの方向性にどういう報道がされているかということを例にしたいと思います。

この法案の提出の背景には日米関係のいろんな会議で得られた合意があります。その一つには、二〇〇五年十月にまとまつた在日米軍再編に関する中間報告があります。この中間報告が発表された翌日には新聞各社の社説には注目すべきコメントがたくさんありました。その幾つかをちょっと簡単に紹介したいと思います。

一つは、中国、北朝鮮、テロなどの脅威に日本が共同で対抗する枠組みが作られたのによく、こ

たしていくために、さらにはまた、世界から期待を

されている貢献を日本が果たしていくことに

よつてより世界を安全にしていくために、法的な軍事戦略に丸ごと従うわけにはいかない、どこまで一緒にやるか、それはあくまでも日本独自の戦略に基づく判断でなければならぬとした危惧を指摘したコメントもありました。また、日本がアメリカの戦争に自動的に引き込まれてしまう事態は避けなければならないと書いた新聞もあります。

た。私もこのことを非常に懸念しています。

日米同盟関係の強化のねらいは、総理が設置した安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会に

総理は、それに関連して、五月の二日の記者会見において、時代に合つた安全保障のための法的基盤を再構築する必要がある。また我が国の平和と安全が維持されるように日米同盟がより効果的に機能しなければならない、日米同盟に関する幾つかの類型 我が国の国際的な平和活動の貢献に関する幾つかの類型に即して集団的自衛権の問題も含めた憲法との関係の整理について研究を行つて行く必要があると述べておられます。この懇談会では具体的にどのような類型のものを検討されているのか、お伺いします。

○ツルネンマルティイ君 先ほども別の質問に対してもお答えをしたわけですが、我が国をめぐる安全保障の環境、大きく変わつたわけでございまして、テロとの戦い、あるいは大量破壊兵器の拡散、そしてまた、統発する地域紛争といふ問題がございます。そして、その中でまた、さ

らに日本は、世界において世界の平和と安定のため貢献することを求められているわけでありま

す。

その問題に具体的にもつと入る前には、それと関連してマスコミの中でもこの方向性にどういう報道がされているかということを例にしたいと思います。

この法案の提出の背景には日米関係のいろんな会議で得られた合意があります。その一つには、二〇〇五年十月にまとまつた在日米軍再編に関する中間報告があります。この中間報告が発表された翌日には新聞各社の社説には注目すべきコメントがたくさんありました。その幾つかをちょっと簡単に紹介したいと思います。

一つは、中国、北朝鮮、テロなどの脅威に日本が共同で対抗する枠組みが作られたのによく、こ

合は日本は救助されるわけですが、救助を要請されたときに、日本がそれはできませんと断らなければいけない状況の中、お互いに幾つかの部隊が一緒に協力をし合ながらそういう国際的な活動を行つてあります。そして、果たしてこれ

は信頼関係を維持して共同で作業することができることで、やはりこれは分かりやすく、これは国民の皆様方にも説明をしていく必要があるわけあります。

ますし、また議論もこれは分かりやすい現実的な見地をもつべきと表れていると思います。既にその懇談会の第一回会合が今月の十八日に開かれたと聞いています。

総理は、それに関連して、五月の二日の記者会見において、時代に合つた安全保障のための法的基盤を再構築する必要がある。また我が国の平和と安全が維持されるように日米同盟がより効果的に機能しなければならない、日米同盟に関する幾つかの類型 我が国の国際的な平和活動の貢献に関する幾つかの類型に即して集団的自衛権の問題も含めた憲法との関係の整理について研究を行つて行く必要があると述べておられます。この懇談会では具体的にどのような類型のものを検討されているのか、お伺いします。

○ツルネンマルティイ君 今、まさしく総理の答弁の中では、この懇談会の中でその類型、今話しましたような例では、もしこれは本当に実施する方向に動けば、これはあくまでも集団的自衛権の行使を認めるという方向になるのは間違いないと思います。

一つは、総理は、この懇談会においては、その結論を予断することなく様々な観点から見識、学識に基づいて議論していただきたいとは述べておられます。しかし、懇談会のメンバーの中での集団的自衛権の行使に関しても慎重若しくは反対の態度を表明している方が一体いますか。すべての方がもう容認派ではありませんか。これに対する総理の御所見を伺います。

一つは、総理は、この懇談会においては、その結論を予断することなく様々な観点から見識、学識に基づいて議論していただきたいとは述べておられます。しかし、懇談会のメンバーの中での集団的自衛権の行使に関しても慎重若しくは反対の態度を表明している方が一体いますか。すべての方がもう容認派ではありませんか。これに対する総理の御所見を伺います。

一つは、総理は、この懇談会においては、その結論を予断することなく様々な観点から見識、学識に基づいて議論していただきたいとは述べておられます。しかし、懇談会のメンバーの中での集団的自衛権の行使に関しても慎重若しくは反対の態度を表明している方が一体いますか。すべての方がもう容認派ではありませんか。これに対する総理の御所見を伺います。

一つは、総理は、この懇談会においては、その結論を予断することなく様々な観点から見識、学識に基づいて議論していただきたいとは述べておられます。しかし、懇談会のメンバーの中での集団的自衛権の行使に関しても慎重若しくは反対の態度を表明している方が一体いますか。すべての方がもう容認派ではありませんか。これに対する総理の御所見を伺います。

一つは、総理は、この懇談会においては、その結論を予断することなく様々な観点から見識、学識に基づいて議論していただきたいとは述べておられます。しかし、懇談会のメンバーの中での集団的自衛権の行使に関しても慎重若しくは反対の態度を表明している方が一体いますか。すべての方がもう容認派ではありませんか。これに対する総理の御所見を伺います。

一つは、総理は、この懇談会においては、その結論を予断することなく様々な観点から見識、学識に基づいて議論していただきたいとは述べておられます。しかし、懇談会のメンバーの中での集団的自衛権の行使に関しても慎重若しくは反対の態度を表明している方が一体いますか。すべての方がもう容認派ではありませんか。これに対する総理の御所見を伺います。

た。このように考へているところでございます。こうした点について、四類型について、四類型を中心にして議論をしていく必要があろうという課題について議論をしていく必要があります。そこで四つの分類を例としてお示しをいたしました。

一つは、公海上においての米艦の防護でござります。日本の自衛艦と米国の艦艇が公海上で併走しているときに、米艦が攻撃を受けた際に日本の自衛艦がそれを撃退する可能性もあるのかどうかということです。

また、弾道ミサイル防衛でございます。これは、まあ現在の技術水準は別といたしまして、技術はどんどん進歩をしておりますから、そういう中におきまして、米国に飛んでいくミサイルをミサイルディフェンス、日本のミサイルディフェンスの機能を使つて撃ち落とすことが、これはできるかどうかという問題であります。明らかに米国

の都市をねらつて、そしてそのまま見ていれば何万人の米国の市民が被害を被る、あるいは亡くなつていくという中において、日本がその能力を有しているにもかかわらず、日本に飛んでこないからといってそれをそのまま何もしないで見ていいからといってそれができない

ことがあります。そしてまた、統発する地域紛争等々を行つている際の武器使用の問題でございます。一行つて、やはりこれは分かりやすく、これは国民の皆様方にも説明をしていく必要があるわけですが、結果としてこれが信頼関係を維持して共同で作業することができるかどうかという課題もあります。

そしてもう一点は、言わば国際的な平和活動を行つている際の武器使用の問題でございます。一

行つて、その中でどのよう我らが責任を果たしていきます。そして、その中でまた、さ

らに日本は、世界において世界の平和と安定のため貢献することを求められているわけでありま

す。

た。このように考へているところでございます。こうした点について、四類型について、四類型を中心にして議論をしていく必要があろうという課題について議論をしていく必要があります。そこで四つの分類を例としてお示しをいたしました。

一つは、公海上においての米艦の防護でござります。日本の自衛艦と米国の艦艇が公海上で併走しているときに、米艦が攻撃を受けた際に日本の自衛艦がそれを撃退する可能性もあるのかどうかということです。

また、弾道ミサイル防衛でございます。これは、まあ現在の技術水準は別といたしまして、技術はどんどん進歩をしておりますから、そういう中におきまして、米国に飛んでいくミサイルをミ

サイルディフェンス、日本のミサイルディフェンスの機能を使つて撃ち落とすことが、これはできるかどうかという問題であります。明らかに米国

の都市をねらつて、そしてそのまま見ていれば何万人の米国の市民が被害を被る、あるいは亡くなつていくという中において、日本がその能力を有しているにもかかわらず、日本に飛んでこないからといってそれをそのまま何もしないで見ていいからといってそれができない

ことがあります。そしてまた、統発する地域紛争等々を行つている際の武器使用の問題でございます。一

行つて、その中でどのよう我らが責任を果たしていきます。そして、その中でまた、さ

らに日本は、世界において世界の平和と安定のため貢献することを求められているわけでありま

す。

た。このように考へているところでございます。こうした点について、四類型について、四類型を中心にして議論をしていく必要があろうという課題について議論をしていく必要があります。そこで四つの分類を例としてお示しをいたしました。

一つは、公海上においての米艦の防護でござります。日本の自衛艦と米国の艦艇が公海上で併走しているときに、米艦が攻撃を受けた際に日本の自衛艦がそれを撃退する可能性もあるのかどうかということです。

また、弾道ミサイル防衛でございます。これは、まあ現在の技術水準は別といたしまして、技術はどんどん進歩をしておりますから、そういう中におきまして、米国に飛んでいくミサイルをミ

サイルディフェンス、日本のミサイルディフェンスの機能を使つて撃ち落とすことが、これはできるかどうかという問題であります。明らかに米国

の都市をねらつて、そしてそのまま見ていれば何万人の米国の市民が被害を被る、あるいは亡くなつていくという中において、日本がその能力を有しているにもかかわらず、日本に飛んでこないからといってそれをそのまま何もしないで見ていいからといってそれができない

ことがあります。そしてまた、統発する地域紛争等々を行つている際の武器使用の問題でございます。一

行つて、その中でどのよう我らが責任を果たしていきます。そして、その中でまた、さ

らに日本は、世界において世界の平和と安定のため貢献することを求められているわけでありま

す。

れてきた方々に私は集まつていただいたと、このように思つてゐるわけでありまして、こういう皆様に是非建設的な御議論をいただきたいと、このように思つてゐるところござります。

○ツルネンマルティ君 そのメンバーから、その構成からも考へると、もう最初から結論ありきと いうようなことになつてゐる。少なくとも中立の立場では議論している懇談会ではないと私は見て います。

そして、やはり国民の中でもこれに非常に懸念してゐる声が高いんです。国民だけではなくて、与党の中でもそういう声が聞こえているということは、私たちの耳にも入つてます。一つの表れは、五月十二日、十三日に行われた共同通信の世論調査によると、集団的自衛権行使は憲法で禁止されているとの政府解釈に関して、今までよいは六二%となつてます。この世論調査の結果を総理はどうに考へてますか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 世論調査というのは同じ設問、課題であつても、その実施主体やあらは時期や、あるいはこの設問の仕方によつて大分結果が違つてくるんですね。ですからそれは、世論調査ですかいろいろな世論調査があるんだろうなど、このように思ひます。

○ツルネンマルティ君 しかし、総理に対しても、この懇談会に対する支持というか、議論してもよいという人も国民の中には六〇%。しかし、これはあくまでも結論ありきでは行つてほしくないということは当たり前ですし、やはりそこでも国民の声を聞きながら考えなければならぬ、何しろ、六十年間も日本ではこの集団的自衛権の行使が認められていかつたんだから。この懇談会ではもう報告を秋でするといつこともありますから、そんなに早くそういう結論が出るのはどうかなと思つています。

もう一つの、ここから今、別な問題に入ります。もう一つの大きな問題が、沖縄駐留の米軍海兵隊のグアム移転経費であります。中でも、日本側

が負担で建設することになつてゐる海兵隊用の家族住宅の建設費が余りにも高いのは大きな問題に構成からも考へると、もう最初から結論ありきと いうようなことになつてゐる。少なくとも中立の立場では議論している懇談会ではないと私は見て います。

戸当たりの値段はその四分の一、二千万円しかありません。

この家族住宅建設用の資金は日本側が用意することになつてます。そうして、政府系金融機関である国際協力銀行から出資あるいは融資などの形で貸すことになります。その資金は家賃などとして五十年間で返還される予定と聞いています。が、果たしてその回収が本当に可能であるか大きさで五十年間で返還される予定と聞いています。いずれにしても、その資金は国民の税金が元になつてゐるので、大きな無駄遣いになつてゐるのを間違ひありません。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 世論調査といふことは、世論調査ですからいろいろな世論調査があるんだろうなど、このように思ひます。

○ツルネンマルティ君 ただし、この御質問でございますが、この家族住宅の二十五・五億ドルという金額は、検討段階における米国の見積りでございまして、これはあくまで概算でございまので、引き続き積算の詳細を日米間で協議をして、出資、融資が確実に回収されるようきちんと精査していくことが大切であろうと、このように思つていてます。

確かに、この二十五・五億ドルを戸数の三千五百戸で割ると八千万円と、こうしたことになるわら、そんなに早くそういう結論が出るのはどうかなと思つています。

等々、いろんな高くなるという理由はあるようですが、現段階でのこれはまだ積算、見積もりでございますから、これからさらに詰めていきます。

いきたいと、このように思つております。今、鏡

が負担で建設することになつてゐる海兵隊用の家族住宅の建設費が余りにも高いのは大きな問題に構成からも考へると、もう最初から結論ありきと いうようなことになつてゐる。少なくとも中立の立場では議論している懇談会ではないと私は見て います。

戸当たりの値段はその四分の一、二千万円しかありません。

これは、神奈川県のキャンプ座間への米陸軍司令部の移設は、今回の再編の中で米軍が最も重要な位置にあります。そこで、この二つの司令部の統合によつて、キャンプ座間米軍基地強化は、米軍の司令部の移転だけではありません。自衛隊の中央即応集団の司令部もキャンプ座間につくることになります。

この二つの司令部の統合によつて、キャンプ座間の周辺地域の住民たちが新たな大きな危機にさらされることには間違ひありません。つまり、万が一東アジアでは戦争が発生すれば、日本あるいはアメリカをターゲットにするミサイルの最初の一発は、ほかならぬ座間に飛んでくるのです。そうなれば、直接被害だけでも、いろんなそこの市が周りにありますから、何十万、いや何百万人の人々に被害を被ることになります。そうして、日本の大動脈、東海道新幹線あるいは東名高速道路、国道十六号線が麻痺して、そして、今は例えれば巨大災害として対策が進められている東海地震とは比較的にならないほどの甚大な損害が首都圏を覆うことになります。

ここはなぜ本当にやつていけないことか。そういう人口集中しているところには、例えば日本は批準して加盟して国際人道法、ジュネーブ条約追加議定書第一議定書五十八において、加盟国との軍事施設分離が規定されています。その一つの文章だけを読みますと、人口の集中している地域又はその付近には軍事目標を設けることを定めています。この条約はこの同条は、平時において締約国に対して義務を課すものではなく、また、武力紛争においても、あくまで紛争当事者に対して実行可能な最大限度まで攻撃の影響に対する予防措置をとることを義務付けたものであります。

○ツルネンマルティ君 時間がなくなりましたから、私が質問したいことは、人口集中するキャンプ座間には、新たに米軍司令部を呼び込めることがあります。しかし現段階でのこれはまだ積算、見積もりでございますから、これからさらに詰めていきます。

だから、私が質問したいことは、人口集中するキャンプ座間には、新たに米軍司令部を呼び込むこととなつていてます。

だから、私が質問したいことは、人口集中する大切なことは、いまだ再編を受け入れていない市

意、防衛大臣も恐らくそれは精査をしていくであろうと、このように思ひます。

○ツルネンマルティ君 これも国民が聞いていることで、本当に八千万円というのは、現段階といふことは、実際には後々そこから安くなるかどうかはこれはもちろん分かりません。

ちょっと私はもう一つ、あと六分しかありませんから、大きな問題について質問をさせていただきます。

これは、神奈川県のキャンプ座間の米陸軍司令部の改編及び陸上自衛隊の中央即応集団司令部の同キャンプへの移転は、昨年五月のロードマップにおいて在日米軍再編の一環として日米間で合意したものでございます。これらの措置は、国際法上問題を生じせしめるものとは考えていません。また、地元との関係につきましても、相模原市については一定の御理解が得られたものであると、こう認識をしています。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) キャンプ座間の米陸軍司令部の改編及び陸上自衛隊の中央即応集団司令部の同キャンプへの移転は、昨年五月のロードマップにおいて在日米軍再編の一環として日米間で合意したものでございます。これらの措置は、国際法上問題を生じせしめるものとは考えていません。また、地元との関係につきましても、相模原市については一定の御理解が得られたものであると、こう認識をしています。

今後とも、地元自治体等に対し、米軍再編の必要性について御説明を行うなど、御理解と御協力を得られるよう努めていきたいと思つてます。

そこで、ただいま委員が御指摘になりましたジユネーブ諸条約第一追加議定書第五十八条(b)でございますが、これは、紛争当事者が人口の集中している地域又はその付近に軍事目標を設けることを避けることを定めています。この条約はこの同条は、平時において締約国に対して義務を課すものではなく、また、武力紛争においても、あくまで紛争当事者に対して実行可能な最大限度まで攻撃の影響に対する予防措置をとることを義務付けたものであります。

○ツルネンマルティ君 時間がなくなりましたから、もうここで終わりにしますけれども、最初に私は話しましたように、一つのこの法案の趣旨の問題となることはないと、こう考えております。

町村に協力を求めるということは非常に大事です。それは今実施されていないと思います。

○高野博師君 公明党の高野博師です。

まず最初に、集団的自衛権について何点かお伺いしたいと思います。

まず、これまで、戦後ですが、集団的自衛権を行使したという、あるいは戦争、あるいは武力の行使の例というのはどのくらいあるんでしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) いわゆる集団的自衛権の行使としては、非常に明確なものは、これはアフガンに対する攻撃、いわゆるアフガン戦争の際にヨーロッパの国々が、NATOにおいて定められているこの集団的自衛権の行使を行うということにおいて言わば攻撃を行つたということではないかと思います。

○高野博師君 自衛権、個別的、集団的自衛権を行使したときは、国連の加盟国はすべて五十一條に基づいて報告をするということになっているんですね。この報告はアメリカだけが出しておりまして、アメリカは個別的、集団的自衛権の行使を開始したという報告をしているだけでありますて、ほかの国は出しておりません。今までの例を含めますと、これが集団的自衛権の行使だという例は今総理がおつやつたアフガンの例がまあ考えられるかなというだけでありまして、明確にこれが集団的自衛権の行使だという例はないんですね。

もう一つ、集団的自衛権を憲法に明記している国というのはどのぐらいあるんでしょうか。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 各国の憲法において集団的自衛権に関する規定があるかについて網羅的にすべて把握をしているわけではありませんが、例えばボーランド共和国、チェコ共和国、スロバキア共和国の憲法に関連の規定が置かれていると、このように承知をしておりますが、言わば個別の自衛権と集団的自衛権、これが言わば自然権であると、自衛権は言わば自然権ですね、ドロ

ワナチュエルと言つてもいいんでしょうか、自然

権としてあるということにおいて、あえて、自然以上です。

うふうにも解釈できるのではないかと思います。

また、ちなみに自民党の憲法の改正草案においてもそれは明記をしていない。それは、今申し上げたような考え方によるところでございます。

○高野博師君 今、有識者会議でその検討をされているわけであります、そもそも集団的自衛権を認めないと日米同盟というのは維持できないのか、あるいは国民の生命、財産あるいは日本の安全保障を守れないのかどうか、あるいは国際貢献ができないのかどうかということだと思います。

そこで、今お話ししましたように、過去にもあんまり例がないと、これは集団的自衛権の行使だという例は。もちろん、憲法に書く必要はない

か、あるいは国民の生命、財産あるいは日本の安全保障を守れないのかどうか、あるいは国際貢献ができないのかどうかということだと思います。

しかし、集団的自衛権が認められたから、それでは日本の安全がより守られるから、国民の皆さん

つまり意味がないかなとも思います。

しかし、集団的自衛権が認められたから、それ

と、これは国際法上認められているわけですか

ら。憲法にこれを明記する云々という議論はあん

まり意味がないかなとも思います。

しかし、集団的自衛権が認められたから、それ

と、これは国際法上認められているわけですか

ら。憲法にこれを明記する云々という議論はあん

まり意味がないかなとも思います。

しかし、集団的自衛権が認められたから、それ

と、これは国際法上認められているわけですか

ら。憲法にこれを明記する云々という議論はあん

まり意味がないかなとも思います。

としてあるという観念から、繰り返しになりますが、自民党の憲法の改正草案にも書いていないわけがありますが、しかし、もちろんこの国の安全又は地域の安定を守る上においては、言わばこうしてどうだろうかということを具体的に申し上げたようだから、このように思いました。言わばODAを活用した国際的な貢献における信頼関係のこれは構築ということも大切でしょ、日本はそういう努力を当然今まで行ってきているわけでございます。

しかし、それと同時に、私が申し上げるよう

に、四類型において、こういう類型について果た

してどうだろうかということを具体的に申し上げたわけでございまして、先ほど委員が御指摘になつたように、基本的にこれは典型的例としての

集団的自衛権の行使というのでしょうか、さらに

個別具体的、類型的にこれがそれに当てはまるか

どうかという研究やこれは解釈についての法的基盤をやはり整備をしていく必要があるのではないか

かと、こうした問題意識から懇談会を立ち上げた

ところまでございます。

もちろん、自国の安全を守るためにには様々なこ

れは角度から努力をしていく必要が当然あると、

このように私も認識をしております。

○高野博師君 四つの類型についても、本当にそ

れが現実的なかという感じがします。

○内閣総理大臣(安倍晋三君) 先ほどの集団的自衛権が明記されている、されていないという議論

真っ正面からこれは議論する必要があるんだろうと思います。しかし、もう一方で、私は、もつとやっぱり日本の平和主義ということ、これについてはきちんと現実の脅威には対応できるような体制を整えながらも、しかしもつと日本の平和主義を強めていくということが必要ではないかなといふうに思っております。

美しい国というのはやっぱり武力を使わない国だ、人間の尊厳が実現する国だ、できる国だといふ、あるいは自分の国だけが美しいということではなくて、貧困や紛争、いろんなところでいろいろな問題がある、こういうことについても思いやれる国が美しい国ではないかなというふうに思います。

ちょっと最初に集団的自衛権の話をしてしまいましたが、国際情勢について、まず大枠について

総理の認識を伺いたいと思います。

で、地球の温暖化が進んでいる。麻薬、テロ、貧困、あるいは地域の紛争等、様々な問題がある。

経済もグローバル化している。国と国との間の格差も大きくなっている。國の中でもいろんな問題が起きている。中東情勢もあるいは東アジアも不安定な要因がたくさんあると。世界じゅうの人々が

不安を持ってるんではないかということ。地球の温暖化については、これは大量破壊兵器などといふ学者もいるぐらいであります。人類の社会、国際社会が向上しているというよりも、むしろ劣化しているのかなという私は感じを持つております。

そして、この国際社会というのは、力に対しては力をという力の論理、あるいは市場の論理、國家の論理というのが支配的になりつつあるのでは

ないか、人間の論理というものが弱まりつつあるのではないかという私は認識をしておりますが、總理はどういう御認識か、簡潔にお答えいただきたいと思います。

しかし、いずれにしましても、本当に国民の生

命、財産を守るために必要だと、いうのであれば、

は国境のない中ににおいて世界を駆けめぐるわけでございます。そういう中において、だんだんこの貧富の格差は、これは広がっていくのではないかと、そういう指摘もあるわけであります。だからこそ、この国際社会がそうした格差と真正面から取り組んでいくことが大切ではないか、こう思うわけであります。

六月にドイツのハイリゲンダムで開催されるサミットにおいても、気候変動の問題、そしてまたアフリカの貧困の問題、またこのアフリカの貧困の問題を含めて世界におけるこうした格差の問題、またそうしたものを、これを解決をしていくためのイノベーション等々についてここで議論がなされるわけであります。しかし、そうした課題について、世界的な課題として国々が力を合わせていくことが重要であろうと思うわけでありますし、御党が主張しておられる、今まで主張してきたいよいよ、国連で実践をしてきております言わば人間の安全保障という観点から、人間がその尊厳を守り、基本的な人権を守り、そして日々の生活、また環境衛生を守つていくために国際社会が連携をしていくことも極めて重要ではないかと、このように認識をいたしております。

○高野博師君 正に日本が国際社会の中で何ができるかというときに、理念としてやつぱり人間の安全保障というのがなくてはならないだろうと思つております。 日米同盟について若干お伺いしたいと思います。

国際情勢、安全保障の環境が非常に変化しているという中で、日米同盟の在り方についていろいろ議論がありますが、小泉総理のときは華々しく世界の中の日米同盟と、勇ましくこれをうたい上げたのであります。が、今ほとんどそれが聞かれなくなりました。安倍総理は掛け替えのない日米同盟、これはかなり落ち着いて現実的な感じがいたしますし、いずれにしても、同盟関係というのは厳肅で神聖で確固たる信頼関係がなければ成り立たないというふうに思つております。

そういう中で、またこの2プラス2の委員会のミットにおいても、気候変動の問題、そしてまたアフリカの貧困の問題、またこのアフリカの貧困の問題を含めて世界におけるこうした格差の問題、またそうしたものを、これを解決をしていくためのイノベーション等々についてここで議論がなされるわけであります。しかし、そうした課題について、世界的な課題として国々が力を合わせていくことが重要であろうと思うわけでありますし、御党が主張しておられる、今まで主張してきたいよいよ、国連で実践をしてきております言わば人間の安全保障という観点から、人間がその尊厳を守り、基本的な人権を守り、そして日々の生活、また環境衛生を守つていくために国際社会が連携をしていくことも極めて重要ではないかと、このように認識をいたしております。

○高野博師君 正に日本が国際社会の中で何ができるかというときに、理念としてやつぱり人間の安全保障というのがなくてはならないだろうと思つております。 日米同盟について若干お伺いしたいと思います。

国際情勢、安全保障の環境が非常に変化しているという中で、日米同盟の在り方についていろいろ議論がありますが、小泉総理のときは華々しく世界の中の日米同盟と、勇ましくこれをうたい上げたのであります。が、今ほとんどそれが聞かれなくなりました。安倍総理は掛け替えのない日米同盟、これはかなり落ち着いて現実的な感じがいたしますし、いずれにしても、同盟関係というのは厳肅で神聖で確固たる信頼関係がなければ成り立たないというふうに思つております。

そこで、普天間飛行場の代替施設に関するV字案を基本として可能な限り沖合に寄せるという提案は、昨年四月の当時の防衛庁との基本合意の趣旨に基づく協力関係だと。それは法の支配、正にそれが法の支配、民主主義、自由市場経済、人権、それは結構だと思います。しかし、そういう共通の基本的な価値観だけでは國を、地域を選んでいいのかなという感じがいたします。

例え、日米豪、このオーストラリア含めた、これは対中包囲網ではないかという批判もありましすし、NATOとの関係を強化すればロシアを若干刺激すると、いろんな問題がある。しかし、今まで日本というのは、基本的価値観が違つても、この違いを認め、受け入れた上で友好関係を築いてきたという過去の歴史があるわけでありまして、各国には正に歴史的、文化的、政治的な背景があつて、いろんな価値観、違ひ、体制を持つておられるわけありますから、そういう中で、やはり基本的価値観といいながら実際はパワーポリティックスといいますか、パワーバランスというような発想が入つているんじゃないかな。要は、日本がアメリカと同じことを言い出したらんではないかというふうにとらえられることが私は若干懸念をされているということです。

○國務大臣(久間章生君) やはり、地元の意見はでっきりだけ聞くことにいたしております。しかししながら、このV字案を作る経過について言いますと、V字案が、やつぱり地元のそういういろんな要望から、それでV字案になつたわけでありまして、V字案にすると、上りと下りの風向によって二つ区別ができるし、騒音も非常に避けられるということでああいう案になつた経緯が

はどこにいるか分からない、国境もない、国民もいるわけではない、数名でもできるということでありまして、この抑止力という点については対国アフリカ側は核の傘というのもきちんとコミットしました。これは東アジアの核ミサイル、北東アジアの核ミサイル問題等を考えれば、これは抑止力といふことも考えると意味があると評価ができるんじゃないかと思つております。

そこで、普天間の代替基地、これについてお伺いしたことでもあります。特に地元の住民の強い要望があるわけです、もつと柔軟に対応してもらいたい。これも先般の委員派遣の中でも、地元の市民から、普天間飛行場の代替施設に関するV字案を基本として可能な限り沖合に寄せるという提案は、昨年四月の当時の防衛庁との基本合意の趣旨に基づく協力関係だと。それは法の支配、正にそれが法の支配、民主主義、自由市場経済、人権、それは結構だと思います。しかし、そういう共通の基本的な価値観だけでは國を、地域を選んでいいのかなという感じがいたします。

例え、日米豪、このオーストラリア含めた、これは対中包囲網ではないかという批判もありますし、NATOとの関係を強化すればロシアを若干刺激すると、いろんな問題がある。しかし、今まで日本というのは、基本的価値観が違つても、この違いを認め、受け入れた上で友好関係を築いてきたという過去の歴史があるわけでありまして、各国には正に歴史的、文化的、政治的な背景があつて、いろんな価値観、違ひ、体制を持つておられるわけありますから、そういう中で、やはり基本的価値観といいながら実際はパワーポリティックスといいますか、パワーバランスというような発想が入つているんじゃないかな。要は、日本がアメリカと同じことを言い出したらんではないかというふうにとらえられることが私は若干懸念をされているということです。

○國務大臣(久間章生君) やはり、地元の意見はでっきりだけ聞くことにいたしております。しかししながら、このV字案を作る経過について言いますと、V字案が、やつぱり地元のそういういろんな要望から、それでV字案になつたわけでありまして、V字案にすると、上りと下りの風向によって二つ区別ができるし、騒音も非常に避けられるということでああいう案になつた経緯が

ローバルな話からローカルな話に移つて恐縮ですが、大事な話なんです。

もう私は六年前からこれに取り組んでおりまして、その間に現地の調査も何回かやりました。そういう中で、今米軍側と交渉しているということでありまして、その東西横断道路ができれば、環境問題あるいは交通渋滞、これも解消するという地元の強い要望があるんですね。米軍再編の大きな一環と位置付けることができると思うんですが、そこで、地下にするのか、あるいはどういう形で道路を造るのかということを今検討中だと思いまます、できるだけ早く着手してもらいたい、建設に、ということをお願いして、一言だけ。

○國務大臣(久間章生君) 今施設部会で検討しておりますので、これをまた合同委員会にかけられると、できるだけ努力していくと思つております。

○緒方靖夫君　日本共産黨の緒方靖夫です。

名護市の米軍の新しい基地の建設工事で、海域調査ということで海上自衛隊の五千七百トンの掃海母艦が派遣された。また、その現場周辺には掃海ヘリコプターも旋回したという話です。新しい米軍基地を造るのにそうした巨大な艦船が出る、異常な事態だと思います。沖縄では、新聞の報道でも市民を相手に巨大艦船を出したと一斉に批判が起っています。

そこで、総理に伺いたいんですけども、沖縄の仲井眞知事はこう述べているんですね。自衛艦まで出すのは県民感情を考えるとやり方が荒っぽい、銃剣を突き付けるようなな連想をさせる（デリ

**○内閣総理大臣(安倍晋三君)** 今回の調査でござ  
カシーに欠け強烈な誤解を生む、信じられない、  
こう述べているんですね。総理は、知事のこの言  
葉をどのように受け止められますか。

いますが、現地調査の実施は、主として民間業者によるほか、限られた期間内で作業を安全かつこ

これは円滑に実施していく必要がありました。その観点から、海上自衛隊が持つている潜水能力等を活用して協力を行つたものであります。言わば国の資源を有効活用したということで御理解をいただきたいと思うわけでございます。そういう能力を持つてゐると言わば人的資源があるわけでございますから、それを活用したと、こういうことでございまして、今後とも、環境調査に当たつては地元の皆様に対し誠意を持って十分に御説明をしていかなければいけない、沖縄県に対しましても、今回の調査につきましてもよく誠意を持つて

○緒方尊夫君 総理、国の資源の有効活用なんて  
本当驚いた話ですよ。そうしたら、自衛隊どこで  
も行くじゃないですか。

そして、話はそんな話じゃないんですよ。何で  
沖縄が知事も含めて怒っているのか。それは、

ちょうど現地の新聞にありますけれども、県民世

論への国家の威圧だ、そう言つてゐるわけです。そして、実際防衛省も、掃海母艦を沖合に停泊させたことで妨害活動が減るのはないかと考へたと、はつきりと、自衛隊の有効活用によつて沖合に軍艦を浮かべて、そしてその妨害や市民の声を抑えようと、そうしたわけですよ。それが國家の威圧とみんな言つてゐるわけですね。

先週、ちようど当委員会で沖縄の視察を行いました。私も参加いたしました。そして、そこで沖縄県知事ともお話をさせていただきました。知事はこう述べたんですね。政府は県民の話を聞かなか

い、頭越しというしこりがある。あるいは、島袋名護市長も、防衛庁は新基地建設について誠意を持つて協議し結論を得るという昨年の当時の防衛庁長官との合意書、これを守らないと強い不満を

述べておりました。

すよ。そして、住民にアメリカとの合意を問答無用で強行するのか、それが批判です。地元自治体

が意見を述べても政府は聞き入れない。そういう姿勢に立場を問わず、自民党推薦のそういう方々も含めて、市町村長、知事も含めて怒っている。議会も同様なんですよ。

**○内閣総理大臣(安倍晋三君)** 先ほど威圧を行っていたではないかというお話がございましたが、全く威圧ということは考えていないわけでありまして、掃海母艦の方も言わば作業のバックアップとして、安全に作業を進めていくためのバックアップとしてこれはその場にいたという私も報告

を受けているわけでござります。

いずれにいたしましても、海上自衛隊の能力を活用したということについても、県側にもよく意図等々について、必要性等についても誠意を持つて説明をしていきたいと思います。

○緒方鶴夫君 総理、地元の声をよく聴いていただきたいんですよ。自民党の沖縄県連だってこう述べているんですよ。国と地元、県との協議が統一中で海自派遣は誠に遺憾、本県の政治情勢を全く理解していない、こう述べているわけですよ。ですから、威圧ではない、パックアップ、そのた  
めだと、とんでもない話だと思いますよ。

それで、私、お伺いしたいんですよ、総理。自衛隊が巨大艦船まで差し向けて、(発言する者あり)巨大艦船ですよ、五千七百トンの掃海母艦を差し向けて新しい米軍基地の調査に協力するとい

うことはかつてあつたんですか。  
○内閣総理大臣(安倍晋三君)　この海自の活用についてなんですが、これは潜水夫、海自の潜水能⼒ですね潜水を行ふ言わば潜水夫の方々に潜水

して作業をしていただいたわけなんですよ。です

ために、救助も含めてのバックアップとしてこれ  
は艦艇があるということをございまして、威圧と  
かそういうことでは全くないということは、潜つ  
ているのは言わばダイバーが潜つてゐるわけでござ  
いまして、ですから潜つてゐるわけですから、  
それは自衛隊かどうかなんということ自体がなか  
なか、制服、制服というかそういう装いをしてお  
りますが、しかしそれはあくまでもダイバーだと  
いうことは申し上げておきたいと思います。

よ、銃剣とフルードーサーで土地を奪われ米軍基地を造られた、そういう歴史を持つて、それと二重書きになるんですよ。ですから、みんな威圧だと、そういうふうに受け止めて、一斉に新聞が書き批判している。知事も自民党県連も批判しているんですよ。

ですから、そういう中で私はつくづく思いま

す。これはお答えなかつたけれども、初めてだと  
思いますよ。こんなことかつてなかつた。こんな  
かつてない前代未聞のことまでやつて、遅れなく  
米軍の新基地を造ろうということが今回のことだ  
と思います。総理とブッシュ大統領との会談の中  
で、在日米軍基地の再編、その遂行、合意したこ  
との履行、これについての一致があつたということ  
です。要するに、今回の事態というのは、その  
実行を確実にやる、スムーズにやる、そのためには  
県民の声や世論、これを切り捨てる、威圧する、  
そのためによつたと思ひます。

私は率直に最後に伺いたいんですよ。総理、そのアメリカとの約束と沖縄の声とどつちが大事なんですか。

**○内閣総理大臣(安倍晋三君)** 地元の皆様の切実な声に耳を傾けながらこの米軍の再編を着実に進めていきたく、何と云つてもこの米軍の再編とい



る質疑は終了いたしました。

午後一時二十分に再開することとし、休憩いたします。

午前十一時五十五分休憩

午後一時二十分開会

○委員長(田浦直君) ただいまから外交防衛委員会を再開いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、ツルネンマルティ君が委員を辞任され、その補欠として犬塚直史君が選任されました。

○委員長(田浦直君) 休憩前に引き続き、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案を議題といたします。

○國務大臣(久間章生君) 先般、当委員会におきまして私の答弁中、できるだけ早く、これからこの法律が通りますと、このスキームに基づいて事業費を精査して全体の事業費を決めていき、我が国の負担分を決めていきますという話を申し上げました。

そのときに、予算の単年度主義との関係から、単年度単年度で決まっていくとどうだろうかといふ問題がありますので、これはやつぱり国会へ報告して何らかの形で一定の縛りをするようなことにした方がいいと私自身は思っておりますというふうな形で申し上げましたが、それを別に条約ということを申し上げましたが、それもいつかはございました。

○委員長(田浦直君) これより質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言願います。

○浅尾慶一郎君

ただいまの久間防衛大臣の発言

に關して、予算単年度主義だということで、それによって不測の事態がないようにしたいという趣旨だというふうに理解をいたしますが、今日は財務省、政府参考人で来ていただいておりますが、まずは、単年度主義と言つておりますけれども、国庫の債務負担行為はあるは継続費といったようなものについて、要するに複数年度にまたがる我が国の支出はこの二つだというふうに理解をいたしておりますけれども、その点について少し御説明いただけますでしょうか。

○政府参考人(鈴木正規君) 今御指摘ありました

ように、国庫債務負担行為と継続費というものがございまして、ともに経費の支出が二か年度以上に要するものについて後年度、これは財政法では五年度以内となつておりますが、にわたる債務負担の権限を付与するという仕組みがございます。

それぞれ若干の違いがございますが、例えば国庫債務負担行為は債務負担権限のみを付与するということでございます。他方、継続費は、債務負担権限とともに後年度にわたる支出権限を付与するということになつております。また、国庫債務負担行為の場合、予算に計上された年度に全額償還を期するべきであります。何らかの形を決めておかないと、後のやりくりといいますか、米国にとつてもそうです。形にするのがいいのか、そのときのやつぱり政府の判断で何らかの形を決めておかないと、後のやりくりといいますか、米国にとつてもそうです。しかし、我が国にとつても、予算のいろんな変動等があつたときにはどうなるのかと気になりますので、何らかの格好で全体事業費はこう決まりましたということを国会に報告しながら、いろんな議論をそのときの政府として政府の責任でやるべきじやないかなと思つております。

○浅尾慶一郎君

間違ひなく、恐らく、どういう形であるにせよ、かなり大きな場合によつてはかつてないほどの金額だということだと思いますので、是非できるだけ、国会の関与といつよりか、国民が理解するという意味での国会の関与といふことを考えて、いつの方がいいと思いますので、是非そのことをお願いしていきたいと思います。

○國務大臣(久間章生君)

いや、そういうことも

含めて、そのときに具体的に定まつた段階で、あ

るいは今後のスケジュールが決まつた段階で、立場

は、今の御答弁で、そういうことではないんだと

いうふうにおっしゃつていましたけれども、いざにせよ、国際約束という形の国会承認がないに

しても、国庫債務負担行為あるいは継続費とい

う形で、当然グアムの海兵隊住宅が一年でできるわ

けではないと思いますから、複数年度にまたがつ

ていくことになると思うんですが、これはどちらを考えておられますか。

○國務大臣(久間章生君)

国庫債務負担行為の場

合は、今も説明にありましたように財政法上五年

以内というふうになつておるわけですね。これ

二〇一四年まで掛かって造るということになりま

すから、それを超えていくことになる可能性もあ

るわけです。物理的には、発注したものについて

はそんなに長く掛からないで仕上げることはでき

るかもしませんが、全体計画としては五年以上

に掛かるわけでありますから、その辺はどういう

形にするのがいいのか、そのときのやつぱり政府

の判断で何らかの形を決めておかないと、後のや

りくりといいますか、米国にとつてもそうでしょ

うし、我が国にとつても、予算のいろんな変動等

があつたときにはどうなるのかと気になりますの

で、何らかの格好で全体事業費はこう決まりまし

たということを国会に報告しながら、いろんな議

論をそのときの政府として政府の責任でやるべき

じやないかなと思つております。

○政府参考人(鈴木正規君)

ちょっとと、具体的な

例とということをちょっと手元はないんですけど、

前回か前々回であつたかと思ひますが、浅野外務

副大臣の方からちよつと御紹介があつた例とい

うのは私既に議事録で伺つておりますけれども、イ

ンドネシアとの間での橋の建設に必要な資金につ

いての例の御説明があり、そのことについては承

知しております。

○浅尾慶一郎君

間違ひなく、恐らく、どういう

形であるにせよ、かなり大きな場合によつては

かつてないほどの金額だということだと思います

ので、是非できるだけ、国会の関与といつより

か、国民が理解するという意味での国会の関与と

いうことを考えて、いつ方がいいと思ひます

ので、是非そのことをお願いしていきたいと思いま

す。

さて、質問を変えさせていただきたいと思いま

すけれども、午前中の安倍総理が入つての我が党

のツルネン議員の質問の中で、日米同盟は世界の

日米同盟だという発言、これは総理の発言であり

ましたけれども、ありました。

久間大臣、そして麻生外務大臣伺いますが、

日米安保条約は世界を対象にしたものなんてしま

うか。

○國務大臣(麻生太郎君)

そういう意味で言われ

たのではなくて、日米安全保障条約というものが

五十年の長きにわたつてこの地域の安定にとい

うでそれをこうしたらしいというふうなことをはつきり言える段階ではございません。

ことで、アジア地域の安定が世界の安定につながるというような観念で考えておられると思います。

○國務大臣(久間章生君)　日米が安保条約に基づいて同盟関係ができ上がりつておりますが、その行動等におきましても軌を一にしてやつてきておりますが、いろいろな国連の場におきましてもその他後、やはり日本はアメリカと軌を一にしてといふべきである、それが世界の中で非常に安定感を持つて見られておるという、そういうような意味で、世界の中でも日米安保条約に基づく日米同盟が機能しているというような趣旨で言われたんだと私は聞いておりました。

○浅尾一郎君　国民はテレビで見ているわけでありまして、最近の集団的自衛権の話もそうだと、思いますけれども、受ける印象は、日米同盟といふのは世界の日米同盟なんだと、国民の側が受け取る印象ですよ、したがつて、本来安保条約で規定されている地理的な要素を超えるという印象を与えるんだと思います。ここから先、答弁求めても議論がすれ違いますから、答弁は求めませんが、

私が申し上げたいのは、日米安保を、今素直に、  
総理の答弁を聞くと、これは世界の中で日米安保  
が機能するから、中東平和というような発言もた  
しかあつたような話を思いますので、そうする  
と、日米安保があるからイラク特措法もあるんだ  
というふうに国民党は思うわけですね。日米安保  
というコンテキストでは本来はイラク特措法は法  
律上は語れないはずなんですが、だから特措法を作つて  
いるわけであつて、それをしかし、だんだん  
だんだん世界に向かつて一緒に歩んでいくとい  
う印象を少なくとも受けるというふうに思います  
ので、それが、極論すれば、そういうふうにして  
いくんだということであれば、はつきりと日米安  
全保障条約も改定をしていくべきだし、そのこと  
を国会の中で、を通じて国民に問うていくべきな  
んではないかなと。申し上げたいのは、少しずつ  
解釈によつてどんどん幅を広げていくと

いうのは非常に危険だというふうに思いますので、そのことは是非申し上げていきたいというふうに思います。

あわせまして、集団的自衛権の話についても午前中様々な議論が行われました。これ、集団的自衛権についてはいろんな考え方があると思いますが、(以下)

が、政府が出しておられます。内閣型といふのがありますけれども、特に、何ですか、心情論として、アメリカと同盟を結んでいる中で、アメリカに向かっていふ、どうこうぶつかっているミサイルを

日本側が迎撃できないのは非常に日米安保を損なうという心情論は理解できないわけではありませ  
ん。しかし、法解釈ということにおいては、これは

集団的自衛権に一番四類型の中で該当するものなんではないかなというふうに思いますけれども、米国向けの弾道ミサイル迎撃について、外務大

臣、防衛大臣にそれぞれ個人的見解というのがあるのかどうか、この場で、分かりませんが、伺えればと。どういうふうにそれを集団的自衛権に

○國務大臣(麻生太郎君)　四類型、いわゆる公海  
二の法規をもつて、ふざくしまへ直道一いつの  
思います。

防衛と、それから国際的な平和活動の際の武器使用でしたか、それといわゆる後方支援の在り方など、大きく分けて四項目だと思います。

この中で、今御指摘になりましたように、ミサイルの防衛の例を引かれましたけれども、これは私どもが一番最初に、これは防衛大臣の方の範疇

でしようけれども、これは技術的に可能かという  
のは別の話です、これは。私ども、技術屋ではあ  
りませんけれども、少なくとも成層圏まで出たや

つを後から追掛けっていくで立たるなど、とてもそんなレベルの話は世界じゅうにないと思いますので、今その種の話はちょっと現実的にはどうか

かと思ひます。たゞ例えいゝくアムの話をしておりますが、グアムに自衛艦がいたときにそこにいきなりミサイルが飛んできたということは、それはアベリウスの口からいふことなり事ミニ

で、それはいろいろな例はあるうと思いますけれども、いずれにしても、こういつたいろいろな例に関しては、これは、何というか、懇談会の中でいろいろ議論をしていただかない、私どもの狭いちよつと予測範囲を超えないのはいかがなものかと思つております。

その上で、これまでの集団自衛権を有しているというのは、これはもう主権国家である以上当然のこととして自衛権を有しているわけですが、その憲法第九条の許容する範囲の中で必要最小限度の範囲にとどめるべきであるというもので、集団自衛権行使をするという話になりますと、その範囲を超えるものは憲法上許されないのでないかというように今までの議論はされてきたというのがこれまでの現実だったと、この五十年間にわたりて、多分そいつた話だったと思うんですが。

今回、安倍総理の言つておられるのは、日本をめぐる安全保障の環境が随分大きくなつたんで、そういう中で実効性がある安全保障といふものを考えていつた場合に、いわゆる法的基盤といふものを使もう一回再構築しないといかぬのではないか、少なくともこちらの周辺事態は、過去三十年前、四十年前とは随分違つたものになつておるのでないかと。したがつて、憲法上のいわゆる関係との間において、これ法的整理をしなくちゃいかぬので、そういう研究を進めるという考え方を表明しておられるというんであって、先月、十八日に行われました、何ですか、安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会の第一回の会合が開催されたと、私はそのように理解をしておりますんで、この懇談会において、いろいろ懇談会の中に出られる議員の方々を含めて、これは幅広い観點からいろいろ有意義な話をされるんだということを私どもは期待をしておりますんで、それがどういうところになつていくのかというのは、ちよつと今の段階で私どもの方から申し上げられるのはここまでだと存じます。

ございましたので、また議事録読んでいただければと思いますが、そういうシチュエーションがどういう状態で起きるかによつていろんな取り方があろうかと思います、そういうことを言いました。

といいますのは、我が国と全く何も関係がなく  
ていきなりどおんと向こうに飛んでいつて、向こ  
うを、向こうといいうのはアメリカですね、アメリ

力を攻撃するような、そういうような場合なんか、我が国との関係が緊迫して武力攻撃事態等が発生しておつて、そしてその延長線で、出てくる

直前の米国を奪った場合とかいろいろな状態によつて結構違ってくるんじやないかと。

でよその国に行くのをそれを打ち落とすというの  
はそれは問題があるというふうに従来の憲法解釈  
まさっておりますから、私たちはそれを考慮して

おりますけれども、そういうようなことだけでいいのかどうか。日本よりも強敵なやつを先にたたいておけばそこはもう一度と出てこないだろう

と、そうしたらそのうちに日本はゆつくりやつつ  
ければいいと思えば、日本に対する武力攻撃は、  
まだ知つていの段階でそこをやるだろうという

話を答えましたところ、いや、そういうことはあり得ないんでつて、質問者の方から、むしろもう武力攻撃がまず日本に対してやつておいた上で

や、大掛合を聞いていたんだと言わされましたんで、ちよつとかみ合わなかつた点がござりますが、いざれにしましても、そういうようなシチュエーションで、この件は、どうもどうも

てくるんじゃないかなと思いますので、この問題については、今後あいだの懇談会でどういう議論がされるのか注意深く見ておきたいと思ってお

りますが、現在までの憲法解釈でいくと、かなり狭い概念でとらえられておるというふうに理解しております。

○浅尾慶一郎君 この問題についてこれ以上議論はいたしませんけれども、冒頭申し上げましたよ

衆議院の方でも議論が  
存します

解釈によつてどんどん幅を広げていくと

うに、心情的に同盟関係に与える影響というのは当然理解ができるわけであります。ただ、法治国家ですから、心情的に理解ができるということは問題があるんではないかなというふうに思いますが、憲法にかかわることであれば最終的には国民投票ということになりますから、憲法にかかわる問題というふうに解釈をすれば最終的には国民投票ということに、憲法を変えるということになれば国民投票ということになつてくるお話になると思いますが、国会の閣与はもちろん大事ですけれども、同時に国民としての意識が大変重要なことだと思いませんで、これは御答弁求めませんけれども、そうした、国民もそういう意識になつていいかどうかということも含めて、慎重に事を運ぶべきじゃないかなというふうに思います。

あわせまして、次に厚木基地のNLPについて御質問をしていきたいと思います、伺つていきた

いと思ひますけれども、まず訓練の実施状況、これ五月十日、十四日、十五日実施をしておりますけれども、前回行われたときと今回の回数という

のはどんな感じでしようか。

○副大臣(木村隆秀君) 現地において防衛施設庁の職員が自視等によって確認をいたしております

けれども、今先生の御質問でござりますけれども、今回のNLPの回数でございますが、硫黄島においては計千四百七十回であります。厚木飛行場におきましては、戦闘機、また低騒音機も含めて百八十回のNLPが行われたわけであります。

ただ、硫黄島におきましては、NLPと同様に行われたわけであります。

○浅尾慶一郎君 硫黄島の天候が悪かつたんで

す。

いざれにしましても、七年間やつておりませんでしたので、かなりあの地域の皆さんにとつては衝撃があつたんじゃないかなというふうに、そういうように思いました。

○浅尾慶一郎君 今日は空母が出港しなきやいけないということでやられたということですが、その空母はどこに行つたんでしようか。

○国務大臣(麻生太郎君) 今言われておりますナイト・ランディング・ブラックテイス、通称夜間離発着訓練、略してNLPといふやわる訓練ですけれども、これは空母キティーホークの艦載機でありますので、空母キティーホークはアメリカの第七艦隊に所属をしておりますので、当然のこととして第七艦隊の行動の詳細についてちょっと私どもの関知するところではありませんので、これは米軍の運用に関することというように理解をしておりますので、私ども政府として申し上げる立場にはないというように御理解いただければ存じます。

○浅尾慶一郎君 今回の米軍再編で空母艦載機は岩国に移駐するということになつていますが、岩国移駐後も厚木基地でNLPというのにはあり得るんですか。

○国務大臣(久間章生君) これは、二〇〇九年の七月若しくはそれよりも後になつた場合でも、でありますので、基本的には厚木もそしてまた岩国もNLPは行わないというようなつもりで今米軍再編の計画を進めているところであります。

○浅尾慶一郎君 米軍再編後も、しかし厚木あるいは三沢、横田も予備飛行場であることには変わりないですか。

○国務大臣(久間章生君) それは、万一千の場合の、そこでできない場合の予備飛行場であることは変わりありませんけれども、あくまで予備でありまして、メーンは別途造るという前提で計画しております。

### ○浅尾慶一郎君 予備が使われる可能性というの

はどれぐらいあるんでしょうか。

○国務大臣(久間章生君) 天候でどうしてもやむを得ないというような場合には、それは予備はないわけじやございませんが、そういうふうなことは、やっぱりある程度精度を持つて予測できるよ

からも、要するに硫黄島が非常に天候があそこは悪化しやすいんですね。だから、今度探すときに

は、やっぱりある程度精度度を持つて予測できるようなところを、これもまた大事なことでありますので、硫黄島は非常に遠くて、そういうことのな

いように、ある程度のキロ数も向こうはだから要

求しているわけであります。

○浅尾慶一郎君 次に、ガム移転経費についての質問に移りたいと思いますけれども、防衛大臣は、先日、住宅建設に関する調査、これ、先般予算委員会で資料を出さしていただきておりますけ

れども、その後どのように調査は進んでおりますか。

○国務大臣(久間章生君) まだ具体的には、ま

ずこの米軍再編法案が通りまして、これを受けた形で本格的にいわゆるJBICでやるということを認めてもらつたら、それを前提としてこれからやつていくのが一つであります。

それともう一つは、今度のやつは普天間の代替施設ができて、それを条件にしてガムへ移転と

いう話になつておりますから、そちらの方の話も併せてやらなければなりませんから、まだ、米軍

の方も具体的に、今直ちに詳細ないろんな梓組み

も含めてまだ出してきておりませんので、今度の調査費等でももちろんいろんな実行単価その他を我が国なりに精査していくりますけれども、まだそこまで至つていないということであります。

○浅尾慶一郎君 住宅建設費については再三様々

にその出張の許可をもらひに来ましたんで、何かと言つたら、これから先の打合せについてやりますということで、そういう形でアメリカ本土に渡る場合もありますし、ハワイ島に行って打合せをすることもありますと、これはすべての工事費に勞務単価が物すごく高くなりますから、そういうふうにもなく、この数字は高いというふうに、そういうふうに思つておりますので、やるなら、もう正式に物価の状況、あるいはまた、特に労務者をどうするか、これを決めてもらわないと、ガムの人を使つてやる、あるいは米本土から持つてくる、あるいは日本から連れていく、そういうふうなことになりますと、これはすべての工事費に勞務単価が物すごく高くなりますから、そういうふうに思つておりますので、やるなら、もう正規にハワイに行つてきますつて私のところにその出張の許可をもらひに来ましたんで、何と同時に、いろんな資材をどういうふうに決まりますから、まずそういうような条件等についてすり合わせをしていく。

それと同時に、いろんな資材をどういうふうにするか、建設のテンポをどうするか、そういうものを決めた上でやつていこうと思ひますし、それともう一つは、アメリカ自身もそうですけれども、どういう階層の連中が行くかによつて、同じ海兵隊の家族住宅といつても、結構そこはまた間取りその他も違つてしまりますので、そういう詳細が決まりませんとなかなか単価が出しにくいいいならないかと思いますので、その辺は結局は安くなるようやらなきゃこっちが損するわけですから、それは安くなるように努力したいと思ってお

ります。

○浅尾慶一郎君 ガム移転経費で来年度予算の概算要求に盛り込むべきものというのはあるんですけどあります。

○国務大臣(久間章生君) 先般も審議官クラスがアメリカに、ハワイに行つてきましたんで、何

かと言つたら、これから先の打合せについてやりますということで、そういう形でアメリカ本土に渡る場合もありますし、ハワイ島に行って打合せをすることがありますと、これはすべての工事費に勞務単価が物すごく高くなりますから、そういうふうに思つておりますので、やるなら、もう正規にハワイに行つてきますつて私のところにその出張の許可をもらひに来ましたんで、何と同時に、いろんな資材をどういうふうに決まりますから、まずそういうような条件等についてすり合わせをしていく。

○浅尾慶一郎君 しつかりと詰めていつてくださいというふうに思います。

最終的には、来年度の予算について、今、調査費というような話でありますけれども、例えば、このガムにおける施設整備に関して具体的な金額で合意されるのはいつごろというふうに考えておられますか。

○国務大臣(久間章生君) これは、私の勘で言つてはなんですけれども、こういうやつが決まりましてからやっぱり調査をして最低一年は十分掛かるわけでありまして、やっぱりそういう点では、来年度はその調査をして果たしてその設計まで持つていいけるかどうか。そこは一年半ぐらいいはかるんじゃないかなと思いますんで、来年度はも

う本当にそういう点では無理だろうと思つております。

ます。

○浅尾慶一郎君 当然、合意した場合には国会に報告するということの説明責任を果たすべきと考えていきますけれども、先ほどの話で、そういう理解でよろしいわけですね。

○国務大臣(久間章生君) 私は、これは国民みんなも関心がありますし、また、国民だけじゃなくて、特に国会の先生方も全体としてどれぐらいの金額まで圧縮できたのかというようなことについてもまた関心があろうかと思いますので、私どもとしては、やっぱりこれは調査して設計を組んで向こうと合意をして、そしてその内容については国会へ報告すべきものだというふうに認識しております。

○浅尾慶一郎君 次に、国際協力銀行の出資、融資について質問に入りたいと思います。

財務省は、もしあれでしたら結構でございますので。国際協力銀行は今度民間銀行になるわけですね。株式会社日本政策金融公庫という形に、民間銀行になるわけでありますから、出資財産保全とか貸付金返済を確保する義務とというのが法律上あるんでしょうか。

○委員長(田浦直君)

〔速記中止〕

○委員長(田浦直君) いや、速記を起こしてくださいと速記を止めてください。

○委員長(田浦直君) いや、速記を起こしてください。

○国務大臣(久間章生君) 今、法律上の義務としては明文規定はございませんが、国際協力銀行も銀行でありますから、当然、自分の出資、融資し

るというのについては、それを確保するというのは当然のこととして出てくるものと思いますし、そしてそれに、もうその義務をもしやらない場合は一般的な監督権限に基づいての指導はあろうかと思います。

○浅尾慶一郎君 私がこの質問をしているのは、今回の法案で国際協力銀行が出資をしたり融資をしたりするということなんですが、その裏側で、

例えば利息ゼロ、無利子融資というのもできる

と。しかし、裏側で無利子融資の分は無利子で国からお金が行きますよ、それから出資する金額についても国からお金が行きますよということも書かれていますし、さらにその出資をしたもので

損失が出た場合には、これは別会計になつていて、国が負担をするということになつてているわけでありまして、そだとすると、もちろんそうはいつても善管注意義務ぐらいのことはやるでしょうけれども、果たして本気になつて出資財産保全や貸付金返済を確保するのかなという疑問を持つたわけであります。

今おっしゃつたように、法律上の義務はないと。じゃ、監督というふうにおっしゃいましたけれども、どこが監督する権限を法律上持つているということですか。

○国務大臣(久間章生君) それは金融担当大臣なり、今の場合でしたら財務大臣ですね、財務大臣権限としては金融監督担当大臣でしようけれども、防衛大臣はこの法律に基づいてのいわゆる主務大臣としての権限が発生しますから、だから主務大臣の監督下に置かれることになります。そして、主務大臣としては、国としては出資、融資を、低利融資をしている場合、その原資を、特に出資をしている場合には、これはやつぱり財政法

とか国有財産法に基づく債権といいますか、そういう形での監督責任は伴いますから、この法律に基づいてその監督権限行使しなければならない

担保できるんじゃないかなと思っております。

○浅尾慶一郎君 法律に基づいての監督権限といい、そういう立場にあると思いますので、それで

○國務大臣(久間章生君) この法律の、この法案の今の第二十二条第一項により読み替えて適用する国際協力銀行法第五十二条第一項が、防衛大臣

は国際協力銀行の業務を監督するということになつてまいります。

○浅尾慶一郎君 そういう形で監督権行使をしながらということで、出資財産保全、貸付金返済の確保の履行に努めてもらいたいというふうに思いますが。

次に、事業主体、SPEを使われるということですけれども、このSPEの経営陣というのはどういう人がなるのかなと。国際協力銀行からの出向者とか、防衛省、外務省からの出向者、OBの天下りが行くような気がしなくもないんですけど、どういう人を考えられるんですか。

○国務大臣(久間章生君) すぐ何かあると天下りと言われますけれども、そういうことよりもむしろ、これは初めてのケースでございますから、むしろ、このSPEがどういうようにしてますつくられるか、民間活力を積極的に導入するために今後競争的な手続で選定されていくんだと思います。

○国務大臣(久間章生君) いろいろと知恵を出していかなきやならないんじやないかなと思ひますので、その辺は、役人だから駄目だというような言い方されますと、役人の中方がかえつていい場合、いい人材もおるんじやないかなと思いますので、私は、民間がすべていいように最近言われておりますけれども、必ずしもそうじやないんじやないかなというケースも見ておつて感じることもありますので、余り排除しないで選定すべきじゃないかなと思つております。

○浅尾慶一郎君 私も、別に民間がすべていいと言つつもりは特になんですが、もつと言えば、本件については建設コストの見積り、それから米側が支払うであろう、何というんですか、家賃の交渉もすべて防衛省が中心になつてやるというふうな気がするんですけども、具体的には監督権限に触れられているところというのはあるんでしょうか。

○国務大臣(久間章生君) この法律の、この法規の今の第二十二条第一項により読み替えて適用する国際協力銀行法第五十二条第一項が、防衛大臣の防衛省あるいは国際協力銀行が責任を明確にす

るという形で出向者を出していつた方がいいんじやないかという気もします。その代わり、その人は、極論すれば片道切符ではなくて、そこで実績を上げたら本省に戻ってきてしかるべきポストに就けるような形にした方が、全体としてのコストも下がるでしょうし、無駄もなくなるんではな

いかと思いますが、その点のお考えはどうでしょうか。

○国務大臣(久間章生君) それは私自身もそういうような道を探るべきだと思います。

ただ、現在の公務員法上、民間会社に行つて帰つてくる。これが、この場合は結構長期になるかもしれませんので、今の民間に行くのは二年ぐらいいの程度でございますけれども、そういう形でどうなのかなと思ひますので、現在のような仕組みのままいいのかどうかも含めて具体的になつてきたときには検討をする必要があるんじゃないかなと思います。

○国務大臣(久間章生君) いろいろと議論をしていきますと、米軍住宅について言えば、極論すれば、国が全部国際協力銀行をかませずにやつた方が責任の所在という面では明らかになるでしょうし、そうなれば民間会社の出向といったような話はなくなります。

○浅尾慶一郎君 いろいろと議論をしていきますが、逆に言うと、責任の所在が、先ほど国際協力銀行、あるいは今度日本政策金融公庫ということになると、なるわけでしようけれども、の絡みで質問をさせさせていただいたのは、国際協力銀行は国から無利子でお金が来る、そして出資金の分も国から来る、損失が出たらそれは補てんしてもらえると。損失が出る可能性性というのはどこであるかといえば、入つてくる家賃でもつて造つた建物の費用を回収できなければ損失が出ると。非常に分かりやすいプロジェクトなんだと思うんですが、そこで、いや、あえて高いものを造つてだれが得をするかというと、SPEから今度はどこかの請負の建設

会社なりに本当の天下りをする場合にその人は得をするでしようというようなことなんだろうなど思ひますんで、そういうことがないような仕組みは余り大きくなっています。

そうだとすれば、変な癪着がないという前提で思ひますんで、そういうことがないような仕組み



と。全国的なことでは米軍再編というのは避けられないし、やらなければならぬけれども、それを再編によつて負担が増えるところについてはやつぱり何らかの配慮をしてやる必要があるんじやないかということで今度の法律を作つたわけですが、さういふうな考え方と根っこは一緒であるというふうな意味で答えたわけであります。

○ 江原一郎君 紹介します  
○ 犬塚直史君 民主党の犬塚でございます。

いよいよ米軍再編の法案の審議も大詰めに入りました。私は、前回いろいろと、SPEなんかを中心にして、いかにして安く将来性見える形でこういう事業が展開できるのか、あるいは経費節減のためどうしたらいいかという視点で質疑をさせていただいたんです。今日二回目なんですが、けれども、これやればやるほど、この米軍再編をして日本がこれからどういうふうになっていくのかなという疑問がやっぱり、そもそもになつてしまふんです。が、出てくるわけであります。

二〇〇四年、私が当選させていただいたんです。が、そのときの大きな争点の一つがやっぱりあのときのイラクに対する自衛隊の派遣であります。特に地元の人たちは、戦争体験ある人たちが、一体日本はこれからどうなるんだということを本気で心配されていたのが今でも鮮明に覚えているんですけど、長崎は特に被爆県ということもありまして、一体どうなるんだと、米軍再編これからやつていつて、それはまあいいとしても、一体日本はどこに行くんだということがやっぱり一つ大きな疑問だと思います。

そうした中で、今度、安倍総理が官房の中に懇談会を開くと。今まで安倍総理が言つておられたのは、日本とアメリカの集団的自衛権の研究をすらんなどということを盛んに言つておられましたんで、私はそういう集団的自衛権の研究をする懇談会なのかなと思つておったんですね。そうしたところが、出てきたタイトルが安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会という名前ですので、名

前としてはこちらの方がはるかにいいと思うんですけれども、まずその辺、官房の方に、この懇談会の今までの設立の経緯と趣旨というようなところからまずは教えてください。

昨年九月、安倍内閣が成立をいたしまして、總理の所信表明演説の中で集団的自衛権の個別具体的な在り方について研究をしたいということを明確に最初に発言をいたしました。それを受けまして、五月の十八日に、今御指摘の安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会が設立をし、スタートしたところでござります。

この懇談会は今年の秋をめどに個別具体的な、安倍総理がこの十八日には四つの類型について

○**大塚直史君** そこで、大変大事な、言わば総理の公約を受けるような懇談会ですから大事な懇談会だとと思うんですけど、私は官邸のホームページで発表している資料三というのを今ここに持つてあるんですけど、まずこのタイトルが総理の問題の意識というタイトルで、その下に括弧して冒頭発言案と書いてあるんですけど、これはだれが書いた文章なんですか。

官邸のホームページで発表されているものでござります。十八日の安全保障の再構築に関する懇談会第一回会合における総理の冒頭発言資料として、総理の指示の下で事務方、内閣官房が用意したものでございます。

には、この中を見ても集団的自衛権という言葉だけは、ただの一度も出てこないんですね。総理があれだけ集団的自衛権と言つていて、その懇談会に冒頭発言に集団的自衛権が一言も出てこないというのはどういうことなんですか、御説明願えますか。

○内閣官房副長官(下村博文君) 総理のかねでから問題意識を踏まえまして、総理は十八日の安

三保章)去的甚密)丹青夢之隱之隱幾矣都一回

全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会第一回会合の冒頭発言におきまして、個別具体的な類型

の例として、一つに公海上の米艦防護、二つ目として弾道ミサイル防衛、三つ目として国際的な平

和活動の際の武器使用について、四つ目としていわゆる後方支援の在り方、このような四つの類型

を示されました。  
懇談会の議論におきましては、これら個別具体

的な類型に即し、集團的自衛権の問題はもちろんでございますけれども、例えはPKOを始めとす

る国際的な平和活動への積極的な関与という観点から、いわゆる集団安全保障と我が国の活動の関

係などについても検討する必要がある場合もあり得る上。このように、福井の観点から憲法上の関

得る。しかし、帆船の運営から製法との関係の整理につき結論を予断することなく様々な観点から検討して、二つに分けて考察して

点から検討していくべきだ。このように考えての発言でございます。

**○犬塚直史君** 趣旨は分かりますし、内容もその四類型だというのはよく承知しているつもりなん

ですけれども、非常に簡単な質問なんですが、あれだけ集団的自衛権とおっしゃつていたのに、こ

の冒頭の発言にその言葉が一つも出てこないというのは何か意味があるんですかね。

○内閣官房副長官(下村博文君) 先ほど申し上げました四つの個別具体的な事例の中で、予断なく

議論していただきたいということの中でも、必ずしもすべてを集団的自衛権ということに限定しない

議論もあり得るのではないかと、集団安全保障と、そういうふうな観点からの議論もあるのでは

いかということと、集団的自衛権ということを  
うして表現しないで、元ほど御指摘の憲理発言に

あえて表現しないで、先ほど御指摘の経理弁言はなつたものではないかというふうに思います。

**○大塚直史君** それでは、この四類型の中でどれが集団的安全保障に当たるのかということを想定

して類型にしたのか、教えていただけますか。

し上げましたが、一つ目が公海上の米艦防護、二つ目が弾道ミサイル防衛、四つ目が、国際的な平

## 和活動の際の武器使用、四つ目がいわゆる後方支



うちにどんどん事態が進展していく  
まうと、どうなことなわけですね。

ませんけれども。

今のお話に非常に関係すると思うのですが、その程度の話と言つたら失礼ですけれども、武器使用の、言わば交戦規定、PKOで出ていったときの日本の交戦規定、要するに出ていくか出でないかといふのはこれは大きな問題でありますて、それは是非懇談会でもやつてもらいたいんですけど、出ていった後の交戦規定などについてこ

ただ私は、今の、集団的自衛権と言いつつも、何か武器使用の話であったり、あるいは給油中、あるいは米軍と一緒に並んでいるときの米軍にに対する攻撃に対してどうするかというような話を、練習が今までずっと言つてきた集団的自衛権の文脈の中でこういうものが出てくるというのが、日本どこへ行つちゃうんだろうなというふうにますます不安に感じてるんです。

ここでわざわざ書くということは私は本末転倒で  
あつて、これをここに書くことによつて森自身が  
見えなくなつてしまふと、そういうふうに感じる  
んですけど、いかがでしようか。

**O・國務大臣（久間章生君）** それは、先生の場合は  
二〇〇四年に出てこられたからあれですけど、そ  
れ以前のは、とにかく武器の使用についてもう非  
常にうるさい議論ばかりで、まず外国に行つたと  
きはとにかく丸腰で行かにやいかぬかのような、  
そういう議論ばかりあつておつたわけであります  
から、やつぱり今は、もうこういう議論をこうい  
う委員会の席でやれること自体が非常に進歩して  
いるわけでござりますけれども。

○國務大臣(久間章生君) 総理の国会答弁なんかを聞いておりますと、憲法で禁じてゐる集団的自衛権の行使というのがどこまでなのかということをやつぱりもう少し詰めたらしいんじやないかといふのが根っこにあつて、憲法で禁じられてゐる集団的自衛権はこういうことまでは言つてないんじゃないかという思いが根っこにやつぱりあるんじゃないかなと思うんです。

私たちも実を言うとそういう思いがあるわけですか。何でもかんでも集団的自衛権だから駄目だといふような形で從来論じられてきているけれども、本当に憲法で禁じている一線はここなんだといふ、そこがあつて、それ以前の問題までもシ

集団的であろうが個別的であろうが自衛権の行使と、そして憲章七章下の集団安全保障と、この二

つだけだという理解なんですけれども、そこまで  
はまずよろしいですよね。

アフガニスタンの話なんですが、憲章五十一条で、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持

言えるかということですが、それは基本的にやはりこの国際の平和と安全に対処するという実効的な措置がとられていなければならぬということになるわけでございまして、元々は、正にこの憲章四十二条とか四十三条に基づきます正規の国連軍が武力紛争等に対処をするということが念頭に置かれていたわけでございます。ところで、この正規の国連軍というのは、御案内のような事情で、つくられたこともないし、全

---

く機能していないということですざいますので、そういう前提の下でこれは解釈をしなければならないであろうと。したがって、アフガニスタンにおいてこの自衛権の行使が今もう終わっているのかどうかということにつきましては、断定的に申し上げるのは非常に難しいというふうに考えてお

○大塚直史君 そこで質問なんんですけど、今年、  
ります。

犬塚先生おっしゃいましたように、国連憲章の基本的な構造は、第七章において、平和に対する脅威、平和の破壊、侵略行為に対する行動というものを定めているわけでございまして、国連憲章が本来予定しておりましたのはこの七章の下において

ける集団安全保障の措置で、侵略等が起ころりまたときに国連自身がこれに対処をすると。

五十一条の自衛権でございますが、これはよく何度も言われてることでございますけれども、

位置的にも七章の一番最後に載っているわけでございます。そういう意味で、この五十一条の自衛

権というものは、本来国連憲章が予定しておりますま  
したのは、七章の下における国連集団安全保障を

補完する意味合いというものを置いていたところは事実だろうと思います。そういう認識が、今

おっしゃいました自衛権を使える、この五十一条で自衛権を行使できる時間的な制限として、安全

保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間というふうに書いてあるとい

うことでございます。  
それでは、何をもつてこの安全保障理事会が国

際の平和及び安全の維持に必要な措置をとつたと

うか平和と復興に関して支援ができるかということに関するいろいろな枠組みを研究してみにやいかなということは、私どもとして将来起ることとして検討しておかねばならないことだと思つております。

○大塚直史君 特に、これから非常に自由と繁栄の弧ということで、もちろん経済的な、あるいは政治的な、あるいは外交的な話を中心として、場合によつては軍事的、警察的な、あるいは司法的な話も出てくるかもしれない。それは分からぬですね、行つてみないと。そういうときに、日本は一体どこまでやつてどこからやらないんだと、どこはどういうふうに決めたものには参加するけれどもここには参加しないんだという議論を私は懇談会でするのかなと思つていただけなんですね。特に、今のアフガニスタンの関係でいうと、やっぱり自衛権の行使で來たものですから、日本が集團的自衛権を發動して米国の応援をするというスキームなのが一番武力の行使は自然なのかなという気がいたしますが、それはちょっとこつちに置いておきまして。アフガニスタンよりも、やっぱり私は、そういう意味では、イラク戦争に対して支援をしたと、戦争と呼ぶかどうかはあれでしけれども、イラクのこの事態に対し日本が陸自、空自を送つて支援をしたということをどういうふうに検証するかということは大変大事だと思うんですね。

改めて、私は、二〇〇三年三月十七日、ブッシュ大統領が最後通牒、最後通告演説ですか、最後通告演説を行つたのを改めて見てみたんです。あれ、皆さんよく御記憶だと思うんですが、最後の最後まで安保理で決議を取ろうとしたと、一部の常任理事国が反対をして、これに対してビトーリアを発動するという事態になつたために、米国は最後はあきらめて自らの行動を起こすことを決定したということなんですね。そのときのブッシュ大統領の演説が実にはつきりしたことと言つているんですね。これを今読みますと、国連安保

理はその責任を果たさなかつた、ならば我々がおなじことをはつきりと言つてゐるわけですね。安保理が機能しなかつたと、これだけ大変な事態で我が國がこれだけ危機に瀕しているのにあります。

○大塚直史君 イラク攻撃は始まつたわけですね。

これが対して、説明としては、やっぱり国連安保理決議の六七八、六八七、一四四一ですか、あれを一応理由として持つてきているわけですね。

しかし、本当のところはもう自分で言つているわけですね、お国が危ないから自分で守るんだと

いう話ですよ。

しかし、質問レクのときにも確認をしたんです

けど、我が国としては、米軍が行つた安保理決議六七八、六八七、一四四一に基づくこの武力行使に一〇〇%今でも賛同しているという答えだつた

んですけど、それはそのとおりでよろしいです

か。

○政府参考人(小松一郎君) しかしこのときにも確認をしたんです

けど、我が国としては、米軍が行つた安保理決議六七八、六八七、一四四一に基づくこの武力行使に一〇〇%今でも賛同しているという答えだつた

んですけど、それはそのとおりでよろしいです

か。

○政府参考人(小松一郎君) 申しますと、この安保理決議六七八、六八七及び

米軍の武力行使の法的根拠、國際法上の法的根拠

についての御質問だといふうに理解をいたしま

したが、これについては度重ねて政府から御答弁

申し上げておりますように、なるべく丸めて申し

上げますと、この安保理決議六七八、六八七及び

一四四一号の複合的効果でこの武力行使が認めら

れているということです

考え方には日本政府のみが非常に恣意的に言つてい

るということではございませんで、例え二〇〇

三年のイギリス、英國の法務総裁、これは我が國

で言う内閣法制局長官に当たるような職の方でございますが、によっても同様の見解が表明をされ

ているわけですが、國際的にも受け入れ

られている考え方であるといふうに考えてござ

います。

したがいまして、御質問に戻りますと、そのよ

うなものとして我が国政府は武力行使について支

持をしているということです。

○大塚直史君 質問は、我が国が支持しているの

は分かっているんですけど、これを一〇〇%この理由付けで支持するかというのが質問なんです。

六七八、六八七、一四四一を根拠としてこれを複合的な安保理決議として一〇〇%支持するかと聞いているんです。

○政府参考人(小松一郎君) ある行為を支持する

というのとその支持をしている対象の行為の国际法上の法的根拠というのは一応別の問題だというふうに理解しておりますけれども、その法的根拠

というところにつきましては、もう繰り返し申し上げている次第でございます。

○大塚直史君 ということは、国連の集團安全保障が機能しなかつた、機能しないことはよくある

と思うんですね。機能しなかつたときに、米軍がアフガニスタンのときは自衛権の行使で行つた

わけですよね。しかし、イラクのときはそうじやないわけですね。自衛権の行使では行つてない、

集團安全保障は機能していない。こういう米軍の活動にこれから日本はどういう対応をするのかな

というのが質問なんですね。

これは小松さんでは答えにくいと思うんです

が、大臣、いかがですか。

○国務大臣(麻生太郎君) 今言われましたよう

に、あれは九・一といふいういわゆる平和に対する

脅威、国連憲章第七章の三十九条でしたつけね、

あれの話からそれが出てきたんだというのがあ

ります。それで、このイラクの場合、御存じのよう

に、十二年間にわたりまして度重なる国連のいわゆる決議に対し何らそれ

に對して履行することをしなかつたというのが、

アフガニスタンだと思うんですが、このイラクの場合は、御存じのように、十二年間にわたりまし

て度重なる国連のいわゆる決議に対し何らそれ

に對して履行することをしなかつたというのが、

アフガニスタンだと思うんですが、このイラクの

場合は、御存じのように、十二年間にわたりまし

て度重なる国連のいわゆる決議に対し何らそれ

に對して履行することをしなかつたのが

アフガニスタンだ

だ

だ

だ

だ

だ

だ

だ

だ

だ

だ

だ

だ

だ

だ

だ

だ

だ

だ

だ

だ

だ

だ

だ

だ

だ

だ

だ

だ

だ

だ

だ

だ

だ

だ

問題意識の下で今回安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会、これを立ち上げられました。総理は、一つとして、国民の生命、財産を守るために日米同盟が効果的に機能することがこれまでにも増して重要である、こういう問題意識の下に、二つ目として、世界の平和と安定なしに我が国の平和と安定はない、PKOを始めとする国際的な平和活動への一層積極的な関与が必要であると、こういうことを述べられておられまして、国際社会に対する貢献とも関連する問題意識を述べられているわけでござります。

こういう中で、いずれにしても、この懇談会におきまして、各委員の方々には、今御指摘のような国際法上の論点も含め、それぞれの専門的な高い見識の上に結論を予断することなく様々な観点から検討していただきたいと考えております。

**○大塚直史君** ちょっと今おつしやる意味がよく分からなかつたんですけど、総理が集団的自衛権の研究と言つていて、しかし、その中身としては集団的自衛権ということにとらわれずにもつと広くいろんな研究をしているんですよ、こうおっしゃつているんですか。

そういうことではなくて、本当に、神学論争ではなくて、あらゆる事態を想定して我が国の対処するやり方を対外的にも理解しやすいような形で、要するに集団的自衛権というともうこれは解決済みの話でありまして、国際法上は、ニカラグア事件というものがあつたときに、当該、攻められている国が攻められていると、大変な武力攻撃を受けておると、助けてくださいと、この二つの条件を言ったときには、第三国がこれを援助する行為を集め集団的自衛権として認めるという、これは国際司法裁判所の判示があると私も承知をしておるんですけれども、それ以来この集団的自衛権についてはそんなに論争になるような話ではないと思うんですけど、まず、これは、小松局長、いかがですかね、その理解でよろしいですか。突然済みません。

例えばこの判決の評価でございますが、一つには、一方の当事国でございますアメリカが、当初からそもそもこの I C J に管轄権がないと主張していたにもかかわらず、米国の参加がないまま、いわゆる欠席裁判でございますが、本案の訴訟手続きが進められて事實認定などが行われたということについて様々な批判的な議論もあると承知しております。

この判決の内容いたしましても、英國の出身の判事でございますとかアメリカの出身の判事は反対意見を出しているというようなことも別途ございまして、この判決の内容についても、武力攻撃の概念でございますとか集団的自衛権の行使の要件、司法判断の適合性等について様々な評価があると。例えば、日本の学会におきましても、高名な日本の学者の方が国際法外交雑誌という国際法学会の雑誌に論文を書いておられます。この中では、先例としては制限的にとらえるのが適当であろうと、こんなことも述べておられるというようなことを承知しております。

**○大塚直史君** 判決の中でいろいろ経緯があつて問題点もあると、反対の意見もあるというのはよく分かりましたけれども、私が言いたかったのは、要するに併走している艦船がいるからとか、あるいは P K O でそこに行つてどこまで武器の使用をしていいかとかいう、そういう話ではなくて、そもそもそこに行くための意思決定の際に、じや我が国としては集団的自衛権を行使していくのかいかないのかという議論をするべきで、あつて、この懇談会の中を見ると、そういうことじや、もう行つてしまつた後に武器の使用をどうしようかだと後方支援どうしようかという、そういう検討を総理の方が求めているように見えるわけなんですよね。私は、その前の、日本、一体どこ行つてしまうんだという話は、いろいろな事態があつたときには一体そこに出していくのか見えないのか、どう協力をするのかというところに、集団的自衛権あるいは集団的安全保障、それ以外のところという話になるわけで、余りにも

○國務大臣(久間章生君) 今おつしやられました、出掛けしていくのが、自衛権の行使としてまず出掛けていくかどうかという、集団的自衛権の行使として出掛けているやつは一つもないわけですよ。例えば、アフガンのときのインド洋に行っているやつだつて、自衛権、集団的自衛権か、あるいはアメリカの場合は個別的自衛権、NATOの場合は集団的自衛権の行使として戦っていますけれども、それに対する支援は、国連をあいう決議をしてますから、自衛権の行使も含むという決議をして各国に要請してますから、我が国は支援はしていますけれども、あれはあくまでそれを支援しているのであって、日本としては自衛権の行使はしていないわけですね。

行っているときに、併走しているときに、どういうふうにしてそれを攻撃されたらどうするかという問題はやっぱりそこでは発生するわけですから、そういうようなテーマを与えたとしても私はそれはそれなりの意味があると思うんです。自衛権の行使でないときに、そういうような攻撃されたときにどう判断したらいいかという問題は発生するから、こういう問題はそれが自衛権の行使につながっていくことになりやせぬかという議論も片一方では出てまいりますので、そういう意味では、ああいうテーマを与えて議論してもらうというのは、私は非常に参考になるので、議論の行く末を見たいと思っておるわけです。

○大塚直史君 議論の行く末を見たいという、おっしゃるのは正に私もそうなんですが、総理が、憲法改正の前夜と言つたらおかしいですけど、あと三年掛けているんな議論があるんでしょうけれども、こういう時期に総理として就任をして、集団的自衛権の話をするといって、本当にじや何を我が国として検討するのかと。衆目が集まつて、しかも議論ができるようなこういう懇談会を設けてもらつて、懇談会の議論が表に出で

くると。もう私は大きなチャンスだと思うんですよ。いろんな話ができるチャンスなんです、衆知を集めて。日本は一体どこに行くんだという国民の不安を払拭する大きなチャンスなんですよ。今までこういう話がどんどんできる政治的な状況に話しながら、もうとてもじやないけど間に合わないと思います。あと三年の間にこれ徹底的に話しなきやいけないと思うんです。

にもかかわらず、こういう、瑣末と言つたら失礼ですけれども、今まで問題であつた、行つてしまつた後に自衛官の人たちが大変苦労しているような話をここでわざわざ繪理が持ち出すような話じゃないだろう、私はそう思うんですけど、官房、もう一度いかがですか。

○内閣官房副長官(下村博文君) 基本的に総理の問題意識として、集団的自衛権の行使が具体的に

どんな場合に該当し、またそれがどのような形で憲法改正やあるいは現行憲法の解釈含め、できるかできないかについて整理をしたいというお考えであるというふうに思います。

その中で、四つの具体的な類型を出されたわけですが、これは新たな時代状況を踏まえ、新たな安全保障政策を構築をするために、新しい時代の日本が何を行ひ、また逆に何を行わないのか、明確な止止めを国民の皆様方にお示しするという意味での議論でもあるのではないかと思います。そういう中で、この四つの類型は非常に分かりやすい。

そして今、久間大臣からもお話をございましたが、これは集団的自衛権ではございませんので、それがさらにこのような四つの類型で踏み込んだときに集団的自衛権に当たるのか当たらないのか、当たらない場合にはそれはどういう解釈ができるのかということについて議論を行うということは、論点整理含め、国民の皆さんにも大変分かりやすく、そういう姿勢を示すものではないかというふうに承知しております。

○犬塚直史君 これから我が国が何ができる何が

できないのか明確な止止めを掛けると、そのためには広く議論を喚起をして、そして国民の目の前でこれをしっかりと論議をしていくことです。それで、懇談会の議事録のこの委員会への提出を求めることがあります。

○内閣官房副長官(下村博文君) 官房、どうですか。議事録の提出を求めます。

○内閣官房副長官(下村博文君) はい、承知いたしました。

○内閣官房副長官(下村博文君) どうもありがとうございました。

○内閣官房副長官(下村博文君) 失礼。議事要旨を提出させていただきたいと思います。

○犬塚直史君 議事要旨ではなくて議事録を提出をしていただきたいと思いますが、いかがですか。

○内閣官房副長官(下村博文君) これは、恐縮でございますが、一回目のこの懇談会の中で、座長によつて懇談会の議論については議事要旨を提出をさせていただきたいということで懇談会の委員の了承を取つておりますので、是非御理解いただきたないと存じます。

○委員長(田浦直君) この懇談会の趣旨からしまして、

これは広く議事録を国民の前で我々も参加して議論できるような形にしたいと思いますので、委員長から提出の要請をお願いしたいと思います。

○犬塚直史君 この件については、後日、理事会で検討させていただきます。

○大塚直史君 それでは、これで質問を終わります。

○緒方靖夫君 先週に続きまして、再編交付金の問題について質問をさせていただきます。

先日の質疑、ちょっと途中になつてしまつたん

ですけれども、今度の交付金が電源立地地域対策交付金制度を参考にしたという、そういうことをお尋ねした際に、大臣は似たような考え方だと、そういう御答弁をされました。原発を参考にされる

という理由についてもう一度説明していただけますか、分かりやすく。

○國務大臣(久間章生君) 我が国の電力事情その

他からいきますと、石油とか石炭とかの火力発電、これから我が国が何ができる何が

電、あるいは水力発電、あるいは自然エネルギーを利用して普通の発電、そういった発電だけでは十分でないということで、原子力発電に頼らざるを得ないということでスタートしたわけですね。しかししながら、原子力発電の場合は、事故がないように政府としても電力会社としても完璧を期しますけれども、やっぱり何かあるんじやないか

という不安全感が絶えず付きまとつうわけあります。そうすると、自分のところに造られるのは嫌だという、そういうそこはかとない不安というのはありますけれども、国全体としてはやっぱり造らざるを得ないわけですね。

そういうことを考えましたときに、あの法律で、造る代わりにそこには交付金を出しますから必要な事業等についての事業をやってくださいよ」という形で、妥協といいますか、そういう形で妥協点を見いだそうとした。

それと同じような考え方で、米軍再編も、全体としては例えば沖縄に非常に集中している、それを全国にある程度負担を分散してもらいたい、そういうときに、それを何らかの形で負担を受けてもらうところにはそのお願いをする。あるいは、

今厚木にあります艦載機をもう少し今度は海の、騒音がそれほど厚木みたいに人口密集地でないところを持つていく、そういうところについては交付金を出したらどうかというような、そういうよ

うな考え方。そういうところが同じように考えてやつていいくんじやないかということでやつたわけ

あります。

○緒方靖夫君 今御説明いただきましたけれども、再編交付金の性格ということですね。ですか

れども、私は原発の場合と違うのではないかと思

うんですね。

原発というのは、自治体が国の要請も含めいろ

いろ検討した上で、地元が手を挙げてそして受け入れるという、そうなつていきます。自治体には受け入れないという選択もあり得るわけですね。

再編の個別案というのは、名護市、鹿屋市、岩国市、座間市、相模原市等々、たくさんの中の自治体

がかかるわるわけですけれども、負担増になる自治体の中に、それでは、大臣、原発と同じように自分で手を挙げたかどうかというのは私もつまびらかではありませんけれども、やはり何かあるんじやないか

まま挙げたところがあつたかもしれませんけれども、まあなかなかないだろうということで、電力会社とかなんとかが一生懸命説明して、そして、原発の場合は、固定資産税も入つてくるといふ、そういう計算もあつたでしょう。ところが、手を挙げたかどうかというのは私もつまびらかじやありませんけれども、原子力発電について、まあ余り積極的には賛成はなかつたんじゃないですか。

○國務大臣(久間章生君) それは、原発だけでも、だから違うんです、明らかに。

だから、僕がここで大臣に確認していただきたいのは、今回対象になつているそういう都市、岩国等々のそういう都市で、自ら手を挙げたという自治体がありますかとお尋ねしている。はつきり答えてください。

○緒方靖夫君 はつきりと御答弁ができない。

原発の場合はあるんですよ、そういう例というの。

だから、僕がここで大臣に確認していただきたいのは、今回対象になつているそういう都市、岩

国等々のそういう都市で、自ら手を挙げたという自治体がありますかとお尋ねしている。はつきり答えてください。

○國務大臣(久間章生君) それはこちらからお願いします。

いしないと、なかなか自分の方からどうぞ来てくださいよという自治体はないと思います。

それで、ですから、例えば、厚木の艦載機を移しますけれどもこれだけの補助金を付けるからどうか受け入れてくれるところありませんかと呼び掛け、じゃ岩国がぱつと手を挙げたわけじやないんですよ。違いますよね。はつきりしていますよね。移駐計画がそういうふうに作られたんなら原発と同じですよという説明も成り立つかかもしれません。しかし、そうではないということです。

○國務大臣(久間章生君) 原発の場合は手を挙げた市町村あつたかもしませんけれども、それ

は、あつたからなかつたからじやなくて、要するに受け入れてくれるところは国民全体から見ると

有り難いわけですよ。日本に原子力、手を挙げたところしかもしやりませんとなつたら、なかつたらどうしますか、原子力発電。今の日本で原子力発電がなくてやつていけますか。ところが、たまたま挙げてくれたことがあつたから、あそこはあつたじやないかと言いますけれども、挙げなわけじやないんです。

○緒方靖夫君 大臣、そうおつしやいますけれども、違うんですよ。要するに、今回の再編の場合には自ら手を挙げた自治体はないと大臣はお認めになつた。原発の場合にはそれがあるんです。ですから同じようには言えないんですよ。ですか、別の言い方をすれば再編計画というのではなく、米の政府で作つたものです。それを後から関係の自治体にこれでやらせてくれと、そういうものですね。ですから、手を挙げた自治体のみを対象とするわけではない。政府が選んで、ロードマップに従つてこうやらせてくれという、そういうケースですね。そうですね。

○国務大臣(久間章生君) より厳しい状況だとおつしやりたいのか、どういう、意図は分かりませんけれども、要するに、よそがなかなか引き受けくれないところ、原子力発電の場合だつてそこはお願いせぬといかぬだろうということもあるつぱり交付金という制度をつくつているわけでも、それでなかつたら何で税金使うんだという話になりますから。そこはやつぱり論理が、やつぱり原子力発電が日本にとって必要であると、そしてそれを受け入れてくれる、そういうような自治体に対する受け入れを求めるのみと、そういうことを言つているんですよ。

原発の場合には、自分から進んで、いろんな条

件があると思います、交付金もある、いろいろあるかもしれない、しかしこうやつて受け入れますというふうに自治体が自主的にそういうふうに受け入れるという、そういうところがあつて成りました。たま挙げてくれたことがあつたから、あそこはあつたじやないかと言いますけれども、挙げなあつたじやないかと言いますけれども、挙げな

件があると思います、交付金もある、いろいろあるかもしれない、しかし、こうやつて受け入れますというふうに自治体が自主的にそういうふうに受け入れるという、そういうところがあつて成りますが、今回の場合にはそういうものはない。しかも、ロードマップで決めて、日米両政府でかくかくしかじかと、全部それを決めて、それでよろしくという、そういうことじやないです。立つて、仕組みは。

○国務大臣(久間章生君) お願いしておるわけでですから、そして米軍とのやつぱり合意の下でどこをどういうふうに移そつかといふうなことでやつてているわけですから、そういう意味じや、政府からお願いをして市町村に受けでもらわうと。だから、向こうの法律とそのまじやないわけですからね。向こうのやつを参考にして、原子力発電ですらああいう形で法律を作つて交付金をやるんだから、今度の場合は政府がお願いをして市町村に受けでもらうわけだから、だからやつぱりそういう交付金をきちんと出すよなことにしていいんじやないかということで、それをしかもSACOみたいに予算措置じゃなくて法律でそれをきさんと裏付けをする方がいいんじやないかと思つてやつているわけであります。

○緒方靖夫君 ですから、今のやり取りで明確になつたことは、日米両政府で決めたロードマップに従つて関係自治体にお願いしますと、それでこれがやつてくれる、そのため交付金を出すと。そして、じや逆に、自治体の側にやめてくれと

金を要らないと言つても、じや基地は来ないんですか。来るでしよう。はつきりしてください。

○国務大臣(久間章生君) それはまた別問題でありまして、そこは、どうしても避けて通れない場合はそういうふうな選択肢もあります。

○緒方靖夫君 いや、そういうような選択肢じやなくて、それしかないじやないです。

○国務大臣(久間章生君) 例えば、どこかの市が、やめてくれと、そういうふうに言つたら、やめますと言ふんです。そういう選択があるんですか。

○国務大臣(久間章生君) お預いしておるわけですか。どちら、そして米軍とのやつぱり合意の下でどこをどういうふうに移そつかといふうなことでやつてているわけですから、そういう意味じや、政府からお願いをして市町村に受けでもらわうと。だから、向こうの法律とそのまじやないわけですからね。向こうのやつを参考にして、原子力発電ですらああいう形で法律を作つて交付金をやるんだから、今度の場合は政府がお願いをして市町村に受けでもらうわけだから、だからやつぱりそういう交付金をきちんと出すよなことにしていいんじやないかということで、それをしかもSACOみたいに予算措置じゃなくて法律でそれをきさんと裏付けをする方がいいんじやないかと思つてやつているわけであります。

○緒方靖夫君 ですから、今のやり取りで明確になつたことは、日米両政府で決めたロードマップに従つて関係自治体にお願いしますと、それでこれがやつてくれる、そのため交付金を出すと。そして、じや逆に、自治体の側にやめてくれと

金を要しないと言つても、じや基地は来ないんですか。来るでしよう。はつきりしてください。

○国務大臣(久間章生君) それはまた別問題でありまして、そこは、どうしても避けて通れない場合はそういうふうな選択肢もあります。

○緒方靖夫君 いや、そういうような選択肢じやなくて、それしかないじやないです。

○国務大臣(久間章生君) 例えば、どこかの市が、やめてくれと、そういうふうに言つたら、やめますと言ふんです。そういう選択があるんですか。

○国務大臣(久間章生君) お預いしておるわけですか。どちら、そして米軍とのやつぱり合意の下でどこをどういうふうに移そつかといふうなことでやつてているわけですから、そういう意味じや、政府からお願いをして市町村に受けでもらわうと。だから、向こうの法律とそのまじやないわけですからね。向こうのやつを参考にして、原子力発電ですらああいう形で法律を作つて交付金をやるんだから、今度の場合は政府がお願いをして市町村に受けでもらうわけだから、だからやつぱりそういう交付金をきちんと出すよなことにしていいんじやないかということで、それをしかもSACOみたいに予算措置じゃなくて法律でそれをきさんと裏付けをする方がいいんじやないかと思つてやつているわけであります。

○緒方靖夫君 ですから、今のやり取りで明確になつたことは、日米両政府で決めたロードマップに従つて関係自治体にお願いしますと、それでこれがやつてくれる、そのため交付金を出すと。そして、じや逆に、自治体の側にやめてくれと

○緒方靖夫君 誤解はないです。もう答弁できちつと議事録に残る話をされているわけですよ。いや、私伺いますが、岩国市で昨年、艦載機移転をめぐる住民投票において九割という圧倒的な多数の市民が受け入れを反対を意思表示したわけです。そういうケースに対して、じや、それでは今のように、九割の住民が反対しているんだから岩国にはそういうことを、再編の計画をそのとおり押しつけないと、実行しないと、そういうこともあり得るんですか。

○国務大臣(久間章生君) その辺はまたいろいろ議論していただかなきやならないのは、厚木の行場のある市町村は非常に迷惑ですよね。そういう

かなきやならないわけですね。そして、そのときにはそれが実行できませんと、厚木の現在の、まあ訴訟もされて違法な状態で、国側が負けていますよね。そういう状態が続く形になるわけですよ。そういう選択をするか、やっぱり岩国にその説得をして住民の方々にも理解をしてもらつて、あそこ海岸の沖合にあれだけとにかく遠く離して飛行場を造つたわけですから、そちらで厚木の人たちの思いを少し受け取れませんかという形でお話をし、それで理解を得ようとしているわけです。

だから、今九割とおっしゃいましたけれども、住民投票のそのときの空気はまた別ですから、現在の状況じゃ必ずしもそんな状況じゃございませんので、こちらは辛抱強く今一生懸命努力をしているわけでござりますので、そういうのをおおるような話はしていただきたくないなと思いまして、むしろ住民側に厚木の住民になつたつもりで受けてくださいよと、そういうようなことを言つていただけると大変有り難いですね。

○緒方靖夫君 大臣、完全あおつていないです。

現実を述べているんですよ。  
例えば、先日、衆議院の委員会で岩国市の井原市長がお見えになつて、そこで意見陳述された。これ、手元に資料があるんですけど、大変心を打つ心情を私は非常に受け止めましたよ。紹介します。

正に圧倒的な民意が表明されたと思います。条例に基づいてきちんと実施されました、住民投票ですね。その結果というのは、政治的には私は重いものだというふうに考えますし、尊重されるべきものだらうというふうに考えてています。しかし、その後の状況を見ると、そういう民意の重さが余り感じられないのは私は残念であります。現実の政治状況の中になかなか配慮されないというのは残念であります。ちょっと辛口になるかも知れませんが、日本の民主主義の限界なんかとも考えていますという、市長御自身がそういうふうに述べられているわけですよね。で、住民投票の結

果がある。今やれば別の結果が出るなんといつてまでいるわけですね。そういうことを、大臣、どう受け止められますか。

○國務大臣(久間章生君) 市長さんのいろんなことが、いろんな中で市長さんの立場もよく分かりますので、非常に辛いお立場だらうなというふうに思つております。

しかし、そういう状況でありますけれども、私なんかも直接市長さんともお話ししながら、さはさりながらとという形でいろいろとお願いをしています。

○緒方靖夫君 アメリカでは、フロリダのジャクソンビルという町は、米軍が基地再編で二百五十機を超えるそういう戦闘機の移転、その候補地になつたと。住民投票で六割の住民が反対をしたと、それでその計画を中止しているんですよ。

日本で、岩国で九割の住民が反対をして、なおかつ押し付けるんですか。やはりさつきの大臣の話で言えば、やっぱり見直すということはあるわ

けですよ。

○國務大臣(久間章生君) 我が国の場合はそういう直接民主主義というよりも間接民主主義を取つております。岩国の市議会では、先般、国、の、厚木からの艦載機の移駐について前向きに取り組むべきだという決議がされております。だからそういうことも考慮しないといけないわけでありまして、過去のそういう住民投票だけをとらえまでも、また市長さんが替わりまして、そしてその名護の場合も一緒でありまして、名護も住民投票があつて、いつたんはそれであれましたけれども、私は住民投票のときは直接タッチしておりますので分かりませんけれども、どういうような

住民投票だったのかですね。

名護の場合も一通りあります。下で名護としては受け入れるという、そういう返事をいただいて、そして現在進んでいるわけですね。だから、住民投票住民投票と言つておっしゃいます。

いますけれども、それはそのときの住民投票であります。

○緒方靖夫君 大臣の言葉は大変重大ですよ。市長がこれだけ述べていてることに對して全然答える

立場はない。私は、そういうすべて押し付けるという立場、それがやはり立場を超えて、国の政策だからやむを得ないと、基地は受け入れようと思つていての方々の間にも不信を広げていると思いますよ。

例えば、座間市の星野市長はこう述べているんですよ。恒久化解消が示されない限り、国が負担を減らして再編交付金の話を提示しても

日本で、岩国で九割の住民が反対をして、なおかつ押し付けるんですか。やはりさつきの大臣の話で言えば、やっぱり見直すということはあるわけですよ。

大臣、座間市のホームページ見たことあります。そこには国からの未回答項目というのがずらつと並んでいますよ。是非見てください。やはりこういうことに対して答えなきやいけないんじやないんですか。そういうことが、これまで基地を受け入れて、それでやつていつまでも負担に耐えられない、そう叫んでいますよ。それに対しても国は何も示していない。

大臣、座間市のホームページ見たことあります。そこには国からの未回答項目というものがずらつと並んでいますよ。是非見てください。やはりこういうことに対して答えなきやいけないんじやないんですか。そういうことが、これまで基地を受け入れて、それでやつていつまでも負担に耐えられない、そう叫んでいますよ。それに対しても国は何も示していない。

○國務大臣(久間章生君) 理解しないけど、時間なので終わります。

○大田昌秀君 久間大臣にお伺いします。

先ほど官房副長官がいらしたので、実は官房副長官にお伺いしたかったわけですが、お帰りのようですので、もちろん大臣は総理の代弁はできな

いと思いますが、安倍総理は盛んに戦後レジームから脱却ということを申しておられます。大臣は、閣内の一員として、総理がおつしやる戦後レジームというのを具体的にどういうイメージをお持ちなんでしょうか。

○國務大臣(久間章生君) 総理とイコールじやございませんから、若干違うかもしれません、戦後六十年たつた今日、戦後のあの当時の形ででき上がったやつをそのまま現時点に合わせていいのかどうかという、そういう観点から見たときに、でき上がりっております枠組みをもう少しフレキシブルにしていいんじゃないかという、そういう思いで戦後レジームからの脱却という発言をしておられるんだろうと私は思つております。

○大田昌秀君 いま一つ、午前中時間がなくてお

伺いできなかつたんですが、総理も、それから大臣も、外務大臣もそうですけれども、よく、今回の再編によつていかにも沖縄の基地が大幅に減るかのよう、そういう印象を受けるわけなんですか、御発言からですね。ところが、実際に沖縄の実情を見てみますと、今回の米軍再編に伴つて、最近、米陸軍の迎撃ミサイル部隊の六百人が新たに配置されたり、あるいは米空軍の最新鋭戦闘機のF 22が一時的とはいえ嘉手納に配備されたり、嘉手納や普天間の騒音はかえつてひどくなつてしまつてゐるわけですね。

前から申し上げておりますように、沖縄の空域ですね、空の四〇%ほど、それから、沖縄の那覇軍港を含め二十九か所の水域、港湾部分が米軍に管理されているわけなんですね。そうしますと、今回の再編で日米で合意されたロードマップが全部完了したとして、一体どれくらいの基地が減るんですか。大臣は御存じでいらっしゃいますか。

○國務大臣(久間章生君) 今、数字はつぶさでございませんけれども、確かに面積からいつたら、

北部のああいう山林その他も入つておりますし、演習場その他広いから、全体の面積からいつたら減るパーセンテージは少ないかもしません。し

かしながら、都市部のいわゆる人口密集地といいまして、人口密集地の中での面積からいつたら、嘉手納以南なんかが入つてまいりますとかなりの面積が減るんじゃないかなと思つております。

○大田昌秀君 先ほども申し上げたんですが、嘉手納以南の基地が返されるとこれはもう沖縄はすばらしいところになると思います。これはもうだ

れが見てもはつきりしているわけなんですが、実は北部の方に代わりの基地を造らなければそれこそ沖縄の明るい未来が開けるわけですが、私は、午前中に總理が沖縄の未来は明るいという趣旨の御発言がありましたけど、私から言わせますと非常に悲觀的になるわけです。

それはどういう理由かと申しますと、実は平和条約が結ばれるときに、沖縄が将来どこに帰属すべきかと。日本に返るべきか、それとも独立すべ

きか、それともアメリカの一州になるべきかといふ、いろんな議論がございました。そうすると、

ハワイの沖縄出身の移民たちは日本に復帰するのに猛烈に反対したわけなんです。私などは復帰するのを主張したわけなんですが、さんざん怒られ

たわけですが。その理由は、日本に返つたら必ず

沖縄の将来は日本の軍隊とアメリカの軍隊の日米両軍の共同管理地になると、それは間違いない

と、だからそういうことにならないようにしなくて

です。

現状を振り返つてみると、自衛隊は既にもう

沖縄に六千人以上おりますが、混成團を更に旅団に格上げしようとしていますね。そういう状況か

らすると、自衛隊も増えてくるし、それから北部

に基地ができますけれども、その普天間の代替基

地というのは、アメリカの会計検査院の記録を読

みますと、耐用年数二百年、運用年数四十年にな

てもこの今ある危険を除去し、普天間を一刻も早

く移設・返還しようということで今のこの五月一

日のロードマップに基づいた作業をしていくところ

でございまして、それに基づきまして、先般、

知事さんあるいは地元の御了解をいただきまし

て、現況調査、これに着手をしたと、そして所要

の機材を設置に今しているといったところでござ

ります。

○大田昌秀君 ロードマップが完成したときに、

先ほどの質問と関連するわけなんですが、すべて

完了したとして、現在沖縄は面積からいって日本

全土の〇・六%しかないわけですから、在日米軍

の占有施設からいいますと七五%あるわけです

ね。そうすると、ロードマップが全部完了した

暁、沖縄に一体どれくらいの基地が残ると判断し

ておられますか。

○政府参考人(北原巖男君) 約七〇%になります。

○大田昌秀君 七五%の基地が七〇%に落ちると

いうのは、わずか五%の削減ですね。一般的に非

常に誤解を生んでいるのは、先ほど午前中に申し

上げましたように、八兆三千億というお金が過去

三十五年間、日本に復帰以来、政府によって沖縄

に投下されてきたわけです。しかしながら、私が

午前中に申し上げましたように、失業率も最悪だ

し、それから県民一人当たりの所得も最悪のまま

なんですね。そうすると、先ほど申し上げたよ

うに、北部に普天間の代わりの基地ができるとす

れば、一体いつまでこの基地はあるのか。つま

り、私が申し上げたように、運用年数四十年あと

た宜野座村、地元の市長さん、また村長さんが是

非とも自分の陸上は飛ばないでいただきたいと

いつた御要請がございまして、それが四月七日で

ございましたけれども、V字案ができまして、このV

字案を基にしまして五月一日のロードマップで

日米間でこれで進めていこうと。そして、このV

字案をベースにいたしまして五月十一日の知事さ

んとの合意書に至つては、今そうした中で滑走路

の面積等々も変わつておりますけれども、何とし

てもこの今ある危険を除去し、普天間を一刻も早

く移設・返還しようということで今のこの五月一

日のロードマップに基づいた作業をしていくところ

でございまして、それに基づきまして、先般、

知事さんあるいは地元の御了解をいただきまし

て、現況調査、これに着手をしたと、そして所要

の機材を設置に今しているといったところでござ

ります。

○國務大臣(久間章生君) 先ほどから度々申して

おりますように、日米安保条約をどういうふうに

これから先やつていくか。これはやっぱり今日

辺は非常に沖縄にとつては未来が明るくなるか暗

くなるかの分かれ目になるわけです。その点につ

いてどういうふうに、いつまで沖縄に負担を掛け

るおつもりなんですか。

○國務大臣(久間章生君) 先ほどから度々申して

おりますように、日米安保条約をどういうふうに

これから先やつていくか。これはやっぱり今日

の状況からいきますと、いつまでこれをもう

なしにするというようなこととの判断はできないわ

けであります。だから、座間についても恒久化

解消策というのではなくか提示できないというよ

うなことを申し上げたわけでございますが、沖縄

につきましても同じようことでございまして、

いつまでにということを今ここでなかなか言えな

いような状況でございます。

ただ、沖縄のいろんな、先ほどから何回も言つ

ておりますように、面積は山林部分が入つており

ますから、結構広いわけですから、まあ面積の縮

小は少ないかもしれませんけれども、いわゆる人

口が周密な地域についてはかなりの返還があるわ

けでございまして、そこを利用することによつ

てこれから先沖縄の振興につなげていくこともで

きるんじゃないかなと思いますし、また政府とし

てもそれを從来もやつてまいりました。基地を確

かに沖縄に提供してもらつておりますので、その

ために政府としては沖縄にはそれに対する思いを

寄せせておるのも事実でございます。

だから、沖縄復帰以来、八十九万であつたのが

今は百三十万を超えております。私の長崎県なん

か、百六十万だったのが百五十万に減つております。

離島を抱えるところというのは非常に厳しい

んです。例えば、奄美大島なんか同じように復帰

しておりますけれども、現状が、昔、復帰前と今

と考えたらどうかといいますと、私、奄美的振興

委員長も党でやつておりましたが、いつも言われ

ることは、沖縄ぐらいやつてくれよというような

ことを町長さんたちから随分言われましたよ。そういう点では、政府としては一生懸命やつてきているのも事実でございますので、その辺についても思いを寄せていただきたいと思うわけあります。

○大田昌秀君 今の大臣のお話はよく理解できるつもりですが、今回の辺野古に基地を造るために環境調査、事前調査をやっているんですが、世界自然連合の日本委員会の方は、防衛省は違法なことをしていると。つまり、事前調査をする前にどういう調査をするか方法書を出すのが手続上決められていると発言しているんですが、それは間違いないございませんか。

○国務大臣(久間章生君) 正式な環境アセス法に基づく調査を出す場合には方法書を出してきちっとやりますが、まだ今それの以前の、事前の調査でやっているわけでございますので、法律に基づいて出すときにはきちっとした手続に基づいて出すことになるかと思います。

○大田昌秀君 その事前の調査をするのに自衛隊を派遣するなんというのは、私たちから言わせるところ、鉄感力も極まりないと感じがするんですね。最近、「鉄感力」という本がベストセラーになつているようですねけれども、どうしてこういうことを申し上げるかといいますと、大臣、実は明治十二年に廃藩置県があつて沖縄が日本に併合されたときに、明治政府の一体化政策に対して琉球王府が二つの点だけどうしても言つてこれを聞かなかつたことがあるわけです。一つは、中国との関係を絶てということ、貿易関係を絶てということ、もう一つは、日本の軍隊を沖縄に置く、つまり、軍隊の基地を沖縄に造るということに対してもう最後の最後まで抵抗したわけなんです。それを琉球処分という名前でもつて、言うことを聞かなければ軍事力で聞かしてやるということ、警察力百六十人と陸軍の兵士四百人を連れていって言うことを聞かしたわけであります。

ですから、そのときの歴史家たちにしてもイン

テリにしても、そのときのことを今もつて非常に不愉快に思つていて、そして沖縄戦もその結果だとか、沖縄戦の住民の悲劇もその結果だということも言つてゐるわけなんですね。

そういう状況の中で、たかが環境の事前調査をするのに自衛隊を持つていくということは、いかにも言うことを聞かぬと暴力で、あるいは軍事力、機動力でも言うことを聞かしてやると言つてから、その辺についてもう少し今大臣がおつしやるような御配慮があるとすれば、控えるべきであつて、今回自衛隊を派遣したその法的な根拠は何ですか。

○国務大臣(久間章生君) 今回、防衛省の中の施設庁が事前調査をやる場合に混亂があつてはいけない。特に三年前やつたときには、とにかくもう引きずり下ろされたり何かしまして大混亂で、結局は一年間掛かつて何もできなかつたわけあります。

今回でも、一部ちょっとダイバーがエアを吸うあれを外され掛けたたということで海上保安庁に訴え出まして、事情聴取を海上保安部がした上でございますが、そういうようなことがあつて、救助を含めていろいろなことで万全の態勢を取れるようになりますが、そういうなことがあつて、ようして待機はしております。

○大田昌秀君 そういうことがあらうかと思つて心配で私は以前にお伺いしたのは、今回の合意事項の中にはこの基地の再編の推進に当たつては徹底してやるという、徹底してという言葉が入つてゐることでお伺いして、麻生外務大臣はソローラー・インプリメンテーションという意味だといふことで言されました。そのときに私は、徹底してという意味は機動隊でも動員して反対派を押し付けてでもやるという意味じゃないんですかとお聞きしたら、そういう意味じやないという趣旨の御答弁だつたと思いますが、今回の自衛隊の派遣でちょっと私の判断が甘かつたのかなという気もするわけです。

最後に外務大臣にお伺いしたいのですが、在沖米海兵隊のグアム移転に対し、現地グアムでは、先住民のチャモロ族など住民らが、グアムに

法律はどうなつてゐるんですか。法的な根拠はどうなつてゐるんですか。

○国務大臣(久間章生君) 自衛隊の場合、官庁間の協力ということで、国家行政組織法上、官庁間の依頼を受けたら協力することができるようになりますから、そのままのことそれはできるというふうなふうに読んだわけあります。

○大田昌秀君 海上保安庁とか警察というのは何のためにあるんですか。

○国務大臣(久間章生君) 海上保安庁、警察は違法行為があつたときに取り締まるためにあります。あるいはまた遭難者が出たときに救助するためあります。しかし、それだけで十分かというようなことからいきますと、いざとなつたときは、防衛省内の話でもありますから、防衛省から、施設庁から発注した業者等がおぼれるようなことがあつた場合には一緒になつて助けることができるようにして身構えておくというのは必要だつたと思っております。

○大田昌秀君 こういうことがあらうかと思つて心配で私は以前にお伺いしたのは、今回の合意事項の中にはこの基地の再編の推進に当たつては徹底してやるという、徹底してという言葉が入つてゐることでお伺いして、麻生外務大臣はソローラー・インプリメンテーションという意味だといふことで言されました。そのときに私は、徹底していう意味は機動隊でも動員して反対派を押し付けてでもやるという意味じやないんですかとお聞きしたら、そういう意味じやないという趣旨の御答弁だつたと思いますが、今回の自衛隊の派遣でちょっと私の判断が甘かつたのかなという気もするわけです。

最後に外務大臣にお伺いしたいのですが、在沖米海兵隊のグアム移転に対し、現地グアムでは、先住民のチャモロ族など住民らが、グアムに

これ以上兵員や人口流入が増えると自然環境や社会環境が悪化するなどとして反対する動きが出てゐると報じられておりますけれども、外務省としては、あるいは防衛省として現地の方々と話合いをさせたのか、あるいはアメリカ政府あるいはグアムの州政府を通して何らかの御理解を求められたのかどうかですね。

と申しますのは、実は沖縄が復帰する前に、沖縄に生物化学兵器が貯蔵され、核兵器が貯蔵され、その意味から、移すではなくて廃棄してほしいということを強く要請したわけですが、今回早く撤去してほしいということを要請いたしました。そうしましたら、太平洋のアメリカの統治下にあるジョンストン島に移すということになります。した。沖縄の人たちは、自分の痛みをよそに移したくない、日本本土にも移したくなつてゐることで大騒ぎになりました。これを防衛省は、防衛省内の話でもありますから、防衛省から、施設庁から発注した業者等がおぼれるようなことがあつた場合には一緒になつて助けることができるようにして身構えておくというのは必要だつたと思っております。

○大田昌秀君 こういうことがあらうかと思つて心配で私は以前にお伺いしたのは、今回の合意事項の中にはこの基地の再編の推進に当たつては徹底してやるという、徹底してという言葉が入つてゐることでお伺いして、麻生外務大臣はソローラー・インプリメンテーションという意味だといふことで言されました。そのときに私は、徹底していう意味は機動隊でも動員して反対派を押し付けてでもやるという意味じやないんですかとお聞きしたら、そういう意味じやないという趣旨の御答弁だつたと思いますが、今回の自衛隊の派遣でちょっと私の判断が甘かつたのかなという気もするわけです。

最後に外務大臣にお伺いしたいのですが、在沖米海兵隊のグアム移転に対し、現地グアムでは、先住民のチャモロ族など住民らが、グアムに

ら直接伺つたところであります。

○大田昌秀君 終わります。

ありがとうございました。

○委員長(田浦直君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○柳田稔君 民主党の柳田です。

民主党・新緑風会を代表し、在日米軍再編特措法案に反対の立場から討論を行います。

日米安保条約を基礎とする日米間の緊密な連携は重要ですが、一方で、世界じゅうに展開する米軍の行動に批判が寄せられている今日、改めて日本の重要な国益を確保していく上でもしつかりと我が国の権利行使していく姿勢が重要です。

そもそも米軍再編は、冷戦後の世界においてテロネットワークとの戦い等、脅威が非対称的に拡散していく事態に備え、米国が全世界的に行つているものでございます。その戦略の一環として在日米軍も再編されようとしており、そこへ日本側の基地負担軽減の思惑が重なつて再編のロードマップが合意され今日に至つたものだと認識しております。

なぜこのように国際的にも例のない巨額の移転経費負担が発生するのでしょうか。この疑問は本会議場においても何度も提起されました。政府からは、納得いく回答はおろか、在日米軍再編の全容や経費の全体像すら示されたことはありませんでした。何も答えられない政府の姿勢こそが、すべてアメリカの言いなりに合意してしまつたことの証左ではないでしょうか。

米海兵隊のグアム移転に伴い、本法案には、経費負担の一環として国際協力銀行を通じてグアム移転にかかる費用の融資、出資を行う特例措置が盛り込まれています。負担の根拠も不透明、資金の使途を検証する枠組みもないまま、実質的には国民の税金を使って行われる事業が数十年にわたり続くことになります。

わたつて続くことになります。

特に、本院で再三指摘されてまいりました二十八億ドルのインフラ整備、米軍住宅の建設費が客観的に見ても高過ぎるのではないかという問題に

ついても、この金額になつた理由、見積りすら明らかにされることはありませんでした。

また、我が国の輸出入や海外経済活動促進のほか、開発途上地域の経済社会開発、経済の安定に資する業務を行ってきた国際協力銀行に対し、そ

のノウハウを利用したいがために本来の役割を恣意的に曲げてグアム移転の業務を行わせる強引なやり方は、大きな問題があると言わざるを得ません。

次に、平成十九年度予算において、地元への再編交付金五十一億円が確定する積算根拠も示されず

に計上され、なし崩し的に物事が進められているのは極めて問題であります。

交付金といふものは、本来基地の存在に対しても交付されるべきですが、自治体の受入れ表明を交付の条件とするためとむちで基地負担の受入れを迫る手法は、国民の税金の使い方として問題があります。そもそもアメリカが進めていた米軍再編は、先制攻撃戦略に同盟国を深く組み込み、地球規模で軍事体制を再編成するものであり、在日米軍と自衛隊の再編もその一環にほかなりません。アメリカの先制攻撃戦略に付き従つて、米軍と自衛隊が一体となつて海外で戦争できる体制づくりを進めることなどということは到底許されません。

政府は沖縄の負担軽減を強調いたしますけれども、米軍のグアム基地増強は、太平洋地域重視を打ち出したQDRに基づき、米国政府自身が自らの方針に基づいて進めているものであり、在沖海兵隊の移転計画はグアムに陸海空海兵隊統合の新たな一大戦略拠点をつくるという米戦略の一部を担うものであります。

その上、政府は、名護市辺野古に垂直離着陸機

オスプレーの配備も可能な新基地を建設を進めて

いるのであります。政府の言う負担軽減は全くまやかしであり、再編が全国各地に基地被害を拡大し、沖縄に新たな負担を拡大することは明白であります。

新たに導入する再編交付金は、従来の基地交付

金などと全く異なり、再編、基地強化を受け入れ

た自治体にのみ対象にし、交付期間は原則十年限

としています。重大なことは、政府が、自治体の受け入れ表明がなくても、再編を拒否でも、日米で

合意した再編案を押し付ける方針を表明しなが

ら、その一方で受け入れ表明したところにだけ金を出すという点であります。これは、金の力で基地を抱える地方自治体と住民を分断、懷柔、屈服させて基地強化を押し付けようというものであります。

新たに導入する再編交付金は、従来の基地交付

金などと全く異なり、再編、基地強化を受け入れ

た自治体にのみ対象にし、交付期間は原則十年限

としています。重大なことは、政府が、自治体の受け入れ表明がなくても、再編を拒否でも、日米で

合意した再編案を押し付ける方針を表明しなが

ら、その一方で受け入れ表明したところにだけ金を出すという点であります。これは、金の力で基地を抱える地方自治体と住民を分断、懷柔、屈服させて基地強化を押し付けようというものであります。

新たな再編交付金は、従来の基地交付

金などと全く異なり、再編、基地強化を受け入れ

た自治体にのみ対象にし、交付期間は原則十年限

としています。重大なことは、政府が、自治体の受け入れ表明がなくても、再編を拒否でも、日米で

合意した再編案を押し付ける方針を表明しなが

ら、その一方で受け入れ表明したところにだけ金を出すという点であります。これは、金の力で基地を抱える地方自治体と住民を分断、懷柔、屈服させて基地強化を押し付けようというものであります。

日米の司令部機能の一本化が進むとされておりました。相互通用性の促進、日米共同訓練の機会が増えるなど、リスクも含め、関係がより一層深まる事によつて日米同盟そのものが変質していくと考えます。

一体、日本の在日米軍再編は、我が国の基地負担の軽減に寄与するものなのでしょうか。陸軍司令部が改編され、司令部機能が強化されることによる地域の安全保障環境の変化も考慮すれば、負担の軽減とは必ずしも言えません。

以上のように、本法案の問題点はまだ山積みしております。到底このまま成立させるわけにはいきません。

かのことは明白です。改めて、政府・与党の国会軽視、米国重視の姿勢には問題があることを訴え、反対討論を終わります。

かのことは明白です。改めて、政府・与党の国会軽視、米国重視の姿勢には問題があることを訴え、反対討論を終ります。

法案は、在沖海兵隊司令部八千人とその家族九千人のグアム移転経費のうち約六十億ドルを日本が財政負担とするとしていますが、本来、在日米軍部隊がアメリカの領土に戻る費用は米国が負担するのが当然であり、そうした費用を負担した國など世界にはどこにもありません。日米安保条約、地位協定にも負担の根拠は一切ないことは政

府自身が認めてきたことであります。ましてや、米軍占領下に銃剣とブルドーザーで強奪して構築された沖縄の基地の歴史に照らして、米軍の撤退費用を負担するということは到底認められません。

新たに導入する再編交付金は、従来の基地交付

金などと全く異なり、再編、基地強化を受け入れ

た自治体にのみ対象にし、交付期間は原則十年限

としています。重大なことは、政府が、自治体の受け入れ表明がなくても、再編を拒否でも、日米で

合意した再編案を押し付ける方針を表明しなが

ら、その一方で受け入れ表明したところにだけ金を出すという点であります。これは、金の力で基地を抱える地方自治体と住民を分断、懷柔、屈服させて基地強化を押し付けようというものであります。

本法案は、米国の一極支配のための米軍の世界的再編に向けた、米軍の我が国の全土自由使用及び米軍と自衛隊の一体化を進める基地増強と軍事を最優先にする施策にはかなりません。

その証拠に、全国の駐留米軍の七五%が集中する沖縄の基地負担は、本委員会での政府答弁でも、わずか五%しか減少しない上に、嘉手納基地には米陸軍のPAC3部隊約六百人が新たに配備されるなど、基地負担の軽減が口先ばかりであることが明らかとなっています。

また、関係自治体の理解を得ながら再編を実施すると言いながら、住民の命と安全を守るために普天間基地を海外に即時移転すべしとの声には耳をかさず、逆に普天間代替施設の海域調査では海上自衛隊を動員し県民を威圧する一方、防衛大臣のさじ加減一つで交付金を左右する出来高払式の再編交付金制度を設けて、正にあめとむちの政策で基地の増強を進めようとしています。

さらに、米海兵隊のグアム移転費の負担は、外國軍の海外軍事施設建設に我が国の予算を執行し、現行の法体系をゆがめるだけでなく、約三兆円にも上ると言われる再編費用を国民に押し付けるものにはなりません。

つまり、本法案は、全国の自治体に米軍基地の負担を強要し、国民にその経費負担を押し付けるとともに、戦争の放棄と地方自治の確立を目指す憲法の精神を踏みにじるものと言わざるを得ません。

よつて、本法案に強く反対し、討論をいたしました。

○委員長(田浦直君) 他に御意見もないようです。討論は終局したものと認めます。これより採決に入ります。

駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(田浦直君) 多数と認めます。よつて、本法案は多数をもつて本委員会に提出されました。

この際、浅尾君から発言を求められておりまますので、これを許します。浅尾慶一郎君。

案に対する別措置案に対する附帯決議案を提出いたします。

○浅尾慶一郎君 私は、ただいま可決されました駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案に対し、自由民主党、民主党・新緑風会及び公明党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置案に対する附帯決議案

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、在日米軍等の再編を実施するに当たっては、地元住民及び自治体の意見を十分に尊重するとともに、必要な情報開示に努めるこ

と。

二、「再編実施のための日米ロードマップ」策定から一年以上経過していることにかんがみ、在日米軍等の再編に伴う我が国の経費負担額の概算ができる限り速やかに取りまとめ、国会に報告すること。

三、再編交付金の交付基準の作成に当たっては、受入れ表明など進捗状況の内容について自治体にとり明確な基準となるよう努めること。

四、在沖縄米海兵隊のグアム移転経費については、厳しい財政事情を考慮し、国民の理解を得るため、今後日米間であらゆる経費について精査し、経費の抑制に努めること。また、多年にわたり多額の経費を我が国が負担することにかんがみ、今後とも負担に関する米国との合意を国会に報告すること。なお、我が国の負担については、国会の承認を得ること。

五、グアム移転経費に関し、国の予算等から支出される国際協力銀行の出資・融資の資金については、出資財産の保全、貸付金返済に対し、国として万全を期すこと。

六、我が国の財政事情を考慮して、在日米軍駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案に賛成の方の挙手を願います。

留經費負担及びSACO関係經費など、在日米軍の駐留に係る經費負担の在り方について検討を行うこと。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

以上でございます。

○委員長(田浦直君) ただいま浅尾君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(田浦直君) 多数と認めます。よつて、浅尾君提出の附帯決議案は多数をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、久間防衛大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。久間防衛大臣。

○国務大臣(麻生太郎君) 〔賛成者挙手〕

○委員長(田浦直君) ただいま御決議のありました附帯決議につきましては、その趣旨を十分尊重いたし、努力してまいります。

○委員長(田浦直君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(田浦直君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(田浦直君) 次に、武力紛争の際の文化財の保護に関する条約の締結について承認を求めるの件、武力紛争の際の文化財の保護に関する議定書の締結について承認を求めるの件及び千九百九十九年三月二十六日にハーグで作成された武力紛争の際の文化財の保護に関する議定書の締結について承認を求める件及び千九百九十九年三月二十六日にハーグで作成された武力紛争の際の文化財の保護に関する議定書の締結について承認を求める次第であります。

○委員長(田浦直君) 次に、千九百九十九年三月二十六日にハーグで作成された武力紛争の際の文化財の保護に関する議定書の締結について承認を求めるの件について承認を求める次第であります。

○委員長(田浦直君) 〔賛成者挙手〕

本法案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

政府から順次趣旨説明を聴取った結果、麻生外務大臣。

○国務大臣(麻生太郎君) ただいま議題となりました武力紛争の際の文化財の保護に関する条約の締結について承認を求めるの件につきまして、提案理由を御説明いたします。

この条約は、昭和二十九年五月にハーグにおいて採択されたものであります。

この条約は、文化財の保護のため、文化財に対する敵対行為を差し控えること等、平時及び武力紛争の際にとる措置等について規定するものであります。

この条約は、文化財保護のための国際的な枠組みの主要な部分であります。我が国がこの条約を締結することは、文化財保護の分野における国際協力に寄与するとの見地から有意義であると認められます。

由を御説明いたします。

この議定書は、平成十一年三月にハーグにおいて採択されたものであります。

この議定書は、武力紛争の際の文化財の保護に関する条約を補足し、この実効性をより高めるためのものであります。その内容は、平時及び武力紛争時に締約国が負う義務を具体化し、武力紛争の際に文化財を攻撃の対象とすることなどの特定の行為の犯罪化、裁判権の設定等につき規定するものであります。

この議定書は、武力紛争の際の文化財の保護に関する条約とともに、文化財保護のための国際的な枠組みの主要な部分であります。我が国がこの議定書を締結することは、文化財保護の分野における国際協力に寄与するとの見地から有意義であると認められます。

よつて、ここに、この議定書の締結について御承認を求める次第であります。

○委員長(田浦直君) 以上で趣旨説明の聽取は終りました。三件に対する質疑は後日に譲ることとし、本日御承認いただきますようお願いを申し上げます。

○委員長(田浦直君) 以上で趣旨説明の聽取は終りました。

第九四六号 平成十九年四月二十七日受理 在日米軍再編関係経費並びに在日米軍再編特措法 案反対に関する請願 請願者 新潟県柏崎市鯨波二ノ四ノ八 井澤浩二 外千九百九十九名 紹介議員 近藤正道君	この請願の趣旨は、第九一七号と同じである。 第九四七号 平成十九年四月二十七日受理 在日米軍再編関係経費並びに在日米軍再編特措法 案反対に関する請願 請願者 山形県新庄市城南町二ノ二五 塚田江里子 外十万三千百三十二名 紹介議員 又市征治君	この請願の趣旨は、第九一七号と同じである。 第九四八号 平成十九年四月二十七日受理 在日米軍再編関係経費並びに在日米軍再編特措法 案反対に関する請願 請願者 熊本県天草市港町一九ノ一 小池康司 外九万六千八百十五名 紹介議員 那谷屋正義君	この請願の趣旨は、第九一七号と同じである。 第九四九号 平成十九年五月二日受理 米軍基地の再編・強化、三兆円負担の反対、日本合意の撤回に関する請願 請願者 京都府南区久世中久町七〇五ノ一 ノ二二〇 大内好美 外二千七百六名 紹介議員 井上哲士君	この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。 第九八一号 平成十九年五月二日受理 米軍基地の再編・強化、三兆円負担の反対、日本合意の撤回に関する請願 請願者 山口県周南市河東町六ノ一六ノ六 仁比聰平君	この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。 第九九〇号 平成十九年五月七日受理 在日米軍再編関係経費並びに在日米軍再編特措法 案反対に関する請願 請願者 静岡県伊東市岡一、三三一ノ四 片桐晴美 外七万七千五百六十四名 紹介議員 高嶋良充君	この請願の趣旨は、第九一七号と同じである。 第九九一号 平成十九年五月二十二日 〔参考院〕
---	---	--	--	--	--	---

(九九九号)

一、米軍基地の再編・強化、三兆円負担の反対、日米合意の撤回に関する請願(第一〇〇号)

一、在日米軍再編関係経費並びに在日米軍再編特措法  
案反対に関する請願(第一〇六六号)

米軍基地の再編・強化、三兆円負担の反対、日米合意の撤回に関する請願

請願者 大阪市西淀川区歌島二ノ四ノ三九  
ノ一〇七 広田三三恵 外五百四

名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第四〇三号と同じである。

第一〇六六号 平成十九年五月八日受理

在日米軍再編関係経費並びに在日米軍再編特措法案反対に関する請願

請願者 大分県宇佐市大字森山一、六六〇  
ノ八 田中智子 外十一万一千四百

紹介議員 又市 征治君

二名

この請願の趣旨は、第九一七号と同じである。

五月二十一日本委員会に左の案件が付託された。

一、武力紛争の際の文化財の保護に関する議定の締結について承認を求める件

一、武力紛争の際の文化財の保護に関する議定書の締結について承認を求める件

締約国は、  
文化財が近年の武力紛争において重大な損傷を受けてきたこと及び戦闘技術の発達により文化財

が増大する破壊の危険にさらされていることを認識し、各人民が世界の文化にそれぞれ寄与していることから、いずれの人民に属する文化財に対する損傷も全人類の文化遺産に対する損傷を意味するものであることを確信し、

文化遺産の保存が世界のすべての人民にとって極めて重要であること及び文化遺産が国際的な保護を受けることが重要であることを考慮し、

千八百九十九年のハーグ条約、千九百七年のハーグ条約及び千九百三十五年四月十五日のワントン条約に定める武力紛争の際の文化財の保護に関する諸原則に従い、

このような保護は、そのための国内的及び国際的な措置が平時においてとられない限り、効果的に行われ得ないことを認め、

文化財を保護するためにあらゆる可能な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第一章 保護に関する一般規定

第一条 文化財の定義

この条約の適用上、「文化財」とは、出所又は所有者のいかんを問わず、次に掲げるものをいう。

(a) 各人民にとってその文化遺産として極めて重要な動産又は不動産。例えば、次のものをいう。

建築学上、芸術上又は歴史上の記念工作物(宗教的なものであるか否かを問わない)。

考古学的遺跡

全体として歴史的又は芸術的な関心の対象となる建造物群

芸術品

芸術的、歴史的又は考古学的な関心の対象となる手書き文書、書籍その他のもの

学術上の収集品、書籍若しくは記録文書

の重要な収集品又はこの(a)に掲げるものの複製品の重要な収集品

複製品の重要な収集品

(b)

が増大する破壊の危険にさらされていることを認識し、各人民が世界の文化にそれぞれ寄与していることから、いずれの人民に属する文化財に対する損傷も全人類の文化遺産に対する損傷を意味するものであることを確信し、

文化遺産の保存が世界のすべての人民にとって極めて重要であること及び文化遺産が国際的な保護を受けることが重要であることを考慮し、

極めて重要なこと及び文化遺産が国際的な保護を受けることが重要であることを考慮し、

展示することを主要な及び実際の目的とする建造物。例えば、次のものをいう。

博物館

大規模な図書館及び記録文書の保管施設

武力紛争の際に(a)に規定する動産の文化財を収容するための避難施設

地区(以下「記念工作物集中地区」という。)

第二条 文化財の保護

この条約の適用上、文化財の保護は、文化財の保全及び尊重から成る。

(c) (a)及び(b)に規定する文化財が多数所在する

地区(以下「記念工作物集中地区」という。)

第二条 文化財の保護

この条約の適用上、文化財の保護は、文化財の保全及び尊重から成る。

第三条 文化財の保全

締約国は、適当と認める措置をとることによ

り、自國の領域内に所在する文化財を武力紛争による予見可能な影響から保全することにつき、平時において準備することを約束する。

第四条 文化財の尊重

締約国は、自國及び他の締約国の領域内に所

在する文化財、その隣接する周囲並びに当該文

化財の保護のために使用されている設備を武力

紛争の際に当該文化財を破壊又は損傷の危険に

さらすおそれがある目的のために利用すること

を差し控えること並びに当該文化財に対する敵

対行為を差し控えることにより、当該文化財を

尊重することを約束する。

1 1に定める尊重する義務は、軍事上の必要に

基づき当該義務の免除が絶対的に要請される場合に限り、免除され得る。

3 締約国は、いかなる方法により文化財を盗取

し、略奪し、又は横領することも、また、いか

なる行為により文化財を損壊することも禁止

し、防止し、及び必要な場合には停止させるこ

とを約束する。締約国は、他の締約国の領域内

に所在する動産の文化財の微発を差し控える。

4 締約国は、復仇の手段として行われる文化財

に対するいかなる行為も差し控える。

第五条 占領

他の締約国が前条に定める保全の措置を実施しなかつたことを理由として、当該

他の締約国についてこの条の規定に従つて自國

の限定期数の避難施設、限定期数の記

が負う義務を免れることはできない。

第六条 特別の保護

第八条 特別の保護の付与

1 武力紛争の際に動産の文化財を収容するため

の限定された数の避難施設、限定された数の記

<p>念工作物集中地区及びその他の特に重要な不動産の文化財は、これらの避難施設等が次の(a)及び(b)の条件を満たす場合に限り、特別の保護の下に置くことができる。</p> <p>(a) 大規模な工業の中心地又は攻撃を受けやすい地点となっている重要な軍事目標(飛行場、放送局、国家の防衛上の業務に使用される施設、比較的重要な港湾又は鉄道停車場、幹線道路等)から十分な距離を置いて所在すること。</p> <p>(b) 軍事的目的のために利用されていないこの施設は、いかなる状況においても爆弾による損傷を受けることがないよう建造されている場合には、その所在地のいかんを問わず、特別の保護の下に置くことができる。</p>	
<p>3 記念工作物集中地区は、軍事上の要員又は資材の移動のために利用されている場合(通過の場合を含む。)には、軍事的目的のために利用されているものとみなす。軍事行動、軍事上の要員の駐屯又は軍需品の生産に直接関連する活動が記念工作物集中地区内で行われる場合についても、同様とする。</p> <p>4 1に規定する文化財の警備について特に権限を与えられた武装した管理者が当該文化財の警備を行うことは公の秩序の維持について通常責任を有する警察が当該文化財の付近に所在することは、当該文化財の軍事的目的のための利用には該当しないものとする。</p>	
<p>5 1に規定する文化財のいずれかが1に規定する重要な軍事目標の付近に所在する場合であっても、特別の保護を要請する締約国が武力紛争等を起点とするすべての運送を他に振り替えることを約束するときは、当該文化財を特別の保護の下に置くことができる。この場合においては、その振替は、平時において準備するものと</p>	
<p>6 特別の保護は、文化財を「特別の保護の下にある文化財の国際登録簿」に登録することにより、当該文化財に対して与えられる。この登録は、この条約の規定に従つてかつ、この条約の施行規則に定める条件に従つてのみ行う。</p>	
<p>第九条 特別の保護の下にある文化財に関する特別な取扱い</p> <p>締約国は、前条6に規定する国際登録簿への登録の時から、特別の保護の下にある文化財に対する敵対行為を差し控えること及び同条5に規定する場合を除くほか当該文化財又はその周囲の軍事目的のための利用を差し控えることにより、当該文化財に関する特別な取扱いを確保することを約束する。</p>	
<p>第十条 識別及び管理</p> <p>特別の保護の下にある文化財は、武力紛争の間、第十六条に規定する特殊標章によつて表示するものとし、この条約の施行規則に定める国際的な管理の下に置かれる。</p> <p>第十一条 特別な取扱いの停止</p> <p>締約国の一が特別の保護の下にあるいずれかの文化財に關して第九条の規定に基づく義務に違反する行為を行ふ場合には、敵対する紛争当事国は、そのような違反行為が繼續する限り、当該文化財に関する特別な取扱いを確保する義務を免れる。ただし、当該敵対する紛争当事国は、可能なときはいつでも、まず、合理的な期間内に当該違反行為を中止するよう要請するものとする。</p>	
<p>2 1に規定する場合を除くほか、特別の保護の下にある文化財に関する特別な取扱いは、やむを得ない軍事上の必要がある例外的な場合にのみ、かつ、当該軍事上の必要が継続する間に限り、停止される。当該軍事上の必要は、師団に相当する規模の兵力又は師団よりも大きい規模の兵力の指揮官のみが認定することがある。ただし、他の国の領域への文化財の輸送については、特別な取扱いが明示的に認められない場合には、特殊標章を表示することができない。</p> <p>第十四条 押収、拿捕及び捕獲からの免除</p> <p>2 締約国は、1に規定する輸送であつて特殊標章を表示しているものに対する敵対行為を避けたため、できる限り、必要な予防措置をとる。</p>	
<p>(a) 第十二条又は前条に定める保護を受ける文書からの免除が与えられる。</p> <p>(a) 第十二条又は前条に定める保護を受ける文化財</p> <p>(b) 専ら(a)に規定する文化財の移動のために用いられる輸送手段</p> <p>第三章 文化財の輸送</p> <p>第一十二条 特別の保護の下における輸送</p> <p>1 専ら文化財の移動を行う輸送は、一の領域内で行うか又は他の領域に向けて行うかを問わず、関係締約国の要請により、この条約の施行規則に定める条件に従つて特別の保護の下で行うことができる。</p> <p>2 特別の保護の下における輸送については、この条約の施行規則に定める国際的な監視の下で行うものとし、第十六条に規定する特殊標章を表示する。</p>	
<p>3 いて合理的な期間内に事前に通報を受ける。</p> <p>3 特別な取扱いを停止する紛争当事国は、この条約の施行規則に規定する文化財管理官に対し、理由を明示した書面により、できる限り速やかにその旨を通報する。</p> <p>第四章 要員</p> <p>第五章 特殊標章</p> <p>第六章 権利と義務</p>	
<p>1 締約国は、特別の保護の下における輸送するいかなる敵対行為も差し控える。</p> <p>2 第十三条 緊急の場合における輸送</p> <p>1 この条約の特殊標章は、先端が下方に向き、特定の文化財の安全のため当該文化財の移動が必要であり、かつ、事態が緊急であるために前条に定める手続をとることができないと認める場合には、当該文化財について同条に定める特別な取扱いの要請がかつて行われ、拒否されたことがない限り、当該文化財の輸送について、第十六条に規定する特殊標章を表示することができる。この移動については、できる限り、敵対する紛争当事国に対して通報を行うべきである。ただし、他の国の領域への文化財の輸送については、特別な取扱いが明示的に認められない場合には、特殊標章を表示することができる。</p> <p>第十七条 標章の使用</p> <p>1 三箇を並べて用いる特殊標章は、次のものを識別する手段としてのみ使用することができます。</p> <p>2 特別の保護の下にある不動産の文化財</p> <p>(c) この条約の施行規則に定める条件に従つて行われる文化財の輸送</p> <p>(b) 十二条及び第十三条に定める条件に従つて設置される臨時の避難施設</p> <p>(a) 特別の保護の下に置かれていない文化財</p>	

<p>(b) この条約の施行規則に従つて管理の任務について責任を有する者</p> <p>(c) 文化財の保護に従事する要員</p> <p>(d) この条約の施行規則に定める身分証明書</p> <p>3 武力紛争の間、特殊標章の使用は、1及び2の場合を除くほか、いかなる場合においても禁止するものとし、特殊標章に類似する標識の使用は、その目的のいかんを問わず禁止する。</p> <p>4 特殊標章は、締約国の権限のある当局が正当に日付を記入し、かつ、署名した許可書が同時に表示されない限り、いかなる不動産の文化財にも付することができない。</p>	<p>第六章 条約の適用範囲</p>	<p>第十八条 条約の適用</p>	<p>1 この条約は、平時に効力を有する規定を除くほか、二以上の締約国間に生ずる宣言された戦争又はその他の武力紛争の場合について、当該締約国の一又は二以上が戦争状態を承認するか否かを問わず、適用する。</p>	<p>2 この条約は、また、締約国領域の一部又は全部が占領されたすべての場合について、その占領が武力抵抗を受けるか否かを問わず、適用する。</p>	<p>3 紛争当事国の一がこの条約の締約国でない場合にも、締約国である紛争当事国は、その相互の関係においては、この条約によって引き続き拘束される。さらに、締約国である紛争当事国は、締約国でない紛争当事国がこの条約の規定を受諾する旨を宣言し、かつ、この条約の規定を適用する限り、当該締約国でない紛争当事国との関係においても、この条約によって拘束される。</p>
<p>第十九条 国際的性質を有しない紛争</p>	<p>1 締約国の一の領域内に生ずる国際的性質を有しない武力紛争の場合には、各紛争当事者は、少なくとも、この条約の文化財の尊重に関する規定を適用しなければならない。</p>	<p>2 紛争当事者は、特別の合意により、この条約の他の規定の全部又は一部を実施するよう努め</p>	<p>3 国際連合教育科学文化機関は、その役務を紛争当事者に提供することができる。</p>	<p>4 1から3までの規定の適用は、紛争当事者の法的地位に影響を及ぼすものではない。</p>	
<p>第七章 条約の実施</p>	<p>第二十条 条約の施行規則</p>	<p>この条約を適用するための手続は、この条約の不可分の一部を成す施行規則に定める。</p>	<p>第二十一条 利益保護国</p>	<p>この条約及びその施行規則は、紛争当事国の利益の保護について責任を有する利益保護国の協力を得て適用する。</p>	
<p>第二十二条 調停手続</p>	<p>1 利益保護国は、文化財の保護のために有益と認めるすべての場合、特に、この条約又はその施行規則の適用又は解釈に関して紛争当事国たる締約国との間で意見の相違がある場合には、あっせんを行う。</p>	<p>2 このため、各利益保護国は、一の締約国若しくは国際連合教育科学文化機関事務局長からの要請により又は自己の発意により、紛争当事国たる締約国に対し、それぞれの代表者、特に文化財の保護について責任を有する当局が、適切と認められる場合には適切に選ばれた中立の地域において、会合するよう提案することができると認められる場合には適切に選ばれた中立の地域において、会合するよう提案することができる。紛争当事国たる締約国は、自國に対してなされた会合の提案に従わなければならない。利益保護国は、紛争当事国たる締約国に対し、その承認を求めるため、中立国に属する者又は同事務局長から提示された者であつて当該会合に議長の資格で参加するよう招請されるものを提案する。</p>	<p>第三十三条 国際連合教育科学文化機関による援助</p>	<p>1 締約国は、自國の文化財の保護に関する業務の遂行について、又はこの条約若しくはその施行規則の適用から生ずるその他のあらゆる問題について、国際連合教育科学文化機関に技術上</p>	
<p>の援助を要請することができる。同機関は、その計画及び資力の範囲内で当該援助を与え</p>	<p>2 この会合は、この条約及びその施行規則によつて与えられる他の任務のほか、この条約及びその施行規則の適用に関する問題を研究し、締約国に対し、この事項に関する提案を行うことができる。</p>	<p>3 この会合は、また、締約国の過半数が代表を従い、この条約又はその施行規則の改正を行ふことができる。</p>	<p>4 この会合には、第三十九条の規定に基づき、当該問題に関する勧告を行うことを目的とする。</p>	<p>第五章 条約の周知</p>	
<p>第二十五条 条約の周知</p>	<p>1 締約国は、別個に規定を設けることを適當と認めるすべての事項について、特別の協定を締結することができる。</p>	<p>2 この条約が文化財及びその保護に従事する要員に与える保護の程度を弱めることとなる特別の協定は、締結することができない。</p>	<p>3 この会合は、また、締約国の過半数が代表を従い、この条約又はその施行規則の改正を行ふことができる。</p>	<p>第六章 制裁</p>	
<p>第二十六条 訳文及び報告</p>	<p>1 締約国は、国際連合教育科学文化機関事務局長を通じて、この条約及びその施行規則の公定訳文を相互に送付する。</p>	<p>2 締約国は、また、この条約及びその施行規則を実施するため自國政府がとり、準備し、又は計画する措置に關する情報であつて適當と認めるすべてのものを提供する報告を、少なくとも四年に一回国際連合教育科学文化機関事務局長に提出する。</p>	<p>第三十七条 会合</p>	<p>2 批准書は、国際連合教育科学文化機関事務局長に寄託する。</p>	
<p>第三十二条 加入</p>	<p>この条約は、その効力発生の日から、第三十条に規定する国であつてこの条約に署名していないすべてのもの及び国際連合教育科学文化機関の執</p>	<p>1 この条約は、署名国により、それぞれ自国の憲法上の手続に従つて批准されなければならぬ。</p>	<p>3 この条約は、その効力発生の日から、第三十条に規定する国であつてこの条約に署名していないすべてのもの及び国際連合教育科学文化機関の執</p>	<p>2 この会合は、この条約及びその施行規則によつて与えられる他の任務のほか、この条約及びその施行規則の適用に関する問題を研究し、締約国に対し、この事項に関する提案を行うことができる。</p>	

行委員会によりこの条約に加入するよう招請され  
る他のすべての国による加入のために開放してお  
く。加入は、同機関事務局長に加入書を寄託する  
ことによつて行う。

### 第三十三条 効力発生

1 この条約は、五の国の批准書が寄託された後

三箇月で効力を生ずる。

2 この条約は、その後は、各締約国について、  
その批准書又は加入書の寄託の後三箇月で効力  
を生ずる。

3 第十八条又は第十九条に規定する事態におい  
て、紛争当事国が敵対行為又は占領の開始前又  
は開始後に行つた批准又は加入は、直ちに効力を  
生ずる。この場合には、国際連合教育科学文  
化機関事務局長は、第三十八条に規定する通報  
を最も速やかな方法で送付する。

### 第三十四条 効果的な適用

1 この条約の効力発生の日にこの条約の締約国

である国は、当該効力発生の日の後六箇月以内  
に、この条約の効果的な適用を確保するため必  
要なすべての措置をとる。

2 1に規定する期間は、この条約の効力発生の  
日の後に批准書又は加入書を寄託する国につい  
ては、批准書又は加入書の寄託の日の後六箇月  
とする。

### 第三十五条 条約の適用地域

いづれの締約国も、批准若しくは加入の際に又  
はその後いつでも、国際連合教育科学文化機関事  
務局長にあてた通告により、自國が国際関係につ  
いて責任を有する領域の全部又は一部にこの条約  
を適用することを宣言することができる。この通  
告は、その受領の日の後三箇月で効力を生ずる。

第三十六条 従前の条約との関係

1 千八百九十九年七月二十九日又は千九百七十  
十月十八日の陸戦の法規及び慣例に関するハ  
グ条約(第四ハーブ条約)及び千九百七十年十月十  
八日の戦時海軍力をもつてする砲撃に関する  
ハーブ条約(第九ハーブ条約)によつて拘束され  
る国であつてこの条約の締約国であるものの間

の関係においては、この条約は、第九ハーブ条  
約及び第四ハーブ条約に附属する規則を補足す  
るものとし、この条約及びその施行規則におい  
て特殊標章を使用することが定められている場  
合については、第十六条に規定する標章をもつ  
て第九ハーブ条約第五条に規定する標章に代え  
る。

合については、第九ハーブ条約第五条に規定する標章をもつ  
て第九ハーブ条約第五条に規定する標章に代え  
る。

国際連合教育科学文化機関事務局長に通報する  
ものとし、同事務局長は、これを締約国に送付  
し、かつ、次のいずれかのことを表明する回答  
を四箇月以内に行うよう要請する。

(a) 改正案を審議するため会議を招集すること  
を希望すること。

(b) 会議を開催することなく改正案を採択する  
ことに賛成すること。

(c) 会議を開催することなく改正案を拒否する  
ことに賛成すること。

2 国際連合教育科学文化機関事務局長は、1の  
規定により受領した回答をすべての締約国に送  
付する。

3 所定の期間内に国際連合教育科学文化機関事  
務局長に対し自國の意見を表明したすべての締  
約国が、1(b)の規定に従い、会議を開催するこ  
となく、改正案を採択することに賛成することを  
同事務局長に通告する場合には、同事務局長  
は、前条の規定に従い、すべての締約国による  
採択の決定を通報する。改正は、この通報の日  
から九十日の期間が満了した時にすべての締約  
国について効力を生ずる。

4 国際連合教育科学文化機関事務局長は、三分  
の一を超える締約国から要請があつたときは、  
改正案を審議するための締約国会議を招集す  
る。

5 4の規定に基づいて取り扱われるこの条約又  
はその施行規則の改正は、締約国会議に代表を  
出席させた締約国が全会一致で採択し、かつ、  
各締約国が受諾した後においてのみ効力を生ず  
る。

6 4及び5に規定する締約国会議で採択された  
この条約又はその施行規則の改正の締約国によ  
る受諾は、正式の文書を国際連合教育科学文化  
機関事務局長に寄託することによって行う。

7 この条約又はその施行規則の改正が効力を生  
じた後は、改正された条約又は施行規則のみを  
批査又は加入のために開放しておく。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受け  
てこの条約に署名した。

千九百五十四年五月十四日にハーブで、本書一  
通を作成した。本書は、国際連合教育科学文化機  
関に寄託するものとし、その認証謄本は、第三十  
条及び第三十二条に規定するすべての国並びに国  
際連合に送付する。

この条約は、国際連合教育科学文化機関事務局  
長からの要請により、国際連合憲章第二条の規  
定に従つて、国際連合事務局に登録する。

この条約は、国際連合教育科学文化機  
関事務局長に通報する

ものとし、同事務局長は、これを締約国に送付  
し、かつ、次のいずれかのことを表明する回答  
を四箇月以内に行うよう要請する。

(a) 改正案を審議するため会議を招集すること  
を希望すること。

(b) 会議を開催することなく改正案を採択する  
ことに賛成すること。

(c) 会議を開催することなく改正案を拒否する  
ことに賛成すること。

2 国際連合教育科学文化機関事務局長は、1の  
規定により受領した回答をすべての締約国に送  
付する。

3 所定の期間内に国際連合教育科学文化機関事  
務局長に対し自國の意見を表明したすべての締  
約国が、1(b)の規定に従い、会議を開催するこ  
となく、改正案を採択することに賛成することを  
同事務局長に通告する場合には、同事務局長  
は、前条の規定に従い、すべての締約国による  
採択の決定を通報する。改正は、この通報の日  
から九十日の期間が満了した時にすべての締約  
国について効力を生ずる。

4 国際連合教育科学文化機関事務局長は、三分  
の一を超える締約国から要請があつたときは、  
改正案を審議するための締約国会議を招集す  
る。

5 4の規定に基づいて取り扱われるこの条約又  
はその施行規則の改正は、締約国会議に代表を  
出席させた締約国が全会一致で採択し、かつ、  
各締約国が受諾した後においてのみ効力を生ず  
る。

6 4及び5に規定する締約国会議で採択された  
この条約又はその施行規則の改正の締約国によ  
る受諾は、正式の文書を国際連合教育科学文化  
機関事務局長に寄託することによって行う。

7 この条約又はその施行規則の改正が効力を生  
じた後は、改正された条約又は施行規則のみを  
批査又は加入のために開放しておく。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受け  
てこの条約に署名した。

千九百五十四年五月十四日にハーブで、本書一  
通を作成した。本書は、国際連合教育科学文化機  
関に寄託するものとし、その認証謄本は、第三十  
条及び第三十二条に規定するすべての国並びに国  
際連合に送付する。

この条約は、国際連合教育科学文化機  
関事務局長に通報する

ものとし、同事務局長は、これを締約国に送付  
し、かつ、次のいずれかのことを表明する回答  
を四箇月以内に行うよう要請する。

(a) 改正案を審議するため会議を招集すること  
を希望すること。

(b) 会議を開催することなく改正案を採択する  
ことに賛成すること。

(c) 会議を開催することなく改正案を拒否する  
ことに賛成すること。

利益保護国は、自国の外交職員若しくは領事職員の中から又は派遣先の国の承認を得てその他の者の中から、その代表を任命する。

#### 第四条 文化財管理官の任命

1 文化財管理官は、当該文化財管理官の派遣先の国及びこれと敵対する紛争当事国に代わって行動する利益保護国の合意により、第一条に規定する国際的な名簿から選定する。

2 1に規定する国は、文化財管理官の選定に関する討議の開始の日から三週間以内に合意に達することができなかつた場合には、国際司法裁判所長に対し文化財管理官を任命するよう要請するものとし、当該文化財管理官は、自己の派遣先の国がその任命を承認するまでは、任務を開始してはならない。

#### 第五条 利益保護国代表の任務

利益保護国の代表は、この条約に違反する行為に留意し、自己の派遣先の国の承認を得てそのような違反行為が行われた事情について調査し、当該違反行為の中止を確保するために現地で申入れを行い、及び必要な場合には当該違反行為について文化財管理官に通報する。利益保護国の代表は、その活動を文化財管理官に常時通報する。

#### 第六条 文化財管理官の任務

1 文化財管理官は、自己の派遣先の国の代表者及び関係する利益保護国の代表と協力して、この条約の適用に関して付託されるすべての事項を取り扱う。

2 文化財管理官は、この施行規則に定める場合において、決定及び任命を行う権限を有する。

3 文化財管理官は、自己の派遣先の国の同意を得て、調査を命じ、又は自ら調査を行う権利を有する。

4 文化財管理官は、紛争当事国又はその利益保護国に対し、この条約の適用について有用と認める申入れを行う。

5 文化財管理官は、この条約の適用について必要な報告書を作成し、並びにこれを関係国及び

その利益保護国に送付する。文化財管理官は、この報告書の写しを国際連合教育科学文化機関事務局長に送付するものとし、同事務局長は、その技術的内容のみを利用することができます。当該代表に係る費用については、利益保護国と当該利益保護国が利益を保護する国との間で合意するところによる。

6 文化財管理官は、利益保護国がない場合には、条約第二十一条及び第二十二条に定める利益保護国の任務を遂行する。

#### 第七条 査察員及び専門家

1 文化財管理官は、必要と認めるときはいつでも、関係する利益保護国代表の要請により又は当該代表との協議の後に、当該文化財管理官の派遣先の国に対し、その承認を得るために特定の任務を有する文化財のための査察員を推薦する。査察員は、文化財管理官に對してのみ責任を負う。

2 文化財管理官、利益保護国代表及び査察員は、専門家の役務を利用することができるものとし、当該専門家についても、1に規定する派遣先の国に対し、その承認を得るために推薦される。

#### 第八条 管理の任務の遂行

文化財管理官、利益保護国代表、査察員及び専門家は、いかなる場合にも、その権限を超えてはならない。特に、これらの者は、自己の派遣先の締約国の安全上の必要を考慮するものとし、また、あらゆる場合において、当該締約国が通報する軍事的状況の要請するところに従つて行動する。

#### 第九条 利益保護国代表の代理

1 文化財管理官は、自己の派遣先の国の代表者の同意を得て、調査を命じ、又は自ら調査を行う権利を有する。

2 文化財管理官は、この施行規則に定める場合において、決定及び任命を行う権限を有する。

3 文化財管理官は、自己の派遣先の国の同意を得て、調査を命じ、又は自ら調査を行う権利を有する。

4 文化財管理官は、紛争当事国又はその利益保護国に対し、この条約の適用について有用と認める申入れを行う。

5 文化財管理官は、この条約の適用について必要な報告書を作成し、並びにこれを関係国及び

文化財管理官、査察員及び専門家の報酬並びにこれらの方に係る費用については、これらの者の派遣先の国が負担する。利益保護国代表の報酬及び当該代表に係る費用については、利益保護国と当該利益保護国が利益を保護する国との間で合意するところによる。

#### 第二章 特別の保護

##### 第十一条 臨時の避難施設

1 いざれの締約国も、武力紛争の間において、予見されなかつた事情のため臨時の避難施設を設置することとなり、かつ、当該臨時の避難施設を特別の保護の下に置くことを希望する場合には、その旨を本国に派遣された文化財管理官に直ちに通報する。

2 文化財管理官は、予見されなかつた事情及び臨時の避難施設に収容される文化財の重要性によりこのような措置が正当化されると認める場合には、条約第十六条に規定する特殊標準を当該臨時の避難施設に表示することを締約国に認めることができる。文化財管理官は、そのような決定を関係する利益保護国代表に遅滞なく通報するものとし、当該代表は、特殊標章を直ちに撤去することを三十日の期間内に命ずることができる。

3 文化財管理官は、臨時の避難施設が条約第八条に定める条件を満たしていると認める場合において、関係する利益保護国代表が同意を表明したときは直ちに、又は当該代表のいざれも反対することなく、2に規定する三十日の期間が満了したときは、当該臨時の避難施設を特別の保護の下にある文化財の国際登録簿に登録するよう国際連合教育科学文化機関事務局長に要請する。

4 「特別の保護」下にある文化財の国際登録簿（以下「国際登録簿」という。）を作成する。

5 国際連合教育科学文化機関事務局長は、国際登録簿を維持する。同事務局長は、その写しを

国際連合事務総長及び締約国に送付する。国際登録簿は、締約国の国名ごとに区分する。それぞれの区分は、「避難施設」、「記念工作物集中地区」及び「その他の不動産の文化財」の表題を付した三つの段落に細分する。国際連合教育科学文化機関事務局長は、それぞれの区分に含まれるべき内容について詳細を定めること。

#### 第十三条 登録の申請

1 いざれの締約国も、国際連合教育科学機関事務局長に対し、自國の領域内に所在する特定の避難施設、記念工作物集中地区又はその他不動産の文化財を国際登録簿に登録するための申請書を提出することができる。この申請書は、これらの文化財の所在地に関する記述を含むものとし、当該文化財が条約第八条の規定に合致するものであることを証明する。

2 占領が行われる場合には、占領国が1の申請を行うことができる。

3 国際連合教育科学文化機関事務局長は、遅滞なく、登録の申請書の写しを各締約国に送付する。

#### 第十四条 異議

1 いざれの締約国も、国際連合教育科学機関事務局長にあてた書簡により、国際登録簿への文化財の登録について異議を申し立てることができる。この書簡は、同事務局長が登録の申請書の写しを送付した日から四箇月以内に同事務局長により受領されなければならない。

2 1の異議には、その理由を明示するものとし、次の(a)又は(b)のいずれかに限り、正当な理由と認められる。

(a) その財産が文化財でないこと。

(b) その財産が条約第八条に定める条件を満たしていないこと。

3 国際連合教育科学文化機関事務局長は、遅滞なく、異議の書簡の写しを締約国に送付する。

同事務局長は、必要な場合には、記念工作物、芸術的・歴史的遺跡及び考古学上の発掘に関する

る国際委員会、及び適当と認める場合には、能力を有する他の団体又は個人の助言を求める。

4 国際連合教育科学文化機関事務局長又は登録の申請を行った締約国は、異議を申し立てた締約国に対し、その異議を撤回させるため、必要と認める申入れを行うことができる。

5 平時において登録の申請を行った締約国がその登録が行われる前に武力紛争に巻き込まれた場合には、国際連合教育科学文化機関事務局長は、申し立てられることのある又は申し立てられた異議が承認され、撤回され、又は無効なものとされるまでの間有効なものとして、直ちに、当該申請に係る文化財を国際登録簿に暫定的に登録する。

6 国際連合教育科学文化機関事務局長が、異議の書簡を受領した日から六箇月の期間内に、異議を申し立てた締約国から当該異議を撤回した旨の通報を受領しない場合には、登録の申請を行つた締約国は、7に定める手続に従つて仲裁を要請することができる。

7 仲裁の要請は、国際連合教育科学文化機関事務局長が異議の書簡を受領した日の後一年を経過した後は、行つてはならない。双方の紛争当事国は、それぞれ一人の仲裁人を任命する。一の登録の申請に対し二以上の異議が申し立てられた場合には、異議を申し立てた締約国は、合意により、一人の仲裁人を任命する。これらの二人の仲裁人は、第一条に規定する国際的な名簿から裁判長となる仲裁人を選定する。当該二人の仲裁人が裁判長となる仲裁人の選定について合意することができないときは、裁判長となく仲裁人の任命を国際司法裁判所長に要請する。この場合には、裁判長となる仲裁人は必ずしも当該国際的な名簿から選定されるものとし、この場合には、裁判長となる仲裁裁判所は、当該仲裁裁判所の手続を自ら定める。当該仲裁裁判所が行う決定については、異議を申し立てることができない。

8 各締約国は、自國が当事者である紛争が生じたときはいつでも、7に定める仲裁手続の適用を希望しないことを宣言することができる。この場合には、登録の申請に対する異議は、国際連合教育科学文化機関事務局長により締約国に送付される。この異議は、投票する締約国が三分の二以上の多数による議決で決定する場合にのみ、承認される。投票は、同事務局長が条約第二十七条の規定により自己に与えられた権限に基づいて会合を招集することが不可欠であると認める場合を除くほか、通信によつて行う。同事務局長は、通信による投票を行ふこととする場合には、締約国に対し、封印した書簡により、同事務局長による要請が行われた日から六箇月以内に自国の票を送付するよう要請する。

## 第十五章 登録

### 1 国際連合教育科学文化機関事務局長は、前条

1に規定する期間内に異議を受領しなかつた場合には、登録の申請が行われた文化財について、一連の番号を各物件に付して国際登録簿に登録されるようにしなければならない。

2 異議が申し立てられた場合には、前条5の規定の適用を妨げることなく、国際連合教育科学文化機関事務局長は、当該異議が撤回されたとき又は同条7若しくは8に定める手続により承認されなかつたときにのみ、文化財を国際登録簿に登録する。

## 第三章 文化財の輸送

### 第十七条 特別な取扱いを受けるための手続

1 条約第十二条1に規定する要請は、文化財管理官に対しても行う。要請書には、要請の基礎となる理由を記載し、並びに移動する物件の概数及び重要性、要請の時点における当該物件の所在地及び当該時点において予定されている移動先、使用する輸送手段、移動の経路、移動の予定日その他の関連情報を明記する。

2 文化財管理官は、適当と認める意見を聴取した後1の移動を正当と認める場合には、当該移動を実施するためには予定されている措置につき、関係する利益保護国(代理)と協議する。文化財管理官は、この協議の後、関係する紛争当事国に対し、当該移動について通報(すべての有用な情報を含むもの)を行う。

3 文化財管理官は、要請書に記載された文化財のみが移動されること及び当該文化財の輸送が承認された方法によつて行われ、かつ、特殊標章を表示していることを確認する一人又は二人以上の査察員を任命する。査察員は、目的地まで効力を生ずる。

1 国際連合教育科学文化機関事務局長は、次のいずれかの場合には、いかなる文化財の登録も取り消されるようしなければならない。  
(a) 当該文化財が領域内に所在する締約国を請求がある場合  
(b) 登録を申請した締約国が条約を廃棄し、かつ、その廃棄が効力を生じた場合  
(c) 第十四条5に定める特別な場合において、同条7又は8に定める手続により異議が承認されたとき。

2 国際連合教育科学文化機関事務局長は、登録の取消しに係る認証謄本を国際連合教育科学文化機関事務総長及び国際登録簿への登録に係る謄本を受領したすべての国に遅滞なく送付する。登録の取消しは、当該認証謄本の発送の後三十日で効力を生ずる。

3 特別の保護に係る要請書には、自國の領域に向けて文化財が移動される国がこの条の規定を得て、この条に定める条件に従い、当該文化財を第三国(代理)の領域に輸送することができると定を受諾していることを明記する。  
(d) 特別の保護に係る要請書には、自國の領域に向けて文化財が移動される国がこの条の規定を得て、この条に定める条件に従い、当該文化財を第三国(代理)の領域に輸送することができると定を受諾していることを明記する。

## 第十九条 占領地

他の締約国の領域を占領している締約国が文化財を当該領域内の他の場所にある避難施設に移動する場合には、第十七条に定める手続に従うことできないときであつても、その移動は、条約第四条に規定する権限には該当しないものとする。

ただし、文化財管理官が、通常の管理者と協議した後、当該移動が諸事情により必要とされている場合に、書面で説明することを条件とする。

## 第四章 特殊標章

1 特殊標章の配置及び特殊標章の視認性の程度

## 第二十条 標章の取付け

れる。特殊標章は、旗又は腕章に表示することができ、また、物件上に描き、又は他の適切な形態で表示することができる。

2 もつとも、特殊標章は、武力紛争に際しては、条約第十二条及び第十三条に定める場合には、一層完全な表示を行うことを妨げることなく、昼間において上空及び地上から明確に視認することができるよう輸送車両の上に配置する。特殊標章は、次の条件を満たすものとし、地上から視認することができるものでなければならぬ。

- (a) 特別の保護の下にある記念工作物集中地区については、その外縁を明確に示すために十分な一定の間隔で配置すること。
  - (b) 特別の保護の下にあるその他の不動産の文化財については、その入口に配置すること。
- 第二十一条 要員の識別
- 1 条約第十七条2(b)及び(c)に規定する者は、権限のある当局が発給し、かつ、その印章を押し

た腕章であつて特殊標章を表示したものと用することができる。

2 1に規定する者は、特殊標章を表示した特別の身分証明書を携帯する。この身分証明書には、少なくとも所持者の氏名、生年月日、組織上の名称又は階級及び職務を記載する。この身分証明書には、所持者の写真及び署名若しくは指紋又はその双方を表示するものとし、権限の

3 締約国は、この施行規則に例として附属するひな型に倣つて、自國の身分証明書の様式を作成する。締約国は、自國が使用する様式の見本を相互に送付する。身分証明書は、可能な場合には、少なくとも二通作成するものとし、そのうちの一通は、これを発行した国が保管する。

4 1に規定する者は、正当な理由なくして、身分証明書を奪われず、また、腕章を着用する権利をはく奪されない。

表面	
身分証明書	
文化財の保護に従事する要員用	
姓 _____	
名 _____	
生年月日 _____	
組織上の名称又は階級 _____	
職務 _____	
上記の者は、千九百五十四年五月十四日の武力紛争の際の文化財の保護に関するハーグ条約の規定に基づき、この証明書を所持する。	
発行年月日 _____	証明書番号 _____

I 1 締結について、日本国憲法第七十三第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。武力紛争の際の文化財の保護に関する議定書の締結について、日本国憲法第七十三第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

II 2 締約国は、次のとおり協定した。

1 締約国は、千九百五十四年五月十四日にハーグで署名された武力紛争の際の文化財の保護に関する条約第一条に定義する文化財が、武力紛争の際に自國が占領した地域から輸出されることを防止することを約束する。

2 締約国は、占領地域から直接又は間接に自國の領域内に輸入される文化財を管理することを

III 3 締約国は、自國の領域内にある文化財であつて1に定める原則に違反して輸出されたものを、敵対行為の終了の際に、從前に占領された地域の権限のある当局に返還することを約束する。このような文化財は、戦争の賠償として留置してはならない。

4 自國が占領した地域から文化財が輸出されることを防止する義務を負つていた締約国は、3の規定に従つて返還されなければならない文化財の善意の所持者に対し補償を行う。

5 締約国の領域を出所とする文化財であつて武力紛争による危険からの保護を目的として当該締約国により他の締約国の領域内に寄託されたものは、敵対行為の終了の際に、当該他の締約

裏面		
所持者の写真	所持者の署名若しくは指紋又はその双方	
この証明書を発給する当局の浮出印		
身長	眼の色	頭髪の色
その他の特徴		
<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>		

国により、当該文化財の出所である領域の権限のある当局に返還される。

### III

6 この議定書は、千九百五十四年五月十四日の日付を有するものとし、千九百五十四年四月二十一日から五月十四日までハーグで開催された会議に招請されたすべての国による署名のためにおく。

7 (a) この議定書は、署名国により、それぞれ自國の憲法上の手続に従つて批准されなければならぬ。

(b) 批准書は、国際連合教育科学文化機関事務局長に寄託する。

8 この議定書は、その効力発生の日から、6に規定する国であつてこの議定書に署名していな

いすべてのもの及び国際連合教育科学文化機関の執行委員会によりこの議定書に加入するよう招請される他のすべての国による加入のために開放しておく。加入は、同機関事務局長に加入書を寄託することによって行う。

9 6及び8に規定する国は、署名、批准又は加入の際に、Iの規定に拘束されないこと又はIIの規定に拘束されないことを宣言することができる。

10 (a) この議定書は、五の国の批准書が寄託されれた後三箇月で効力を生ずる。

(b) この議定書は、その後は、各締約国について、その批准書又は加入書の寄託の後三箇月で効力を生ずる。

(c) 千九百五十四年五月十四日にハーグで署された武力紛争の際の文化財の保護に関する条約第十八条又は第十九条に規定する事態において、紛争当事国が敵対行為又は占領の開始前又は開始後に行つた批准又は加入は、直ちに効力を生ずる。この場合には、国際連合教育科学文化機関事務局長は、14に規定する通報を最も速やかな方法で送付する。

11 (a) この議定書の効力発生の日にこの議定書の

締約国である国は、当該効力発生の日の後六箇月以内に、この議定書の効果的な適用を確保するため必要なすべての措置をとる。

(b) (a)に規定する期間は、この議定書の効力発生の日の後に批准書又は加入書を寄託する国については、批准書又は加入書の寄託の日の後六箇月とする。

(c) いずれの締約国も、批准若しくは加入の際に又はその後いつでも、国際連合教育科学文化機関事務局長にあたした通告により、白国が国際連合事務局長に於て責任を有する領域の全部又は一部にこの議定書を適用することを宣言することができる。この通告は、その受領の日の後三箇月で効力を生ずる。

12 (a) 締約国は、自国について、又は白国が国際連合事務局長にあたした通告により、白国が国際連合事務局長に於て責任を有する領域について、この議定書を廃棄することができる。

(b) 廃棄は、国際連合教育科学文化機関事務局長に寄託する文書により通告する。

(c) 廃棄は、廃棄書の受領の後一年で効力を生ずる。ただし、廃棄を行う締約国がこの期間の満了の時において武力紛争に巻き込まれている場合には、廃棄は、敵対行為の終了の時又は文化財の返還に関する業務が完了する時のいずれか遅い時まで効力を生じない。

13 (a) 締約国は、自國に於て、又は白国が国際連合事務局長に於て責任を有する領域について、この議定書を廃棄することができる。

(b) 廃棄は、国際連合教育科学文化機関事務局長に寄託する文書により通告する。

(c) 廃棄は、廃棄書の受領の後一年で効力を生

(d) (b)及び(c)に規定する会議で採択されたこの議定書の改正の締約国による受諾は、正式の文書を国際連合教育科学文化機関事務局長に寄託することによって行う。

(e) この議定書の改正が効力を生じた後は、改正された議定書のみを批准又は加入のために開放しておく。

この議定書は、国際連合教育科学文化機関事務局長からの要請により、国際連合憲章第百二条の規定に従つて、国際連合事務局に登録する。

以上の証拠として、下名は、正當に委任を受けたこの議定書に署名した。

この議定書は、国際連合教育科学文化機関事務局長から要請により、国際連合憲章第百二条の規定に従つて、国際連合事務局に登録する。

以上の証拠として、下名は、正當に委任を受けたこの議定書に署名した。

この議定書により規律されない問題については、引き続き国際慣習法の諸規則により規律されることを確認して、

次とのおり協定した。

第一章 序

この議定書の適用上、

(a) 「締約国」とは、この議定書の締約国をいう。

(b) 「文化財」とは、条約第一条に定義する文化財をいう。

(c) 「条約」とは、千九百五十四年五月十四日に作成された武力紛争の際の文化財の保護に関する千九百五十四条のハーグ条約の第二議定書の締結について承認を求めるの件

千九百九十九年三月二十六日にハーグで作成された武力紛争の際の文化財の保護に関する千九百五十四条のハーグ条約の第二議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

千九百九十九年三月二十六日にハーグで作成された武力紛争の際の文化財の保護に関する千九百五十四条のハーグ条約の第二議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

千九百九十九年三月二十六日にハーグで作成された武力紛争の際の文化財の保護に関する千九百五十四条のハーグ条約の第二議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

千九百九十九年三月二十六日にハーグで作成された武力紛争の際の文化財の保護に関する千九百五十四条のハーグ条約の第二議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

千九百九十九年三月二十六日にハーグで作成された武力紛争の際の文化財の保護に関する千九百五十四条のハーグ条約の第二議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

千九百九十九年三月二十六日にハーグで作成された武力紛争の際の文化財の保護に関する千九百五十四条のハーグ条約の第二議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

千九百九十九年三月二十六日にハーグで作成された武力紛争の際の文化財の保護に関する千九百五十四条のハーグ条約の第二議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

れた体制を確立することがあることを認め、

千九百五十四年五月十四日にハーグで作成された武力紛争の際の文化財の保護に関する条約の重

要性を再確認し、また、その実施を強化するための措置を通じて同条約の規定を補足することの必

要性を強調し、適当な手続を定めることにより、同条約の締約国に対し、武力紛争の際の文化財の保護に一層密接に関与するための手段を提供することを希望し、

武力紛争の際の文化財の保護について規律する規則が国際法の発展を反映すべきであることを考慮し、

この議定書により規律されない問題については、引き続き国際慣習法の諸規則により規律されることを確認して、

規則が国際法の発展を反映すべきであることを考慮し、

この議定書により規律されない問題については、引き続き国際慣習法の諸規則により規律されることは、引続き国際慣習法の諸規則により規律されることは、

規則が国際法の発展を反映すべきであることを考慮し、

		<p>従つて作成される強化された保護の下にある文化財の国際的な一覧表をいう。</p> <p>(i) 「事務局長」とは、国際連合教育科学文化機関事務局長をいう。</p> <p>(j) 「ユネスコ」とは、国際連合教育科学文化機関をいう。</p> <p>(k) 「第一議定書」とは、千九百五十四年五月十四日にハーベで作成された武力紛争の際の文化財の保護に関する議定書をいう。</p> <p>第二条 条約との関係</p> <p>この議定書は、締約国間の関係において、条約を補足する。</p> <p>第三条 適用範囲</p> <p>1 この議定書は、平時に適用する規定を除くほか、条約第十八条1及び2並びにこの議定書の第二十二条1に規定する事態について適用する。</p> <p>2 紛争当事国の一がこの議定書によって拘束されない場合にも、締約国は、その相互の関係においては、この議定書によって引き続き拘束される。さらに、締約国は、この議定書によって拘束されない紛争当事国がこの議定書の規定を受諾し、かつ、適用する限り、当該紛争当事国との関係においても、この議定書によって拘束される。</p> <p>第四条 第三章の規定と条約及びこの議定書の他の規定との関係</p> <p>第三章の規定は、次の(a)及び(b)の規定の適用を妨げるものではない。</p> <p>(a) 条約第一章の規定及びこの議定書の第一章の規定</p> <p>(b) 条約第二章の規定。ただし、この議定書の規定に従つてこの議定書を受諾し、かつ、適用する国との間においては、文化財に特別の保護及び強化された保護の双方が与えられてい場合には、強化された保護に関する規定のみを適用する。</p> <p>(d) (a)の規定により行われた決定に基づき攻撃を行う場合には、事情が許すときはいつで占領している締約国は、占領地域について、次</p>	<p>第五条 文化財の保全</p> <p>条約第三条の規定に従い武力紛争による予見可能な影響から文化財を保全するために平時にとする準備措置には、適当な場合には、目録の作成、火災又は構造的崩壊から保護するための緊急措置の立案、動産の文化財を移動するため又は当該動産の文化財に対しその所在地において適当な保護を有する権限のある当局の指定を含める。</p>
		<p>第六条 文化財の尊重</p> <p>条約第四条の規定に従い文化財の尊重を確保することを目的として、</p> <p>(a) 同条2の規定による絶対的な軍事上の必要に基づく免除は、文化財に対する敵対行為に</p> <p>ついで、次の(i)及び(ii)の条件が満たされる場合に限り、主張することができる。</p> <p>(i) 当該文化財が、その機能により軍事目標となつていていること。</p> <p>(ii) (i)の軍事目標に對して敵対行為を行うことによって得られる軍事的利得と同様の軍事的利益を得るために利用し得る実行可能な代替的手段がないこと。</p> <p>(b) 同条2の規定による絶対的な軍事上の必要に基づく免除は、破壊又は損傷の危険にさらすおそれがある目的のための文化財の利用については、当該文化財のこのような利用と、當該利用によって得られる軍事的利得と同様の軍事的利益を得るために文化財の利用に</p> <p>中止し、又は停止すること。</p> <p>(c) 次のこととが明白となつた場合には、攻撃を</p> <p>度に引き起こすことが予測される攻撃を行ふ決定を差し控えること。</p> <p>(d) 攻撃が、予期される具体的かつ直接的な</p> <p>軍事的利得との比較において、巻き添えによる条約第四条の規定により保護される文化財であること。</p> <p>(e) 攻撃が、予期される具体的かつ直接的な軍事的利得との比較において、巻き添えによる条約第四条の規定により保護される文化財の損傷を過度に引き起こすことが予測されること。</p> <p>第八条 敵対行為の影響に対する予防措置</p> <p>紛争当事国たる締約国は、実行可能な最大限度まで、次のことを行う。</p> <p>(a) 動産の文化財を軍事目標の付近から移動させ、又は当該動産の文化財に対しその所在地において適当な保護を与えること。</p> <p>(b) 文化財の付近に軍事目標を設けることを避けること。</p> <p>第九条 占領地域における文化財の保護</p> <p>1 条約第四条及び第五条の規定の適用を妨げることなく、他の締約国の領域の全部又は一部を占領している締約国は、占領地域について、次</p> <p>第七条 攻撃の際の予防措置</p> <p>紛争当事国たる締約国は、軍事行動を行うに際して國際人道法によつて要請される他の予防措置を妨げることなく、次のことを行う。</p> <p>(a) 攻撃の目標が条約第四条の規定により保護される文化財でないことを確認するためのすべての実行可能なこと。</p> <p>(b) 攻撃の手段及び方法の選択に当たつては、巻き添えによる条約第四条の規定により保護される文化財の損傷を防止し、又は少なくとも最小限にとどめるため、すべての実行可能な予防措置をとること。</p> <p>(c) 予期される具体的かつ直接的な軍事的利得との比較において、巻き添えによる条約第四条の規定により保護される文化財の損傷を過度に引き起こすことが予測される攻撃を行う決定を差し控えること。</p> <p>(d) 次のこととが明白となつた場合には、攻撃を中止し、又は停止すること。</p> <p>(e) 攻撃の目標が、条約第四条の規定により保護される文化財であること。</p> <p>(f) 攻撃が、予期される具体的かつ直接的な軍事的利得との比較において、巻き添えによる条約第四条の規定により保護される文化財の損傷を過度に引き起こすことが予測されること。</p> <p>第三章 強化された保護</p> <p>第十条 強化された保護</p> <p>文化財は、次のすべての条件を満たす場合に</p> <p>は、強化された保護の下に置くことができる。</p> <p>(a) 当該文化財が、人類にとって最も重要な文</p> <p>化遺産であること。</p> <p>(b) 当該文化財の文化上及び歴史上の特別の価値を認め、並びに最も高い水準の保護を確保する適當な立法上及び行政上の国内措置により当該文化財が保護されていること。</p> <p>(c) 当該文化財が軍事的目的で又は軍事施設を掩護するため利用されておらず、かつ、当該文化財を管理する締約国がそのような利用を行わないことを確認する旨の宣言を行つていること。</p> <p>第十一条 強化された保護の付与</p> <p>1 締約国は、強化された保護の付与を要請しようとする文化財に記載した表を第二十四条に規定する委員会に提出するものとする。</p> <p>2 1に規定する文化財に對して管轄権を有し、又はこれを管理する締約国は、当該文化財を第二十七条1(b)の規定に従つて作成される一覧表に記載することを要請することができる。この要請には、前条に定める基準に關連するすべての必要な情報を含める。第二十四条に規定する委員会は、締約国に対し、当該文化財が一覧表</p>	

に記載されることを要請するよう促すことがで

きる。

3 関連する専門的知識を有する他の締約国、ブルーシールド国際委員会及びその他の非政府機関は、特定の文化財を第二十四条に規定する委員会に推薦することができる。このような場合には、当該委員会は、締約国に対し、一覧表への当該文化財の記載を要請するよう促すことを決定することができる。

4 二以上の国が主権若しくは管轄権を主張している領域内に所在する文化財を一覧表に記載することを要請すること又は当該文化財を一覧表に記載することは、そのような紛争の当事者の権利にいかなる影響も及ぼすものではない。

5 第二十四条に規定する委員会は、一覧表への記載の要請を受領したときは、当該要請をすべての締約国に通報する。締約国は、六十日以内に当該委員会に対して当該要請に関する意見を提出することができる。これらの意見は、前条に定める基準に基づくものに限る。これらの意見は、具体的なものであり、かつ、事実に関するものでなければならない。当該委員会は、これららの意見について審議するものとし、当該委員会としての決定を行う前に、一覧表への記載を要請している締約国に対し、当該意見に対する見解を表明するための適当な機会を与える。当該委員会は、これらの意見について審議する際しては、第二十六条の規定にかかるわらず、出席し、かつ、投票する当該委員会の構成国の五分の四以上の多数による議決により、できる限り速やかに決定されるべきである。

6 第二十四条に規定する委員会は、一覧表への記載の要請について決定を行って、政府機関及び非政府機関並びに個人の専門家の助言を求めるものとする。

7 強化された保護を付与し、又は付与しない旨の決定は、前条に定める基準に基づいてのみ行うことができる。

8 例外的な場合には、第二十四条に規定する委

員会は、一覧表への文化財の記載を要請していない締約国が前条(b)の基準を満たしていないと判断したときであっても、その要請を行つた締約国が第三十二条の規定に基づいて国際的援助の要請を提出することを条件として、強化された保護を付与することを決定することができる。

9 紛争当事国たる締約国は、敵対行為の開始に際し、自國が管轄権を有し、又は管理する文化財について強化された保護の付与を要請することを第二十四条に規定する委員会に通報することにより、強化された保護の付与を緊急に要請することができます。当該委員会は、その要請をすべての紛争当事国たる締約国に直ちに送付する。このような場合には、当該委員会は、関係締約国からの意見について迅速に審議する。暫定的な強化された保護を付与する旨の決定は、第二十六条の規定にかかるわらず、出席し、かつ投票する当該委員会の構成国の五分の四以下の多数による議決により、できる限り速やかに行う。当該委員会は、前条(a)及び(c)の基準が満たされているときは、強化された保護を付与するための正規の手続による結果が出るまでの間暫定的な強化された保護を付与することができる。

10 強化された保護は、一覧表に文化財が記載された時から、第二十四条に規定する委員会により一覧表に文化財を記載する旨の決定の通報を遅滞なく送付する。

11 事務局長は、国際連合事務総長及びすべての締約国に対し、第二十四条に規定する委員会による一覧表に文化財を記載する旨の決定の通報を遅滞なく送付する。

第十二条 強化された保護の下にある文

紛争当事国たる締約国は、強化された保護の下にある文化財を攻撃の対象とすることを差し控えること及び軍事活動を支援するための当該文化財を求めるものとする。

強化された保護を付与し、又は付与しない旨の決定は、前条に定める基準に基づいてのみ行うことにより、当該文化財に関する特別な取扱いを確保する。

第十三条 強化された保護の喪失

1 強化された保護の下にある文化財は、次のいずれかの場合に限り、強化された保護を喪失する。  
2 当該文化財が、その利用により軍事目標となつている場合

(a) 強化された保護が、次条の規定に基づいて停止され、又は取り消される場合  
(b) 当該文化財が、その利用により軍事目標となつている場合

3 1(b)の状況においては、1の文化財は、次すべての条件を満たす場合に限り、攻撃の対象とすることができる。  
4 当該攻撃が、1(b)に規定する利用を終了させることのための唯一の実行可能な手段であること。

(b) 攻撃の手段及び方法の選択に当たつては、1(b)に規定する利用を終了させるため、及び当該文化財の損傷を防止し、又は少なくとも最小限にとどめるため、すべての実行可能な予防措置をとること。

(c) 緊急の自衛上の必要のため状況によりやむを得ない場合を除くほか、すべての実行可能な予防措置をとること。

(i) 当該攻撃が、最も上級の作戦上の指揮機関により命令されること。

第十四条 刑事上の責任及び裁判権

1 故意に、かつ、条約又はこの議定書に違反して行われる次のいずれの行為も、この議定書による強化された保護の下にある文化財を攻撃の犯罪とする。  
2 事務局長は、国際連合事務総長及びすべての締約国に対し、第二十四条に規定する委員会による一覧表に文化財を記載する旨の決定の通報を遅滞なく送付する。

第十五条 この議定書の著しい違反

3 事務局長は、国際連合事務総長及びすべての締約国に対し、第二十四条に規定する委員会による一覧表に文化財を記載する旨の決定の通報を遅滞なく送付する。

4 第二十四条に規定する委員会は、3に規定する決定を行う前に、締約国に対し、その意見を表明するための機会を与える。

は、強化された保護を停止することができる。

当該委員会は、当該違反が継続する場合には、例外的に、当該文化財を一覧表から削除することにより強化された保護を取り消すことができる。

5 第二十四条に規定する委員会は、3に規定する決定を行う前に、締約国に対し、その意見を表明するための機会を与える。

第十六条 条約及びこの議定書により保護される文化財の広範な破壊又は微発を行うこと。

6 強化された保護の下にある文化財又はその隣接する周囲を軍事活動を支援するために利用すること。

7 条約及びこの議定書により保護される文化財を攻撃の対象とすること。

8 条約により保護される文化財を盗取し、略奪し若しくは横領し、又は損壊すること。

9 締約国は、この条に規定する犯罪を自国の国内法上の犯罪とするため、及びこののような犯罪について適切な刑罰を科すことができるよう

にするため、必要な措置をとる。締約国は、そのような措置をとるに当たり、法の一般原則及び国際法(行為を直接に行う者以外の者に対する個人の刑事上の責任を課す規則を含む)に従う。

10 第二十四条に規定する委員会は、文化財が第十条に定める基準のいずれかを満たさなくなつた場合には、強化された保護を停止し、又は当該文化財を一覧表から削除することによりこれを取り消すことができる。

11 第二十四条に規定する委員会は、強化された保護の下にある文化財に関し、軍事活動を支援するための当該文化財の利用により第十二条の規定に対する著しい違反が生じている場合には、次の場合において前条に規定する犯罪につ

2	2	2	2
(a) 犯罪が自国の領域内で行われる場合	(b) 容疑者が自国の国民である場合	(c) 同条1(a)から(c)までに規定する犯罪について	いての自国の裁判権を設定するため、必要な立法上の措置をとる。
(a) この議定書は、適用可能な国内法及び国際法に基づき個人が刑事上の責任を負うこと又は裁判権が行使されることを妨げるものではなく、また、国際慣習法に基づく裁判権の行使に影響を及ぼすものでもない。	(b) 締約国が第三条2の規定に従つてこの議定書の規定を受諾し、かつ、適用する場合を除くほか、締約国でない国の軍隊の構成員及び国民、締約国でない国の軍隊において勤務する者を除く。)は、この議定書に基づき個人の刑事上の責任を負うことではなく、また、この議定書は、当該軍隊の構成員及び国民に対する裁判権を設定し、又は当該軍隊の構成員及び国民を引き渡す義務を課するものではなく。	(c) 合	(a) 犯罪が自国の領域内に所在する場合は、容疑者が自国の領域内に所在する場合
合	合	合	合

1	1	1	1
2	2	2	2
3	3	3	3
4	4	4	4

1	1	1	1
2	2	2	2
3	3	3	3
4	4	4	4
5	5	5	5

1	1	1	1
2	2	2	2
3	3	3	3
4	4	4	4
5	5	5	5

<p>(c) 規定に従つて作成する指針を承認すること。</p> <p>(d) 次条に規定する委員会による第二十九条に規定する基金の利用について、指針を提供し、及び監督すること。</p> <p>(e) この議定書の適用に関するあらゆる問題を討議し、及び適当な場合には勧告を行うこと。</p>	
<p>1 事務局長は、締約国の少なくとも五分の一の要請により、特別の締約国会議を招集する。</p> <p>第二十四条 武力紛争の際の文化財の保護に関する委員会</p> <p>1 この議定書により、武力紛争の際の文化財の保護に関する委員会(以下「委員会」という。)を設置する。委員会は、締約国会議により選出される十二の締約国によって構成される。</p> <p>2 委員会は、毎年一回、通常会期として会合するものとし、必要があると認めるときはいつでも、臨時会期として会合する。</p> <p>3 締約国は、委員会の構成を決定するに当たり、世界の異なる地域及び文化が平衡に代表されることを確保するよう努める。</p> <p>4 委員会の構成国は、自国の代表として文化遺産、国防又は国際法の分野において資格を有する者を選定するものとし、また、相互に協議の上、委員会が全体としてこれらのすべての分野における十分な専門的知識を有することを確保するよう努める。</p>	
<p>第二十五条 任期</p> <p>1 締約国は、四年の任期で委員会に選出されるものとし、引き続いて一回のみ再選される資格を有する。</p> <p>2 1の規定にかかわらず、最初の選挙において選出された構成国の二分の一の任期は、当該選挙が行われた締約国会議の通常会期の後に開催される最初の締約国会議の通常会期の終わりに終了する。これらの構成国は、最初の選挙</p>	
<p>3 委員会は、条約、第一議定書及びこの議定書の目的と同様の目的を有する政府間国際機関及び非政府機関と協力する。委員会は、その任務の遂行について支援を受けるため、ユネスコと公式の関係を有する専門的機関等の著名な専門</p>	
<p>4 基金の資金は、次のものから成る。</p> <p>(a) 締約国からの任意拠出金</p> <p>(b) 次の者からの拠出金、贈与又は遺贈</p>	
<p>の後に締約国会議の議長によりくじ引で選ばれる。</p> <p>第二十六条 手続規則</p> <p>1 委員会は、その手続規則を採択する。</p> <p>2 委員会の会合の定足数は、構成国の過半数とする。委員会の決定は、投票する構成国の三分の二以上の多数による議決で行う。</p> <p>3 委員会の構成国は、自國が当事者である武力紛争の影響を受ける文化財に関するいかなる決定についても、投票に参加してはならない。</p> <p>第二十七条 任務</p> <p>1 委員会は、次の任務を有する。</p> <p>(a) この議定書の実施に関する指針を作成すること。</p> <p>(b) 文化財に対して強化された保護を付与し、停止し、又は取り消すこと並びに強化された保護の下にある文化財の一覧表を作成し、維持し、及び周知させること。</p> <p>(c) この議定書の実施を監視し、及び監督すること並びに強化された保護の下に置かれる文化財の認定を促進すること。</p> <p>(d) 締約国の報告について検討し、意見を述べ、及び必要に応じて説明を求め、並びに締約国会議に提出するためにこの議定書の実施に関する報告書を作成すること。</p> <p>(e) 第三十二条に規定する国際的援助の要請を受領し、及び検討すること。</p> <p>(f) 第二十九条に規定する基金の利用について決定を行うこと。</p> <p>(g) 締約国会議により与えられるその他の任務を遂行すること。</p> <p>2 委員会の任務は、事務局長と協力して遂行する。</p> <p>3 委員会は、条約、第一議定書及びこの議定書の目的と同様の目的を有する政府間国際機関及び非政府機関と協力する。委員会は、その任務の遂行について支援を受けるため、ユネスコと公式の関係を有する専門的機関等の著名な専門</p>	
<p>4 基金の資金は、次のものから成る。</p> <p>(a) 締約国からの任意拠出金</p> <p>(b) 次の者からの拠出金、贈与又は遺贈</p>	
<p>の後に締約国会議の議長によりくじ引で選ばれる。</p> <p>第二十八条 事務局</p> <p>委員会は、ユネスコ事務局の補佐を受けるものとし、同事務局は、委員会の書類及び会合の議事日程を作成し、並びに委員会の決定の実施について責任を有する。</p> <p>第二十九条 武力紛争の際の文化財の保護に関する基金</p> <p>1 この議定書により、次の目的のため、武力紛争の際の文化財の保護に関する基金(以下この条において「基金」という。)を設立する。</p> <p>(a) 特に第五条、第十条(b)及び次条の規定に従つて平時にとられる準備措置その他の措置を支援するための財政上その他の援助を提供すること。</p> <p>(b) 武力紛争の期間中又は敵対行為の終了後の当面の復旧の間において特に第八条(a)の規定に従つて文化財を保護するためとされる緊急の措置、暫定的な措置その他の措置に関し、財政上その他の援助を提供すること。</p> <p>(c) 基金は、ユネスコの財政規則に基づく信託基金とする。</p> <p>2 基金から支出された資金は、委員会が第二十三条(c)に規定する指針に従つて決定する目的のためにのみ使用する。委員会は、特定の計画又は事業に用途を限つた拠出を受けることができる。ただし、委員会が当該計画又は事業の実施を決定している場合に限る。</p> <p>3 委員会は、条約、第一議定書及びこの議定書の目的と同様の目的を有する政府間国際機関及び非政府機関と協力する。委員会は、その任務の遂行について支援を受けるため、ユネスコと公式の関係を有する専門的機関等の著名な専門</p>	
<p>4 基金の資金は、次のものから成る。</p> <p>(a) 締約国からの任意拠出金</p> <p>(b) 次の者からの拠出金、贈与又は遺贈</p>	
<p>の後に締約国会議の議長によりくじ引で選ばれる。</p> <p>第三十条 周知</p> <p>1 締約国は、適当な手段を用いて、特に教育及び広報に関する事業計画を通じて、自國のすべての住民が文化財を評価し、及び尊重することを強化するよう努める。</p> <p>2 締約国は、平時及び武力紛争の際にこの議定書の内容を熟知していなければならぬ。このため、締約国は、適当な場合には、次のことを行う。</p> <p>(a) 文化財の保護についての指針及び命令を自國の軍事上の規則に含めること。</p> <p>(b) ユネスコ並びに関連の政府機関及び非政府機関と協力して、平時の訓練及び教育に関する事業計画を作成し、及び実施すること。</p> <p>(c) 事務局長を通じて、(a)及び(b)の規定を実施するための法律及び行政規則並びに当該規定を実施するためにとられた措置に関する情報を相互に通報すること。</p> <p>(d) 事務局長を通じて、できる限り速やかに、この議定書の適用を確保するために自國が制定する法律及び行政規則を相互に通報すること。</p> <p>3 締約国は、この議定書に対する著しい違反がある場合には、ユネスコ及び国際連合と協力して、かつ、国際連合憲章に従つて、単独で又は委員会</p>	

を通じて共同して行動することを約束する。

### 第三十二条 國際的援助

1 締約国は、委員会に対し、強化された保護の下にある文化財に関する国際的援助並びに第十一条の規定による法律、行政規則及び措置の立案、制定又は実施に関する援助を要請することができる。

2 この議定書の締約国でない紛争当事国であつて、第三条2の規定に従つてこの議定書の規定を受諾し、かつ、適用するものは、委員会に対し、適当な国際的援助を要請することができ

る。3 委員会は、国際的援助の要請の提出に関する規則を採択し、及び国際的援助の形態について定める。

4 締約国は、要請を行う締約国又は紛争当事国に対し、委員会を通じて、あらゆる種類の技術上の援助を与えることを奨励される。

### 第三十三条 ユネスコによる援助

1 締約国は、自国の文化財の保護に関する業務の遂行（文化財の保全のための準備活動、緊急事態に対する予防措置及び制度上の措置の実施、自国の文化財の目録の作成等）について、ユネスコは、その計画及び資力の範囲内で当該援助を与える。

2 締約国は、二国間又は多数国間で技術上の援助を与えることを奨励される。

3 ユネスコは、その発意により、締約国に対し1及び2の事項に関する提案を行うことができ

る。

### 第八章 議定書の実施

#### 第三十四条 利益保護国

この議定書は、紛争当事国たる締約国の利益の保護について責任を有する利益保護国の協力を得て適用する。

#### 第三十五条 調停手続

利益保護国は、文化財の保護のために有益と

認めるすべての場合、特に、この議定書の適用

又は解釈に関する紛争当事国たる締約国との間で意見の相違がある場合には、あつせんを行う。

1 このため、各利益保護国は、一の締約国若しくは事務局長からの要請により又は自己の発意により、紛争当事国たる締約国に対し、それぞれの代表者、特に文化財の保護について責任を有する当局が、適当と認められる場合には紛争当事国でない国の領域において、会合するよう提案することができる。紛争当事国たる締約国は、自國に対してなされた会合の提案に従わなければならぬ。利益保護国は、紛争当事国たる締約国に対し、その承認を求めるため、紛争当事国でない国に属する者又は事務局長から提示された者であつて当該会合に議長の資格で参加するよう招請されるものを提案する。

2 この議定書は、この議定書に署名した条約締約国により、それぞれ自國の憲法上の手続に従つて批准され、受諾され、又は承認されなければならない。

3 委員会は、紛争当事国たる締約国がこの議定書に署名するものとし、千九百九十九年五月十七日から十二月三十一日までハーヴににおいてすべての条約締約国による署名のために開放しておく。

4 第四十二条 批准 受諾又は承認

この議定書は、一千九百九十九年三月二十六日の日付を有するものとし、一千九百九十九年五月十七日から十二月三十一日までハーヴにおいてすべての条約締約国による署名のために開放しておく。

5 第四十三条 署名

この議定書は、一千九百九十九年三月二十六日の日付を有するものとし、一千九百九十九年五月十七日から十二月三十一日までハーヴにおいてすべての条約締約国による署名のために開放しておく。

6 第四十四条 通報

この議定書は、事務局長からその要請により、国際連合事務局に登録する。

7 第四十五条 国際連合への登録

この議定書は、事務局長からその要請により、国際連合事務局に登録する。

8 第四十六条 通報

この議定書は、事務局長からその要請により、国際連合事務局に登録する。

9 第四十七条 国際連合への登録

この議定書は、事務局長からその要請により、国際連合事務局に登録する。

10 第四十八条 国際連合への登録

この議定書は、事務局長からその要請により、国際連合事務局に登録する。

11 第四十九条 用語

この議定書は、ひとしく正文であるアラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語により作成する。

12 第五十条 署名

この議定書は、一千九百九十九年三月二十六日の日付を有するものとし、一千九百九十九年五月十七日から十二月三十一日までハーヴにおいてすべての条約締約国による署名のために開放しておく。

13 第五一条 批准 受諾又は承認

この議定書は、一千九百九十九年三月二十六日の日付を有するものとし、一千九百九十九年五月十七日から十二月三十一日までハーヴにおいてすべての条約締約国による署名のために開放ておく。

14 第五十二条 加入

この議定書は、一千九百九十九年三月二十六日の日付を有するものとし、一千九百九十九年五月十七日から十二月三十一日までハーヴにおいてすべての条約締約国による署名のために開放ておく。

15 第五十三条 効力発生

この議定書は、一千九百九十九年三月二十六日の日付を有するものとし、一千九百九十九年五月十七日から十二月三十一日までハーヴにおいてすべての条約締約国による署名のために開放ておく。

16 第五十四条 通報

この議定書は、一千九百九十九年三月二十六日の日付を有するものとし、一千九百九十九年五月十七日から十二月三十一日までハーヴにおいてすべての条約締約国による署名のために開放ておく。

17 第五十五条 廃棄

この議定書は、一千九百九十九年三月二十六日の日付を有するものとし、一千九百九十九年五月十七日から十二月三十一日までハーヴにおいてすべての条約締約国による署名のために開放ておく。

18 第五十六条 廃棄

この議定書は、一千九百九十九年三月二十六日の日付を有するものとし、一千九百九十九年五月十七日から十二月三十一日までハーヴにおいてすべての条約締約国による署名のために開放ておく。

19 第五十七条 廃棄

この議定書は、一千九百九十九年三月二十六日の日付を有するものとし、一千九百九十九年五月十七日から十二月三十一日までハーヴにおいてすべての条約締約国による署名のために開放ておく。

20 第五十八条 廃棄

この議定書は、一千九百九十九年三月二十六日の日付を有するものとし、一千九百九十九年五月十七日から十二月三十一日までハーヴにおいてすべての条約締約国による署名のために開放ておく。

2 廃棄は、事務局長に寄託する文書により通告する。

3 廃棄は、廃棄書の受領の後一年で効力を生ずる。ただし、廃棄を行ふ締約国がこの期間の満了の時に於いて武力紛争に巻き込まれている場合には、廃棄は、敵対行為の終了の時又は文化財の返還に関する業務が完了する時のいずれか遅い時まで効力を生じない。

4 第四十九条 用語

この議定書は、事務局長からその要請により、国際連合事務局に登録する。

5 第五十条 署名

この議定書は、事務局長からその要請により、国際連合事務局に登録する。

6 第五一条 批准 受諾又は承認

この議定書は、事務局長からその要請により、国際連合事務局に登録する。

7 第五十二条 加入

この議定書は、一千九百九十九年三月二十六日の日付を有するものとし、一千九百九十九年五月十七日から十二月三十一日までハーヴにおいてすべての条約締約国による署名のために開放ておく。

8 第五十三条 効力発生

この議定書は、一千九百九十九年三月二十六日の日付を有するものとし、一千九百九十九年五月十七日から十二月三十一日までハーヴにおいてすべての条約締約国による署名のために開放ておく。

9 第五十四条 通報

この議定書は、一千九百九十九年三月二十六日の日付を有するものとし、一千九百九十九年五月十七日から十二月三十一日までハーヴにおいてすべての条約締約国による署名のために開放ておく。

10 第五十五条 廃棄

この議定書は、一千九百九十九年三月二十六日の日付を有するものとし、一千九百九十九年五月十七日から十二月三十一日までハーヴにおいてすべての条約締約国による署名のために開放ておく。

11 第五十六条 廃棄

この議定書は、一千九百九十九年三月二十六日の日付を有するものとし、一千九百九十九年五月十七日から十二月三十一日までハーヴにおいてすべての条約締約国による署名のために開放ておく。

12 第五十七条 廃棄

この議定書は、一千九百九十九年三月二十六日の日付を有するものとし、一千九百九十九年五月十七日から十二月三十一日までハーヴにおいてすべての条約締約国による署名のために開放ておく。

13 第五十八条 廃棄

この議定書は、一千九百九十九年三月二十六日の日付を有するものとし、一千九百九十九年五月十七日から十二月三十一日までハーヴにおいてすべての条約締約国による署名のために開放ておく。

14 第五十九条 廃棄

この議定書は、一千九百九十九年三月二十六日の日付を有するものとし、一千九百九十九年五月十七日から十二月三十一日までハーヴにおいてすべての条約締約国による署名のために開放ておく。

15 第六十条 廃棄

この議定書は、一千九百九十九年三月二十六日の日付を有するものとし、一千九百九十九年五月十七日から十二月三十一日までハーヴにおいてすべての条約締約国による署名のために開放ておく。

16 第六十一条 廃棄

この議定書は、一千九百九十九年三月二十六日の日付を有するものとし、一千九百九十九年五月十七日から十二月三十一日までハーヴにおいてすべての条約締約国による署名のために開放ておく。

17 第六十二条 廃棄

この議定書は、一千九百九十九年三月二十六日の日付を有するものとし、一千九百九十九年五月十七日から十二月三十一日までハーヴにおいてすべての条約締約国による署名のために開放ておく。

18 第六十三条 廃棄

この議定書は、一千九百九十九年三月二十六日の日付を有するものとし、一千九百九十九年五月十七日から十二月三十一日までハーヴにおいてすべての条約締約国による署名のために開放ておく。

19 第六十四条 廃棄

この議定書は、一千九百九十九年三月二十六日の日付を有するものとし、一千九百九十九年五月十七日から十二月三十一日までハーヴにおいてすべての条約締約国による署名のために開放ておく。

20 第六十五条 廃棄

この議定書は、一千九百九十九年三月二十六日の日付を有するものとし、一千九百九十九年五月十七日から十二月三十一日までハーヴにおいてすべての条約締約国による署名のために開放ておく。

21 第六十六条 廃棄

この議定書は、一千九百九十九年三月二十六日の日付を有するものとし、一千九百九十九年五月十七日から十二月三十一日までハーヴにおいてすべての条約締約国による署名のために開放ておく。

22 第六十七条 廃棄

この議定書は、一千九百九十九年三月二十六日の日付を有するものとし、一千九百九十九年五月十七日から十二月三十一日までハーヴにおいてすべての条約締約国による署名のために開放ておく。